

令和8年 第1回定例会

南種子町議会会議録

令和 8年 3月 4日 開会

令和 8年 3月 18日 閉会

南種子町議会

令和8年第1回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）（水曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	5
1. 日程第5 令和8年度施政方針及び提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 休 憩	26
1. 日程第6 議案第23号 令和8年度南種子町一般会計予算	26
1. 日程第7 議案第24号 令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	26
1. 日程第8 議案第25号 令和8年度南種子町介護保険特別会計予算	26
1. 日程第9 議案第26号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算	26
1. 日程第10 議案第27号 令和8年度南種子町水道事業会計予算	26
総務課長説明	26
質疑	29
8番 上園和信議員	29
くらし保健課長説明	29
質疑	30
くらし保健課長説明	30
質疑	31
くらし保健課長説明	31
質疑	31
建設課長説明	31
質疑	32
1. 日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度南種子町一般会計補正予算（第7号））	33

総務課長説明	33
質疑	33
討論	33
採決	34
1. 日程第12 議案第10号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	34
総務課長説明	34
質疑	34
討論	34
採決	34
1. 日程第13 議案第11号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	35
総務課長説明	35
質疑	35
8番 上園和信議員	35
討論	36
採決	36
1. 休憩	36
1. 日程第14 議案第12号 南種子町屋根付きふれあい広場の設置及び管理に関する条例制定について	36
教育委員会社会教育課長説明	36
質疑	37
8番 上園和信議員	37
4番 福島照男議員	38
討論	39
採決	39
1. 日程第15 議案第13号 南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について	39
教育委員会社会教育課長説明	39
質疑	39
討論	40
採決	40
1. 日程第16 議案第14号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改	

	正する条例制定について	40
	税務課長説明	40
	質疑	41
	4番 福島照男議員	41
	討論	42
	採決	42
1.	日程第17 議案第15号 南種子町特産品開発センターの設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例 制定について	42
	総合農政課長説明	42
	質疑	43
	4番 福島照男議員	43
	討論	44
	採決	44
1.	日程第19 議案第17号 工事請負契約の締結について(令和7～9 年度 南種子町防災行政無線設備更新工事	44
	総務課長説明	44
	質疑	44
	4番 福島照男議員	45
	9番 濱田一徳議員	47
	8番 上園和信議員	48
	討論	49
	採決	49
1.	休 憩	49
1.	日程第20 議案第18号 令和7年度南種子町一般会計補正予算(第 8号)	50
	総務課長説明	50
	質疑	52
	2番 野首久教議員	52
	4番 福島照男議員	55
	討論	55
	採決	55
1.	日程第21 議案第19号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第5号)	56

くらし保健課長説明	56
質疑	57
討論	57
採決	57
1. 日程第22 議案第20号 令和7年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第5号)	57
くらし保健課長説明	57
質疑	58
4番 福島照男議員	58
討論	59
採決	59
1. 日程第23 議案第21号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第5号)	59
くらし保健課長説明	60
質疑	60
討論	60
採決	61
1. 日程第24 議案第22号 令和7年度南種子町水道事業会計補正予 算(第5号)	61
建設課長説明	61
質疑	62
討論	62
採決	62
1. 散 会	62
第2号(3月17日)(火曜日)	
1. 開 議	66
1. 日程第1 一般質問	66
8番 上園和信議員	66
1. 町づくり・地域おこし対策について	
2. 小中学校の土曜授業対策について	
3. だれもが気軽に利用でき、併せて、競技力の向上につな がるスポーツ施設の開設について	
1. 休 憩	77

9番 濱田一徳議員	77
1. スペースタウン南種子に関連してタウン南種子に関連して	
2. 町政70周年を迎えるにあたり	
1. 休憩	89
4番 福島照男議員	90
1. 持続可能なまちづくり戦略について	
2. 宇宙のまちづくり方針について	
1. 休憩	102
2番 野首久教議員	102
1. 学校給食について	
6番 柳田 博議員	109
1. 鹿児島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） の現在の入所状況について	
2. 子ども医療費助成事業について	
3. 福祉事務所について	
1. 休憩	116
1. 日程第2 委員長報告（所管事務調査 総務教育委員会）	116
総務文教委員長報告	117
1. 日程第3 委員長報告（所管事務調査 産業厚生委員会）	119
産業厚生委員長報告	119
1. 日程第4 委員長報告（あおぞら保育園の運営に関する調査特別 委員会）	121
あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員長報告	121
1. 散 会	123

第3号（3月18日）（水曜日）

1. 開 議	126
1. 日程第1 提案理由の説明	126
町長説明	126
1. 日程第2 議案第28号 南種子町役場課設置条例の一部を改正す る条例制定について	126
総務課長説明	126
質疑	127

質疑	152
討論	152
採決	152
1. 日程第11 閉会中の継続審査・調査申し出	153
1. 日程第12 議員派遣	153
1. 閉 会	153

令和8年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月4日開会～3月18日閉会 会期15日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	4	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 令和8年度施政方針及び提案理由の説明 4. 令和8年度予算（説明－委員会付託） 5. 議案審議 (1)承認 1件（承認第1号） (2)条例 6件（議案第10号～第15号） (3)事件 1件（議案第17号） (4)予算 5件（議案第18号～第22号） ○臨時全員協議会
	5	木	委 員 会	連合委員会予算審議（総務文教・産業厚生）
	6	金	休 会	
	7	⊕	休 会	
	8	⊕	休 会	
	9	月	委 員 会	連合委員会予算審議（総務文教・産業厚生）
	10	火	委 員 会	連合委員会予算審議（総務文教・産業厚生）

11	水	委員会	議会運営委員会（予定） 総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議総括） あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会
12	木	委員会	議会運営委員会
13	金	休会	
14	⊕	休会	
15	⊕	休会	
16	月	休会	
17	火	本会議	1. 一般質問（5人） 2. 委員長報告（所管事務調査・特別委員会）
18	水	本会議 （閉会） 委員会	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 条例 1件（議案第28号） (2) 事件 1件（議案第29号） 3. 令和8年度予算審査委員会報告（報告—採決） 4. 発委 2件（発委第2号～第3号） 5. 閉会中の継続審査・調査 6. 議員派遣 広報編集委員会

令和8年第1回南種子町議会定例会

第 1 日

令和8年3月4日

令和8年第1回南種子町議会定例会会議録
令和8年3月4日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 令和8年度施政方針及び提案理由の説明
- 日程第6 議案第23号 令和8年度南種子町一般会計予算
- 日程第7 議案第24号 令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第25号 令和8年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第26号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和8年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について専決処分した事件の承認について（令和7年度南種子町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第12 議案第10号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第11号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第12号 南種子町屋根付きふれあい広場の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第15 議案第13号 南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第14号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第15号 南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第17号 工事請負契約の締結について（令和7～9年度 南種子町防災行政無線設備更新工事）
- 日程第20 議案第18号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議案第19号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

- 日程第22 議案第20号 令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第21号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第22号 令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	西 村 一 広	書 記	河 野 彰 子
-----	---------	-----	---------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 和 昭	企 画 課 長	立 石 勝 行
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	岩 元 浩 美
税 務 課 長	小 川 浩 輝	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	鮫 島 幸 紀
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	立 石 拓 也	教育委員会 社会教育課長	河 東 昭 寛
農 業 委 員 会 事 務 局 長	才 川 い ず み		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和8年第1回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、上園和信議員、9番、濱田一徳議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月18日までの15日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月4日から18日までの15日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議長諸報告を行います。

令和7年第4回定例会以後に開催されました各種行事、業務及び動静については、お手元に配付している議長報告書のとおりであります。内容等については、毎月開催の全員協議会において説明しているとおりでありますが、詳しい資料は事務局にあります。

次に、監査結果報告書であります。令和7年11月分から令和8年1月分までを配付しております。

以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 皆さん、おはようございます。それでは、行政報告2件について申し上げます。

公立種子島病院の状況につきましては、御承知のとおり、指定管理者制度を導入をし、昨年10月1日から、医療法人徳洲会による病院の管理運営が開始をされておりますので、その状況について御報告をいたします。

はじめに医師につきましては、現状においても、常勤医師は藤田院長と荒井医師の2名であります。昨年の12月より、徳洲会関西ブロックの病院から1週間単位で毎週連続での医師の応援をいただいているところであり、病棟を中心とした診療に従事しているとのことでございます。

非常勤医師につきましては、鹿児島大学病院より、眼科・耳鼻咽喉科・小児外科・整形外科の医師を引き続き派遣していただいております。また、福岡徳洲会病院より内視鏡の専門医、長崎北徳洲会病院より小児科の医師を派遣をいただいております。そのほか個人病院よりリウマチ科・精神科の医師についても、引き続き診療をいただいているところでございます。

次に、診療体制についてであります。10月以降、診療時間帯の救急受入れが再開をされております。また、入院患者の制限も解除をされておりますが、さらには、2月より月曜日から水曜日の宿直を常勤医師及び徳洲会グループからの応援医師が担うことによりまして、この毎週3日間につきましては、基本的に24時間患者の受け入れ体制ができているということでもあります。

しかしながら、令和6年4月から開始されました医師の働き方改革により、医師の時間外労働時間の上限が設けられましたことにより、365日24時間体制の構築となりますと、さらに複数医師の確保が必須条件となるようでありまして、なかなか現状としては容易ではない状況のようでもあります。

次に、患者の動向であります。昨年10月から本年1月までの4か月間の入院患者数の合計につきましては3,055人でありまして、昨年同期より646人、26.8%の増となっております。特に、1月までは1日当たり20人から30人前後で推移をしていた入院患者数でありましたけれども、2月に入りましてからは、現在、常に40名前後となっているようでもあります。

逆に外来患者数につきましては、延べ人数で3,560人、30.80%減少をしているということでもあります。特に、内科・整形外科・耳鼻科・眼科の患者が減っているようでもあります。

各診療科とも、月によって減少数にばらつきがあるため、この理由につきましては一概には言えませんが、経営主体が変わったことで様子を見たり、受診を控えている患者も一定数はいらっしゃるのではないかと推察をしているところでもあります。

このような病院の現状も踏まえ、先月の26日に、徳洲会東京本部を訪問をいたしました。東上理事長と面談を行い、種子島南部の地域医療を担っていただいていることに対しましての感謝と、さらなる医療体制の充実をお願いを申し上げてきたところでございます。

東上理事長からは、新年度の途中から1名の医師に公立病院で勤務してもらう方向で、現在最終調整中であるとのお話もありました。また、徳洲会として指定管理をお引き受けした以上、病院施設をフルに使って、地域の人によかったなと思ってもらえるように、もっとよい形で運営をしてみたいとお言葉をいただいたところでございます。

今後、病院の設置者である公立種子島病院組合管理者として、種子島南部地域における安定した医療体制の構築を図るため、今後も努力をしてみたいと思います。

引き続き議員各位におかれましても、御理解、御協力をよろしくをお願いを申し上げます。

次に、令和8年度第31期宇宙留学生の状況について御報告をいたします。

平成8年度に22人でスタートいたしました宇宙留学制度は、昨年30周年を迎え、これまで1,076人の留学生を受け入れてまいりました。

第31期宇宙留学生につきましては、海外からの応募も含め79人の児童生徒の応募があったところであり、関係者の皆様の御理解と御協力によりまして、里親留学が11人、家族留学が27世帯の42人、合計53人の受入れを決定をしたところでございます。

学校別では、荃南小学校が10人、西野小学校が9人、大川小学校が5人、島間小学校が11人、平山小学校が4人、花峰小学校が6人、長谷小学校が6人、南種子中学校2人の受入れとなっております。

また、ここ数年、里親の減少により、里親留学希望者の受入れが十分にできないことや、1学級35人編成になったことなどによりまして、中平小学校や南種子中学校でも、あと数人、児童生徒が増えることによって学級数が増え、そして、教職員も増えることによりまして、きめ細かな指導が行えるということで、学校、保護者から強い要望が出されておりましたことから、上中地区公民館に対しまして、宇宙留学協議会へ協力を要請をしたところでありましたが、反対の意見などがあり、留学生受入れについての上中地区公民館の理解を得られなかったために、令和8年度の上中地区での留学生募集を断念をいたしましたところであります。

なお、本年度、第30期の宇宙留学生の活動状況につきましては、各学校において、特色ある学校行事のほか、ロケット打ち上げ見学や種子島宇宙センター内の特別見

学、ポンカン狩りなど、南種子ならではの体験ができ、充実をした留学生活を送っておられるということでもあります。

地元の子どもたちも留学生との交流を通じ、自分たちの住む南種子町のよさを再発見するとともに、多様な価値観と触れ合い、全国に友達ができる喜びを感じながら、日々成長していることと思います。

南種子町の児童生徒数は平成28年度まで減少し続けておりましたが、家族留学をスタートいたしました平成29年度から現在までの9年間、児童生徒数は減少をいたしておりません。近隣の他市町においては、同じこの年代で数百人規模で減少しておりますが、南種子は28年度と比較をいたしましても、現在も微増の状態を保っております。

これは、家族留学の半数近くが、次の年度に残りたいといった希望があることで、家族留学の残留者が増えてきたことも要因となっております。それに伴い、住宅を確保するため、町としては、これまで移住定住促進住宅の建設や空き家対策による補助事業などを進めてきたところでございます。

本年度の第30期の宇宙留学生においても、7世帯12人、家族を含めると22人が残留を希望しておるところであり、その方向で調整をしているところでございます。

本町の掲げる定住化につながるものと大変期待をいたしているところでございますが、留学後の定住希望者への住宅確保が、今後の新たな課題となっており、住宅整備等による定住促進対策を進め、宇宙留学制度のさらなる発展につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで行政報告を終わります。

日程第5 令和8年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、町長提出の承認第1号及び議案第10号から議案第27号までの計19件を一括上程します。

令和8年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 施政方針に入ります前に、議案の取下げについて申し述べさせていただきます。

議案第16号南種子町過疎地域持続的発展計画について、内容について精査をすることが必要となりましたことから、議案の取下げをさせていただき、最終日に追加議案として提案をさせていただきたいと思っております。どうぞ御理解、御了承方をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和8年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並び

に各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、近年、国内外において大規模自然災害が相次ぎ、地震や豪雨による被害が全国各地で発生をいたしております。本町におきましても、災害はいつどこで起こるか分からないとの認識のもと、平時からの備えの重要性を再認識をし、関係機関や地域と連携した防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

また、世界情勢の不安定化に伴う物価高騰やエネルギー価格の上昇は、依然として続いておるところであり、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。これらは一過性のものではなく、今後も町政運営において、継続的に対応すべき構造的な課題であると認識をいたしているところであります。

国においては、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を掲げ、各種政策が進められておりますが、その効果が地方にまで十分に行き渡っているとは言い難い状況にあります。

本町といたしましては、国や県の動向を注視しつつ、地域の実情に即した施策を着実に進め、町民生活の安定と地域の持続的な発展につなげていく必要があると思っております。

このような中、町政運営において、健全性を確保しつつ、限られた財源を効果的・効率的に活用し、バランスの取れた財政運営を行うことが一層重要となっております。

社会保障関係費や人件費、物件費の増加に加え、物価高騰の影響が続く厳しい財政状況ではありますが、中長期的な視点に立ち、将来を見据えた戦略的な施策展開に重点を置き、持続可能な財政基盤の構築に努めてまいります。

令和7年は、昭和100年という節目の年でありました。戦後の復興と高度経済成長を得て築かれてきた社会の在り方を振り返りつつ、人口減少や少子高齢化が進行する現代においては、これまでの延長線上ではない新たなまちづくりが求められております。令和8年度は、その節目を踏まえ、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、次の時代につながる町政運営を進めてまいります。

それでは、各施策の主な事項について申し述べたいと存じます。

初めに、農林水産業政策についてであります。

農業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による担い手不足、農業資材価格の高止まりなど、依然として厳しい状況が続いております。一方で、地域資源の有効活用や技術革新への期待も高まっております。このような状況を踏まえ、本町農業の持続的な発展と経営基盤の強化を図るため、関係機関と連携をし、各種施策を総合的に推進をしてまいります。

これまでの3年間実施してまいりました肥料・飼料価格高騰対策事業は令和7年

度で終了をいたしますが、令和8年度は町独自の堆肥購入助成を実施をし、土壌改良を通じた農業生産性の向上に取り組んでまいります。また飼料対策として、地元産飼料であるWCS用稲の支給事業を実施をし、畜産農家の飼料コスト軽減と地元資源の有効活用、水田活用対策の実効性向上を図ってまいります。

担い手対策につきましては、農業情報プラットフォームを活用し、環境データの収集・分析を通じて、熟練農家の技術を可視化し、新規就農者へ継承する仕組みづくりを推進をしてまいります。また、若手担い手農家の視察研修支援や新規就農者育成総合対策事業の活用により、経営基盤の確立と担い手の育成・確保に努めてまいります。

旧特産品開発センターの移転に伴い、令和7年度末に完成いたします新しい施設については、加工技術講習会の開催などを通じて、地元農林水産物の高付加価値化を図り、地域産業の振興につなげてまいります。

有機農業につきましては、栽培研修会の開催による生産技術の確立を図るとともに、町内で生産された有機農産物の学校給食への活用を進め、環境と調和した持続可能な農業を推進をしてまいります。

早期水稻につきましては、県の需給情報を踏まえた計画的生産と日本一早いコシヒカリの品質向上を図り、直接支払い交付金制度の活用により、経営安定を支援をしてまいります。WCS用稲については、ラップ購入支援を継続をし、水田の有効活用と畜産との連携強化を図ってまいります。また、主食用米の市場動向について、適時情報提供を行い、生産者の経営判断を支援をしてまいります。

さとうきびにつきましては、安定した生産体制の確立と単収向上を図るため、優良種苗の確保・供給を中心とした種苗支援対策を行うとともに、国の事業を活用した地力増進・肥培管理・病虫害防除対策により単収向上対策に取り組んでまいります。引き続き、生産者及び関係機関と連携をし、持続的発展に努めてまいります。

サツマイモにつきましては、基腐れ病対策として、持ち込まない・増やさない・残さないの基本防除の徹底を図り、蒸熱処理装置の利用促進、排水対策や保温資材への支援、健全種苗の早期確保を進め、関係機関と連携した産地維持に取り組んでまいります。

園芸分野においては、新規または増反する生産者への施設・資材導入支援を継続するとともに、バレイショの種芋更新及び植えつけ機導入支援、カボチャの新作型定着に向けた支援を進めてまいります。また、またGI登録品目である種子島レザリーフファンについては、施設修繕支援により栽培環境を整備し、産地の維持を図ってまいります。

鳥獣対策につきましては、鹿及びカモによる被害の増加に対応するため、ICT

機器やドローンを活用した効率的な捕獲・追い払い体制を構築をし、被害防止に努めてまいります。

畜産につきましては、農業コストが依然と高止まりしているものの、子牛価格は回復傾向にあります。この状況を踏まえ、経営安定と生産基盤強化を図ってまいります。堆肥センターでは、製糖工場副産物を活用した堆肥製造によるコスト削減と販売拡大を進め、土づくりと耕畜連携を推進をしてまいります。キャトルセンターでは、預託牛の適正管理を徹底し、良質な子牛の育成と安定出荷に努めてまいります。また、子牛損耗防止推進事業により早期ワクチン接種を実施し、生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、林業については、町森林整備計画に基づく森林管理を進め、森林環境譲与税を活用した所有者への意向調査を引き続き実施をしてまいります。

また、林業振興対策として、離島活性化交付金を活用した地元木材・特用林産物の戦略産品輸送支援事業を実施をしてまいります。特用林産物であるシキミ・ヒサカキにつきましては、市場から高い評価を受けており、今後も省力化機械の導入を図るなど、生産拡大に向けた取組を推進をしてまいります。

水産業につきましては、令和6年5月に島間港において、中間育成中のモジャコに白点病が発生をし、昨年も発生が危惧されておりましたが、県や町漁協などの関係機関との連携取組により、発生は確認がされませんでした。引き続き町漁協との連携を図り、つくり育てる漁業の推進による水産業の振興を図ってまいります。

また、漁業振興対策として、漁業者操業支援事業、離島漁業再生支援事業、白点病対策を含む種子島周辺漁業対策事業、鮮魚・活魚の島外出荷輸送コスト支援事業などによる、海上輸送支援を行ってまいります。

次に、農業農村整備事業については、農業の生産性向上及び農業経営の安定化を図るとともに、農村地域における生活環境の改善や防災・減災対策を推進し、併せて農地や農業用水等有する多面的機能の維持及び発揮を目的として実施する重要な施策であります。

令和8年度の県営土地改良事業では、荃永地区及び上里新上里地区における基盤整備をはじめ、農村災害対策整備事業による用排水施設の防災・減災対策や中山間地域総合整備事業による農業用排水施設、農道、区画整理などの生産基盤整備に取り組んでまいります。

また、近年全国的に多発している豪雨災害や台風、地震災害に備え、防災重点農業用ため池の防災工事を着実に進め、農村地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

多面的機能支払交付金につきましては、農業者の高齢化や担い手不足の振興によ

り、集落機能の低下や地域における共同活動の継続が困難になってきていることから、引き続き、地域ぐるみで農地や農村を守り続ける活動を支援をしております。

農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動や農地転用などの許認可を公正・公平な審議に努めるとともに、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進に取り組み、農地等の利用の最適化を推進しております。

また、農業委員会サポートシステムを活用した農地利用状況調査や意向調査を実施するなど、農地情報の適正管理に努め、担い手の確保・育成と農地の有効活用を図っております。

次に、建設事業につきましては、生活基盤の整備促進を図る上で極めて重要な施策であることから、補助事業等を積極的に活用し、その推進に努めてまいります。

まず、道路整備についてであります。社会資本整備総合交付金を活用した継続事業といたしまして、恵美之江線及び轆之牧線の道路改良を実施いたします。また、交通安全対策事業として、生活道路対策エリアであります中之上地区において、ゾーン30区域内の歩行空間確保を目的とした整備を行うとともに、通学路緊急対策事業として、上中西之線の歩道整備を実施いたします。さらに、新規事業として、社会資本整備総合交付金を活用し、長谷ノ口1号線及び片板雨田線の道路整備、並びに上中大川線の防災対策整備に係る測量設計業務を実施いたします。

道路建設単独事業につきましては、地域からの要望を踏まえ、町道の維持補修を行い、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

住宅整備についてであります。耐用年数を経過した住宅が多い状況を踏まえ、公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来的な建て替えを見据えながら、良好な居住環境の整備に努めてまいります。

都市計画街路本通線に設置をされております町管理の既設街路灯14基につきましては、設置から36年以上が経過していることから、昨年度に4基の更新を行い、今年度は5基の更新を実施するとともに、環境に配慮したLED化を進め、道路利用者の安全確保と経済性の向上を図っております。

都市公園につきましては、ロケット見学場として指定されている宇宙ヶ丘公園において排水対策工事等を実施をし、誰もが利用しやすい憩いの場となりますように、今後適切な維持管理に努めてまいります。

河川管理につきましては、緊急自然災害防止対策事業を活用し、前田川護岸工事及び雨田川の維持補修工事を実施することで、施設の安全確保に努めてまいります。

港湾・漁港管理につきましては、竹崎漁港において防風柵の補修工事を実施するとともに、引き続き適切な維持管理に努め、施設及び船舶の安全確保を図っております。

砂防事業につきましては、県単急傾斜地崩壊対策事業を活用した継続事業として、上中仲西地内における山腹斜面整備を実施をし、隣接する人家等への被害を防止するとともに、町民の財産を守り、安心・安全な生活環境の確保に努めてまいります。

また、県営事業につきましては、継続事業であります島間港改修事業として、防砂堤の整備及び航路浚渫を行うほか、管原地区の急傾斜地崩壊対策事業、島間海岸高潮対策事業などが予定されております。これらの事業が円滑に進み、安全性の向上が図られるよう、引き続き関係機関と連携をしてまいります。

また、島間港は本町のみならず、種子島南部の玄関口として重要な役割を担っております。鹿児島から生活物資の輸送やロケット関連資材の搬入をはじめ、種子島・屋久島を結ぶ熊毛地域の発展を支える基盤として位置づけられている港湾であります。今後の宇宙開発の進展や観光産業の振興、さらには災害時における海外輸送など、多岐にわたる重要な機能を担う南部の拠点港として、引き続き整備拡充が推進されますように要望をしてまいります。

水道事業は、町民の健康で安心な暮らしを支える欠くことのできない生活基盤であり、将来にわたり、安全で良質な水を安定して供給できますように、持続可能な事業運営の強化に努めてまいります。

水道施設改良事業においては、防災・安全交付金を活用した平山地区管内の緊急管路改善事業をはじめ、水道施設の老朽化対策として、計画的な更新と耐震化を進め、将来を見据えた適切な施設の更新に取り組んでまいります。

次に、福祉行政について申し上げます。

本町では、生活保護をはじめとする一部の福祉事務につきましては、制度上の要件や運営体制など、これまでの町民の皆様への対応を総合的に勘案し、令和8年3月31日をもって、福祉事務所を廃止をし、当該事務を鹿児島県へ移管することといたしました。

福祉事務所の廃止後におきましては、町民の皆様が不安を感じることはないよう、県との連携を一層密にし、相談体制の充実を図ってまいります。

一方、移管の対象とならない高齢者福祉、児童福祉、障害者及び障害児福祉、母子・父子・寡婦福祉等につきましては、国や県の施策に基づき町が主体となって実施をしてまいります。

その中でも、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度である乳児等通園支援事業は、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、保育施設等において支援を受けることができるものであり、子どもの成長や発達をきめ細かく支援をするとともに、育児不安の軽減を図ることを目的として実施をしてまいります。

また、仕事と子育ての両立を支援する放課後児童クラブにつきましては、これまでと同様に取り組むとともに、町独自の事業であります出産祝い金支給事業については、令和5年度から拡充をしている内容を維持をし、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの健やかな育ちを支援をしております。

子ども医療費助成事業につきましては、令和7年4月以降、県の制度改正により、県内医療機関においては、患者が一時的な窓口負担を行うことなく、円滑に受診ができる現物給付方式が導入をされております。

一方で、重度心身障害児及びひとり親家庭の子どもにつきましては、県制度の見直しが行われていないことから、現在も償還払い方式となっております。

しかしながら、本町といたしましては、障害の有無や世帯の状況によって差を設けないという基本的な方針の下、全ての子どもを平等に支援することを重視をしております。引き続き現物給付方式で実施をしている子ども医療費助成制度の枠組みの中で、必要な支援を行ってまいります。

なお、令和5年6月16日に閣議決定をされました規制改革実施計画において、地方単独事業による医療費助成につきましては、現物給付化の取組を段階的に進めることとされておまして、併せて必要な取組について、令和6年度以降、速やかに措置を行うよう、国が対応を求めているところであります。

このことから、重度心身障害者医療費制度及びひとり親家庭医療費助成制度につきましても、県の単独事業として、現物給付化に向けて環境整備が図られますように、引き続きあらゆる機関等に対して要望をしております。

河内温泉センターにつきましては、これまでの運営においても改善の積み重ねにより一定の成果が得られてきたものと認識をしており、今後におきましても、主たる目的を踏まえながら、公共性を確保し、適切な施設運営の継続に努めてまいります。

また、電子地域通貨「あばPay!」を活用した新たな料金制度を導入することにより、昨今の物価高騰に伴う運営経費の増加に対応するとともに、健康増進や利用促進及び収益の確保につなげてまいります。

さらに、施設内の空調設備やトイレの洋式化をはじめとする補修工事及び外構工事を実施し、適切な維持管理と環境整備を進めることで、より多くの方々に親しまれる施設運営に努めてまいります。

次に、健康増進、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、環境衛生についてであります。

健康増進事業については、社会環境の変化による生活習慣の様々な健康課題に向けて、食生活や運動、憩いの場での交流及び各種健診の受診など、町民の方の健康

づくりに対する意識向上を図るとともに、地域や社会全体で生涯にわたり健康で生き生きと暮らせる環境づくりを推進をしてまいります。

令和8年度からは、RSウイルスワクチンが国の定めるA類疾病の定期接種に位置づけされたことから、妊婦へのワクチン接種に要する費用の全額を公費により負担を行い、新生児への重症化予防及び接種料金に係る負担軽減を図ります。

母子保健については、少子化が進行する中、島外での医療機関で出産が必要と診断されたハイリスク妊婦の交通費助成や、島外で不妊治療が必要な方へ交通費及び宿泊費の助成を行ってまいります。出生後においては、定期訪問や予防接種の案内を行い、未就学児の歯科検診について、国が定める1歳半と3歳児以外に、令和8年度から、本町独自で5歳児も対象にするなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を充実をしてまいります。

国民健康保険事業については、特定健診対象となる40歳以上の被保険者へ受診勧奨及び基本健診受診料の無償化を行うとともに、20代、30代の被保険者に対する基本健診受診料の一部助成を行い、若い世代から特定健診の重要性を認識をしていただくなど、受診率の向上に努めてまいります。

保健指導については、検診結果に基づく健康管理システムを活用して、被保険者一人一人に応じた丁寧な指導を行ってまいります。

また、人間ドック・脳ドック等の費用助成を継続をするなど、様々な施策により、病気の早期発見・早期治療により、健康増進、医療費抑制に努め、健全運営を目指してまいります。

後期高齢者医療保険については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域における介護予防及びフレイル予防活動の両立を図りながら、高齢者の方々が健康づくりや生活習慣の改善に取り組めますように支援をし、人生100年時代を見据えた健康増進を図ってまいります。

介護保険については、福祉サービスを抱える介護保険サービス事業所の人材確保が喫緊の課題となっております。福祉人材に限らず、人材確保については、解決が難しい課題となっているところでありますが、人材の育成、就労支援を図りながら、介護現場での労力を軽減する介護ロボット及び事務を軽減し、効率化を図るICTの導入など、総合的な環境整備を推進をしてまいります。さらに、介護職員初任者研修の受講料の全額補助を今年度も引き続き行ってまいります。

就労支援としましては、令和7年度から実施をしております町内の介護保険サービス事業所へ就労された際の奨励金支給を継続をし、スムーズに働き始められますように就労支援をしてまいります。

また、就労の定着化を促進するため、継続して勤務した場合は、最長3年まで継

続奨励金及び家賃補助の支給を行い、福祉事業人材の安定的な確保を図ることで、持続的な介護保険サービスが提供できる体制を構築するためサポートを行い、支援金の一部に「あばPay!」を活用し、人口減少対策に加え、町内の地域経済にも寄与してまいりたいと存じます。

そのほか、介護保険サービス事業所が雇用確保、またはICT導入に関する研修を実施した旅費についても、継続して補助をしてまいります。

次に、在宅介護に対する支援といたしましては、令和7年度から町単独事業として開始をいたしました介護タクシー利用の際に、月額で最大1万円の助成を継続をし、在宅寝たきりの高齢者等の福祉増進並びに親族の介護負担軽減を図ってまいります。

高齢者元気度アップ・ポイント事業については、鹿児島県からの補助金は令和6年度から廃止をされましたが、町民の要望に応え、上限額5,000円を維持するため、町が費用負担を行い、引き続き65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動を促進し、健康維持や介護予防への取組を支援をしてまいります。

環境衛生については、持続可能な循環型社会の構築を目指し、分別の徹底やリサイクルの推進による資源の再利用を促進することで、ごみの減量化に取り組んでまいります。

次に、保育園であります。保育園を必要とする子どもたちが健康で安心・安全に過ごせる環境づくりに努め、一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちと保護者に寄り添いながら、保育理念・保育目標の基、保育の質と専門性の向上に努め、よりよい保育を目指し、子どもが健やかに成長できる保育園運営を行ってまいります。

また、療育支援については、各関係機関と連携をし、情報共有を図りながら、個々に応じた支援を行います。

子育て支援センターでは、子育て家庭の交流等を促進する活動拠点として、子育てに関する相談や情報交換を行うなど、地域に開かれた支援活動を展開してまいります。

次に、教育行政です。教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して」を基本目標に、生涯教育の観点に立ち、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、引き続き、通信ネットワークの整備やICT技術を活用した教育環境整備に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。

また、児童生徒の学力向上には、教職員の指導力向上が重要であることから、教職員の力量形成に向けた先進校への短期研修派遣や研究指定校の推進による学び続ける教育集団の育成に努めるとともに、JAXAや宇宙関連企業との連携、分散型の小中一貫教育など、特色ある学校づくりに努め、地域とともにある学校の視点に立った学校教育の振興を進めてまいります。

31年目を迎える日本一の宇宙留学は、小規模校における教育の相乗効果に加え、交流人口の拡大や移住定住促進住宅を活用した家族留学受入れにより、南種子町は過去9年間、児童生徒数は、熊毛でも唯一減少しておらず、国会議員や県外の自治体などからも注目をされており、移住定住促進の重要施策にもなっております。これらの分析からも、受入れ体制の充実や住宅整備等による留学後の定住促進対策を進めるなど、移住定住対策との連携を深め、宇宙留学制度のさらなる発展を目指します。

学校施設整備については、昨年から工事を進めております荃南小学校建て替え工事について、本年9月からの本校舎での授業開始に向け、児童の安全に十分配慮しながら、引き続き取り組んでまいります。また、南種子中学校の特別教室への空調整備、照明のLED化を進め、生徒たちの学習、生活の場である安心・安全な教育環境を整えるとともに、町内学校施設においても、南種子町学校施設等長寿命化計画等に基づき、計画的な整備を進めるとともに、定期的な安全点検や学校からの修繕要望等に対応し、児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう、環境改善に努めてまいります。

学校給食については、引き続き、保護者の経済的負担軽減を図る子育て支援対策とした学校給食の無償化に取り組めます。

また、学校や地域での食育を推進し、南種子町産の米や野菜等を活用した地産地消に加え、有機野菜などを活用した安心・安全でおいしい学校給食を提供してまいります。特に、南種子生まれの黒毛姫牛を使った給食を年間通して提供し、畜産農家の生産意欲の向上と南種子産牛肉の消費拡大を図ります。

また、南種子の児童生徒に安全・安心な学校給食を持続的に提供できるよう、老朽化した給食センターの建て替えに向けた協議を加速してまいります。

社会教育については、心豊かで温もりと生きがいに満ちた活力あるまちづくりを目指し、「町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」を推進し、町民のライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習活動の整備充実を図ってまいります。

公民館事業については、これからの地域の在り方を住民自らが考え、行動していくために、各地区単位で策定をされました地域活性化プランを推進をするための支

援を行うとともに、地域の声を集約されている地区公民館長との語る会を開催し、町民の皆様の御意見を町政に活かしてまいります。また、各地区、各集落公民館の運営整備に関する補助を行い、公民館活動の推進に努めてまいります。

自然の家については、多目的広場・駐車場・空調設備を備えた屋内運動場などを活かし、宿泊体験学習の機会を拡大し、交流拠点施設としての機能強化を図ってまいります。

文化芸術については、子どもたちに優れた文化活動を鑑賞、体験できる体制づくりに努めるとともに、赤米サミットや赤米子ども交流事業など、次世代へ継承する活動を促進し、町内外への情報発信に努めてまいります。

国史跡横峰遺跡については、貴重な文化遺産を次の世代に引き継ぐため、保存活用計画に即して、関係機関と連携を図り、郷土教育や文化的観光施設としての整備基本計画の策定に取り組んでまいります。また、町制施行70周年を記念し、県立博物館と連携した移動博物館や企画展を開催するとともに、国学院大学と連携した民俗文化財の調査などを行うことで、まちづくりに活かしていくための取組を進めてまいります。

埋蔵文化財については、荃永地区の野木田遺跡の整理作業を実施し、適正な遺跡の記録保存に努め、調査成果の速報展を開催するなど、普及啓発を図ってまいります。

社会体育については、町民が生涯を通して気軽にスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを行い、町民の健康の保持・増進や体力向上を推進します。また、各種スポーツ団体の組織強化・競技力向上の支援を行うとともに、町民大運動会の実施やスポーツ少年団への大会出場補助など、事業推進に努めてまいります。

施設については、前之峯陸上競技場や健康公園野球場など各施設の改修を行い、安心・安全に利用できます活動拠点施設の整備を進めてまいります。

これらの教育施策の推進については、町長が招集をいたします総合教育会議において、教育委員との意見交換や情報共有を深め、民意を反映した教育行政に努めてまいりたいと思います。

次に、税務について申し上げます。

自主財源の根幹をなす町税等の確保は、安定した行政運営を行う上で重要な課題であります。このため、課税客体の的確な把握に努め、公平・公正な課税を推進してまいります。

収納については、新規滞納者の減と滞納額の解消のため、法に基づいた滞納処分を適切に実施するとともに、他部署と連携をしながら、滞納者の実態把握を行いながら、滞納税額の縮減に努めてまいります。

また、納税者の利便性向上を図るため、地方税共同機構が運営するeLTAXを活用した電子申告・電子納税のさらなる普及促進に努めるとともに、多様な納付ニーズに対応した納税環境の整備を継続をしております。

医療保険制度につきましては、国において子育て世帯を支援する仕組みとして、子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設をすることとし、新たに子ども・子育て支援納付金を、全ての公的医療保険制度に加入している皆様から拠出をいただくこととなっております。

そのような中において、国民健康保険事業は、過度な負担が生じないよう、国、県との連携により、安定した運営と税負担の公平性を図っております。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業の円滑な推進のため早期完了を目指します。大字中之上地区を今年度予定しており、大宇都集落北部の浄水場周辺の字を実施をしております。

次に、企画部門であります。

南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和6年度から令和9年度）に基づき、各種施策を展開をしております。本年10月15日に町制施行70周年を迎えるに当たり、町民ぐるみで行う各種記念事業を通して、本町のよさと魅力を効果的に発揮し、町民の町に対する愛着感の高揚を図るとともに、町内外に対しても本町の認知度、好感度を高めてもらい、定住あるいは交流の地としての定着を促進をさせ、また、町政への関心を高め、町民との協働による町政を推進をしております。

関係人口の創出については、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、民間企業が整備した拠点施設も活用しながら、関係機関と連携を図り、また、南種子町インターンシップ事業による学生への職業観や就労意識の向上を図り、自らの適性・適職を考える機会を提供するとともに、本町での学びによる関係人口を創出をし、本町の地域活性化を図っております。

特定地域づくり事業協同組合については、組合の運営に対し、関係者と調整をしながら、町としての支援を引き続き行っております。

地域公共交通の確保については、AI（人工知能）を活用したオンデマンド交通事業に取り組み、利用者ニーズに即した利便性の高い公共交通の実現を引き続き図っております。

自然保護については、ふるさと南種子の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施をしております。

人材育成事業については、「SPACE TOWN 南種子」宣言に即した人材育成を進めていくための支援について検討を行っております。

友好都市との交流親善については、本年6月に友好都市協定10周年を迎えます愛知県飛島村、同じく7月に友好都市協定20周年を迎えます秋田県大館市と友好都市20周年を迎えることから、記念事業として交流し、鹿児島県肝付町、福岡県北九州市八幡東区、岡山県総社市、長崎県対馬市及び大阪府堺市などとの交流も引き続き継続をし、訪問団の受入れや訪問を行い、相互交流を行ってまいります。

自衛隊馬毛島基地の整備計画については、南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所を整備することが、我が国の防衛上、また国の安全保障上で極めて重要であると認識をしており、地元選出の国会議員をはじめ、国と連携を図り、町議会や各団体と一体となり、受入れ態勢を図ってまいります。

また、引き続き、地元の声をしっかりと防衛省に届けるとともに、適切に対応していただくように努めてまいります。

次に、宇宙のまちづくりについてであります。

宇宙航空研究開発機構（JAXA）や三菱重工業株式会社と包括連携協定等により協力体制を強化をし、打ち上げ支援対策だけでなく、まちづくりの観点からも、さらなる連携を図ります。

また、JAXAや大学などと、宇宙港構想における地域波及効果の検討・社会実装プロセスに関する共同研究を開始をいたしておりまして、各事例調査等に基づき、本町における宇宙港構想運営モデルの検討を行い、宇宙のまちとして、さらなる進化や発展を目指すほか、今後ますますロケット打ち上げが高度化・高頻度化されていくことが決定をされている中、関連資機材の円滑な輸送と宇宙開発事業の推進のため、関係団体等と連携を図るとともに、各種関係機関への要請活動を引き続き展開をしてまいります。

さらに、各種大学や関連企業と連携を図り、種子島ロケットコンテスト大会を開催し、未来の科学技術の担い手を育成し、関係人口の交流や宇宙関連企業への雇用創出を目指すほか、観光事業や商工業と連携を図り、町全体で共創した宇宙のまちづくりを目指します。

観光振興については、本町は、種子島宇宙センターや鉄砲伝来をはじめとした観光資源の豊富な町でありますので、その個性を活かした観光振興を引き続き図りながら、提案いただいております町内港湾施設を利用した海外のクルーズ船の誘客、誘致に向けて、船会社等との関係機関に活動を行ってまいります。

観光イベント事業については、種子島宇宙芸術祭実行委員会を中心に、昨年度に引き続き宇宙ヶ丘公園をメイン会場としたライトフェスを開催をし、千座の岩屋での星の洞窟など地域資源を活用し、本町でしか体験できないイベントを実施してまいります。また、町制70周年記念第48回ロケット祭りを内容を充実させ盛大に実

施をしてまいります。

商工業の振興については、商工会と連携を図りながら、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進をしてまいります。

特産品関係については、販路開拓事業として、引き続き、株式会社極楽湯店舗での飲食店への提供を通し、南種子町産品の知名度の向上と生産事業者の所得向上に積極的に努めてまいります。

移住定住対策については、南種子町定住促進実行委員会への支援によるU I ターン者との意見交換や移住相談・移住体験等を通じた定住促進に向けた取組を継続するとともに、地域おこし協力隊を移住支援隊員として募集をし、専属での町内の空き家実態の把握と空き家バンク制度のきめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用・解消と併せて移住者の抱える問題に寄り添いながら定住の促進を図ってまいります。

また、住宅建築や購入、空き家改修制度、南種子町移住定住促進補助の積極的な活用を推進をしながら、住宅問題の解消に向け対策を進めてまいります。

結婚祝い金については、令和5年度から30万円に増額を図っており、さらなる移住定住を推進をしてまいります。

観光物産館運営については、観光物産館運営会議と町内各事業者と連携を図りながら、引き続き健全運営に努めていくとともに、種子島商工事業協同組合を通して、馬毛島関連工事事業者への物資の供給ができる体制づくりに努めます。

ふるさと納税については、新規事業者の開拓、新規返礼品の開発など、中間管理事業者や返礼品提供事業者との連携をさらに強化するとともに、地域の魅力や町の取組等を積極的にPRをし、財源の確保に努めてまいります。

また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、令和7年度から3年間延長となっておりますので、引き続き企業に対して積極的にPR訪問を行い、企業との関係性を構築をし、寄附につなげ自主財源の確保に努めてまいります。加えて、企業誘致についても、積極的な企業誘致活動に取り組み、地元雇用の創出、地域経済の活性化に努めてまいります。

「SPACE TOWN 南種子」宣言の3本柱であります「触れる。」「学ぶ。」「共創する。」を体現するべく、南種子町の子どもたちの就学支援、Uターン人材の地域での活躍等を目的とした宇宙の町奨学金制度や、ネパールとの都市交流に向けた検討、それから、国学院大学観光街づくり学部とのまちづくりに係る連携など、産官学が一体となり各種事業を推進し、国内外に誇れる「SPACE TOWN 南種子」のまちづくりに取り組んでまいります。

デジタル推進については、国の進めるデジタル技術の活用による課題解決を図る

ため、南種子町DX推進計画や、南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略等の計画を基に、各課関係機関と連携をしながら、計画的な推進を図り、行政の業務改善や住民の利便性の向上に努めてまいります。

電子地域通貨事業「あば！Pay」については、キャッシュレス化の推進や地域経済の活性化の目的を達成するため、新たなポイント事業への活用や、今後、発行する町外者・観光者向けのカードの普及、利用促進を図りながら、登録店舗の増加や利用額の増加のための施策を進めてまいります。

また、鹿児島県内においては、昨年12月に国で決定をされました国の補正予算関係の物価高騰対策への各自治体ごとの取組が、先月2月末に報道されたようですが、少し違和感を感じているところでもありますけれども、本町は、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、昨年末の12月22日に電子地域通貨により、1人当たり2万3,000円を全町民に支援をし、2月末日には既に事業完了をいたしているところでもあります。さらに、新年度においては、県の生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業補助金というものがございますので、それらも活用をしながら、さらに町民の生活支援に取り組んでまいりたいと思います。

情報政策については、分かりやすく親しみやすい伝わる広報紙づくりに努め、担当部署と連携し、SNSをはじめ、公式LINEやホームページなど、多様な媒体を活用した即時の情報発信に努めてまいります。また、町民の自由の発想による南種子町未来会議などにより、町民総力のまちづくりを引き続き進めてまいります。

行政を取り巻く環境は、情報化の進展や町民ニーズの多様化・高度化に加え、職員不足など厳しさを増しております。こうした状況に対応するため、職員一人一人の資質向上と組織力の強化を図るとともに、働きやすい職場環境づくりと人材の確保・育成に取り組んでまいります。

また、安心・安全なまちづくりの実現に向け、関係機関や各種団体と連携をし、防災・減災対策の強化に努めてまいります。

特に、防災情報の確実かつ迅速な伝達は、町民の生命・財産を守る上で極めて重要であることから、令和8年度から令和9年度にかけて、防災行政無線設備更新事業を計画的に実施をし、災害時における情報伝達体制の整備を図ってまいります。併せて、自主防災組織への支援や地域防災計画の推進、防災訓練の充実を通じて、自助・共助の意識向上と地域防災力の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、道路環境の整備や交通安全教室、啓発活動等を通じて、交通事故の防止と安全意識の高揚を図ってまいります。

次に、選挙であります。

選挙につきましては、公正かつ適正な執行を確保することを基本とし、選挙違反

や妨害のない明るく信頼される選挙の実施に努めてまいります。

令和8年度においては、令和9年度に予定されております鹿児島県議会議員選挙、南種子町長選挙及び南種子町議会議員選挙に向け、円滑な選挙執行を確保するための準備作業を着実に進めてまいります。併せて、選挙事務体制の整備や関係機関との連携強化を図るとともに、若い世代をはじめとする有権者の選挙への関心を高め、投票率向上につながる啓発活動にも引き続き取り組んでまいります。

次に、行政改革についてであります。地方行財政を取り巻く環境は、いまだに厳しい状況にあり、国の政策によって影響を受けることから、その状況を常に注視していく必要があります。

本町においては、社会保障関連経費の増加や、教育・子育て支援の充実、公共施設の老朽化対策、自然災害への対策も急務となっておりますが、現状ではそれに見合う歳入を確保できていないことから、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しなどを余儀なくされており、非常に厳しい財政状況となっております。

町の将来を支える財政基盤の確立と健全化は最重要課題でありますので、一層の行財政改革を推進し、行財政運営に取り組んでまいります。

次に、予算及び各議案について一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第23号から議案第27号の令和8年度の予算の主な内容について申し上げます。

令和8年度一般会計予算の総額は79億1,400万円となり、前年度当初予算に対しまして6%の増となりました。

特別会計については、国民健康保険が7億5,300万円で3.7%の減、介護保険会計が6億8,900万円で0.1%の減、後期高齢者医療保険会計が1億2,200万円で13.3%の増、特別会計の総額で15億6,400万円となりました。

水道事業会計については、事業活動に伴う収益的収支は収入が2億3,856万6,000円で、支出は2億6,583万3,000円となっております。資本的収支は、収入が5,202万2,000円で、支出は1億3,066万6,000円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

町税については、令和7年度実績見込みと町内経済状況などを勘案し、前年度0.6%増の8億9,460万4,000円を計上をいたしております。

次に、地方交付税については、国勢調査結果の反映、そして、福祉事務所返還に伴う影響や、算定方法改正などの諸要件を勘案をし、前年度比0.5%減の24億7,700万円を計上しております。

次に、国庫支出金、県支出金については、国、県の予算措置状況に十分留意し、

補助事業の歳出に見合う額を計上しており、小学校の給食無償化に伴う給食費負担軽減交付金を新たに計上しております。

次に、繰入金については、減債基金、財政調整基金、再編交付金事業基金など、各目的基金などから総額で、前年度比14.9%減の10億8,597万4,000円を繰り入れることとしております。

次に、町債については、交付税措置のある過疎対策事業債や返地対策事業債、令和8年度から5年間延長された緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債などを活用することとし、前年度比54.8%増の13億490万円となっております。

その他の歳入についても、従来の実績等を勘案し、見込みを計上したところであります。

次に、歳出であります。義務的経費については、24億1,746万1,000円で、前年度比1.2%の減となっております。

次に、投資的経費については、23億3,202万2,000円で、前年度比28.8%の増となっております。主な事業としては、荃南小学校の校舎建設事業、防災無線設備の更新事業、再編交付金を活用いたします前之峯陸上競技場整備事業、健康公園野球場の電気設備改修事業、備蓄倉庫前の駐車場整備事業などであります。

次に、その他の経費については、31億4,451万7,000円で、前年度比1.4%の減となっております。

主なものといたしましては、まちづくり公社補助金、公立種子島病院組合など一部事務組合負担金、各特別会計繰出金、一般廃棄物処理施設運転管理業務委託などであります。

以上、令和8年度の一般会計予算の概要について述べましたが、特別会計及び水道事業会計を含め、詳細については、予算審議の折に御説明を申し上げます。

次に、議案第18号から22号の令和7年度補正予算について、概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、国の令和7年度補正予算に伴う事業の前倒し、各事業の確定、実績見込みによる今後の所要額の補正をするもので、2,036万円を追加し、予算の総額は81億3,959万2,000円とするものでございます。

特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものでございます。

次に、承認案件について御説明を申し上げます。

承認第1号は、令和7年度南種子町一般会計補正予算でございまして、2月8日投開票の衆議院議員選挙費用について専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第10号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、一般職の職員との均衡を考慮して定めることが適切といった観点や、国や他市町等に準じ、期末手当基礎額の加算割合について、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、期末手当の加算を受ける職員並びに加算割合について、国及び他市町等に準じ、期末手当基礎額の加算割合について、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、南種子町屋根付きふれあい広場の設置及び管理に関する条例制定についてございまして、南種子町中央公民館の屋内運動場跡地に、令和7年度整備を進めております南種子町屋根付きふれあい広場を令和8年度より供用開始するに当たり、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

議案第13号は、南種子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、中央公民館の屋内運動場及び弓道場の解体に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、南種子町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてございまして、子ども・子育て支援金制度が創設をされ、令和8年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、旧南種子町特産品開発センターの移転に伴い、現在整備を進めております新たな施設が完成することから、施設の名称及び位置並びに管理運営体制を実態に即したものと見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてございまして、令和7年度から9年度、南種子町防災行政無線設備更新工事の契約についてでございます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、以上18件でございますが、このほか条例案件等について、追加議案を予定をしております。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議方をお願い申し上げます。

以上、施策の基本方針と各会計補正予算など、各議案について御説明申し上げますが、依然として厳しい財政環境を踏まえ、行財政改革をさらに推進し、行財政基盤の強化に努めながら、町民福祉の向上と町政振興を図り、希望の持てる活力あるまちづくりに取り組んでまいりたい決意であります。

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、令和8年施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時24分

再開 午後 1時00分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第23号 令和8年度南種子町一般会計予算

日程第7 議案第24号 令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第8 議案第25号 令和8年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第9 議案第26号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第10 議案第27号 令和8年度南種子町水道事業会計予算

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算から日程第10、議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

議案第23号から議案第27号までの令和8年度予算案5件について、順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して連合審査会にて審議することになっております。

初めに、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算について説明をいたします。

令和8年度一般会計予算については、先ほど町長から施政方針及び提案理由の中で概略を説明いたしましたので、私のほうからは、本日配付をしております令和8年度当初予算資料、A4サイズの3枚つづりを基に増減の大きなものを中心に説明をいたしたいと思っております。

一般会計の予算総額につきましては79億1,400万円で、前年度比6.0%、4億4,600万円の増となっております。

それでは、1ページをお開きください。

まず、町税については、令和7年度実績見込みと町内経済状況を勘案し、前年度比0.6%増の8億9,460万4,000円となっております。

次に、地方交付税につきましては、国勢調査の結果の反映、福祉事務所返還に伴う影響や算定方法改正などの諸要因を勘案し、前年度比0.5%の減、24億7,700万円を計上しております。

次に、国庫支出金、県支出金につきましては、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上しており、小学校の給食無償化に伴う給食費負担軽減交付金を新たに計上しております。

国庫支出金につきましては、前年度比22.3%増の10億6,842万6,000円となっております。荃南小校舎建設事業に伴う学校施設環境改善交付金などの影響によるものでございます。

県支出金は、前年度比10.1%減の4億2,483万8,000円となっております。自然の家整備事業に伴う地域振興推進事業補助金などの影響によるものでございます。

次に、繰入金につきましては、減債基金、財政調整基金、再編交付金事業基金など各目的基金などから合計で前年度比14.9%の減、10億8,597万4,000円を繰り入れることとしております。

基金繰入金の額、充当状況につきましては、5ページに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、町債につきましては、交付税措置のある有利債や令和8年度から5年間延長された緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債などを活用することとし、前年度比54.8%増の13億490万円となっております。

起債事業の内訳につきましては、4ページに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が歳入になります。

次に、歳出を説明しますので、2ページをお開きください。

歳出につきましては、目的別と性質別で示しております。

目的別比較表から説明をいたします。

まず、総務費につきましては、前年度比9.6%増の13億3,210万3,000円となっております。備蓄倉庫前駐車場整備事業、町地域公共交通活性化再生協議会負担金、ふるさと納税推進業務委託、企業立地助成金などの影響によるものでございます。

次に、民生費につきましては、前年度比7.0%の減、8億9,401万2,000円となっております。福祉事務所返還に伴う生活保護費の減によるものでございます。

次に、農林水産業費については、前年度比35.5%減の6億3,743万9,000円となっております。特産品開発センター建設事業、肥料飼料価格高騰対策事業の終了によるも

のでございます。

次に、消防費につきましては、前年度比179.4%増の6億2,574万4,000円となっており、防災行政無線設備更新工事などの影響によるものでございます。

次に、教育費につきましては、前年度比34.3%増の19億1,624万5,000円となっており、荃南小校舎建設事業などの影響によるものでございます。

最後に、諸支出金については、前年度比12.5%減の4億3,041万4,000円となっており、再編交付金事業基金積立金の減によるものでございます。

次に、3ページの性質別比較表をお願いいたします。

まず、義務的経費につきましては、前年度比1.2%減の24億1,746万1,000円となっており、人件費は給与改定に伴う増加分や新規採用に伴うもので、扶助費は生活保護費の減によるもの、公債費は宇都浦線道路改良工事や広田遺跡ミュージアム建設事業の償還終了によるものでございます。

次に、投資的経費につきましては、前年度比28.8%増の23億3,202万2,000円となっており、防災無線設備更新工事、荃南小学校校舎建設事業などの影響によるものでございます。

次に、その他の経費については、前年度比1.4%減の31億4,451万7,000円となっております。

まず、維持補修費については、前年度比51.2%増の1億3,212万円となっており、保育園や観光物産館、消火栓施設の維持管理などの影響によるものでございます。

次に、補助費等については、前年度比2.6%減の14億5,456万7,000円となっており、公立種子島病院組合負担金の減、肥料飼料価格高騰対策事業終了などの影響によるものでございます。

最後に、積立金につきましては、前年度比37.9%減の9,186万6,000円となっており、再編交付金事業基金積立金の減によるものでございます。

以上で資料の説明を終わります。

次に、債務負担行為等について説明をいたしますので、予算書のほうをお願いいたします。

表紙から5枚目の裏面をお開きください。

まず、第2表、債務負担行為であります。

サテライトオフィス、ネットワーク機器リース料ほか3件について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に3表、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものでございます。

次に、最初のページに戻りますので、表紙を開けていただいて条文を御覧ください。

い。

第4条の一時借入金につきましては、その最高額を10億円に定めるものでございます。

次に第5条、歳出予算の流用については、法令等で定められたもの以外で予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、具体的な内容につきましては、この後設置をされます予算委員会の中で、それぞれの担当課より資料に基づき説明をいたしますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

これで、令和8年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願ひをいたします。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 国において、現在、新年度の予算が審議中であります。年度内成立を目指しているようですが、4月にずれ込むのではないかとということも言われております。

そこで、令和8年度南種子町の予算、歳入の中で、国からの歳入、普通依存財源と言っておりますが、これ幾らを見込んでいるか、金額と歳入の占める割合をお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

令和8年度一般会計当初予算案において、国からの歳入について主なものとして、地方交付税、国庫支出金、それから地方特例交付金などが見込んでおまして、合計額で37億8,120万3,000円程度を計上しているところです。（「占める割合」と呼ぶ者あり）

すみません。一般会計歳入総額に対して約48%程度を占めている見込みであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第24号令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第24号令和8年度南種子町国民健康保険勘定特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

本町の国民健康保険税の状況につきましては、令和6年度の現年度収納率は94.58%で、前年度比3.36%の減となっているところでございます。適正課税に努めるとともに、収納対策の強化を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業における医療費の動向につきましては、令和6年度が6億4,618万円で、対前年度比2.98%、1,983万円の減となっているところでございます。

また、1人当たりの医療費につきましては、令和6年度が47万4,087円で、対前年度比2.93%、1万3,499円の増となっているところでございます。

医療費につきましては、特定健診受診率60%を目標といたしまして、人間ドックや各種検診の利用助成を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

また、レセプト点検の実施や重複・頻回受診者に対する受診の指導を実施するなど、効果的な保健事業を推進をいたしまして、医療費の適正化に努めてまいります。

令和8年度の歳入歳出の予算の総額につきましては、7億5,300万円で、前年度比2,900万円、3.71%の減となったところでございます。

以上で概要の説明を終わります。

詳細につきましては、この後設置されます予算委員会におきまして御説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いをいたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第25号令和8年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第25号令和8年度南種子町介護保険特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

令和8年度は、第9期介護保険計画の3年目の年となります。

高齢者の人口や介護サービスのニーズを見据えたサービス基盤の整備及び人材確保など、介護現場の生産性向上について一体的に進めてまいります。

介護保険料につきましては、令和6年度から令和8年度までの介護給付費の見込量を考慮いたしまして、介護保険料基準額を月額6,000円から年額7万2,000円としているところでございます。

介護保険料の令和6年度の現年度収納率は99.13%で、前年度比0.06%の減となっているところでございます。引き続き、適正賦課に努めるとともに、収納対策の強化を図ってまいります。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は6億8,900万円で、前年度比100万円、0.14%の減となったところでございます。

以上で概要の説明を終わります。

詳細につきましては、この後設置されます予算委員会におきまして御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第26号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第26号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代が全て75歳となる2025年を迎えまして、国においては、制度の持続可能性を確保するため検討が進められているところでございます。

また、保険料につきましては、2年ごとに見直しをされ、令和7年度と令和8年度に適用されている保険料率は、被保険者の医療費の動向等を踏まえて、均等割が7万1,200円、所得割が11.97%となっているところでございます。

保険料の賦課限度額は、医療給付費の増加が見込まれる中、中間所得層の負担のバランスを考慮いたしまして、85万円となっているところでございます。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は1億2,200万円で、前年度比1,430万円、13.28%の増となったところでございます。

以上で概要の説明を終わります。

詳細につきましては、この後設置されます予算委員会の中で御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算について説明を求めます。建設課長。

○建設課長 議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算の概要につきまして御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量でございます。これまでの実績に基づき、給水戸数3,378戸、年間総給水量64万1,780立方メートル、1日平均給水量1,758立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業につきましては、総額5,210万5,000円を計上しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の事業収益を2億3,856万6,000円、支出の事業費用を2億6,583万3,000円としております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入合計を5,202万2,000円、支出合計を1億3,066万6,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、記載のとおり補填するものでございます。

第5条は、債務負担行為について、事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条は、企業債についてであり、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

3ページをお開きください。

第7条は、一時借入金について、その限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の経費の流用について定めるもので、予備費を除く収益的支出及び資本的支出における各項間に限るものとしたしております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,693万7,000円を定めるものでございます。

第10条は、一般会計からの補助金の額を6,000万円と定めるものでございます。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を400万円と定めるものでございます。

以上、概要につきまして御説明申し上げます。

詳細につきましては、予算委員会において御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いをいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元に配付の令和8年度一般会計・特別会計・事業会計・予算委員会分割付託表のと

おり、これを付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第27号までの予算案件5件については、それぞれの委員会に付託し、審議することに決定しました。

各委員会は、別紙日程に従って審議されるようお願いをいたします。

日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度南種子町一般会計補正予算（第7号））

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、承認第1号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

予算書に基づいて説明をしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、2月8日投開票の衆議院議員選挙費用について専決処分をしたもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ672万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,923万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から説明をしますので、4ページをお開きください。

選挙費については、衆議院議員選挙費用672万3,000円を追加するものでございます。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明しますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税につきましては、今回補正の不足額を補うため、普通交付税159万2,000円を増額するものでございます。

県支出金については、衆議院議員選挙費等委託金によるものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号はこれを承認することに決定しました。

日程第12 議案第10号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、議案第10号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第10号について御説明を申し上げます。

議案第10号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、一般職の職員との均衡等を考慮して定めることが適切といった観点や、国及び他市町村等に準じ、期末手当基礎額の加算割合を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。

第2条第7項は、期末手当基礎額について、町長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に乗じる割合を「100分の10」から「100分の15」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第13、議案第11号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第11号について御説明を申し上げます。

議案第11号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の規定により給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならないと規定されております。

今回の改正は、期末手当の加算を受ける職員及び加算割合について、国及び他市町村等に準じ期末手当基礎額の加算割合を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第16条第5項は、期末手当についてでありまして、期末手当基礎額を求めるための加算割合を「100分の10を超えない範囲内」から「100分の15を超えない範囲内」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 全職員には適用しないということですが、給料表の何級以上が適用されるのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

改正前につきましては100分の10の対象者が8級、7級、6級の職員、課長職、

参事職員であります。それから、100分の5の加算割合の適用が5級と4級、課長補佐、係長、主幹となります。

今回改正後の適用ですけれども、100分の15の加算割合の適用が8級、7級、6級、課長職、参事職、100分の10の加算割合の適用が5級、4級の課長補佐、係長、主幹、それから、新たに100分の5の対象が3級、主査が対象ということになります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時42分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩を閉じて再開をいたします。

日程第14 議案第12号 南種子町屋根付きふれあい広場の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第14、議案第12号南種子町屋根付きふれあい広場の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 議案第12号について御説明いたします。

議案第12号は、南種子町屋根付きふれあい広場の設置及び管理に関する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例の制定につきましては、南種子町立中央公民館の屋内運動場跡地に、令和7年度整備を進めております、南種子町屋根付きふれあい広場を、令和8年度より供用を開始するに当たり、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

それでは、条文をお開きください。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、屋根付き広場を設置するための目的を定めるものでございます。

第3条は、施設の名称及び位置を定めるものであり、名称を「南種子町屋根付きふれあい広場」とし、「南種子町中之上2420番地2」に設置するものでございます。

第4条は、施設の使用時間等について定めるものでございます。

第5条は、施設の使用許可、制限等について定めるものでございます。

第6条は、施設の使用許可の取消等について定めるものでございます。

第7条は、施設の使用について定めるものでございまして、全面をイベントに使用する場合については、1時間につき1,600円、全面を児童・生徒がその他の目的で使用する場合、1時間につき200円、全面を一般の方がその他の目的で使用する場合、1時間につき400円、半面をイベントに使用する場合については、1時間につき800円、半面を児童・生徒がその他の目的で使用する場合、1時間につき100円、半面を一般の方がその他の目的で使用する場合、1時間につき200円、照明設備を使用する場合、全面使用で1時間につき400円、半面使用で1時間につき200円、町外居住者が使用する使用料は全ての使用料に5割を加算し、全ての使用料に消費税を加算すると定めるものでございます。

第8条は、使用料の還付について定めるものでございます。

第9条は、使用料の減免について定めるものでございます。

第10条は、施設等の原状変更禁止について定めるものでございます。

第11条は、目的外使用、権利譲渡の禁止について定めるものでございます。

第12条は、損害賠償について定めるものでございます。

第13条は、町職員の立入検査、指示について定めるものでございます。

第14条は、施設での禁止行為等について定めるものでございます。

第15条は、委任について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。参考資料として、施行規則を配付しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これは、どのような活動に使用するのか、そういうのをちょ

っと明記をされていないようですが。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 御質問にお答えします。

まず、設置の目的でございますけれども、条例の第2条に町民のふれあい及び交流を促進し、町の活性化やにぎわいを創出するため屋根付き広場を設置するというふうに目的を定めてございます。したがって、多様なイベントも当然、実施可能でございますし、運動活動をされたい場合であれば、占有をして使用されたい場合は許可申請をしていただいて、許可を得てから御利用いただくという形の使用の形態を考えてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ある。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） そういわれてもどうも判断がつかないんですが、どういう活動を想定していますかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 御質問にお答えします。

例えば団体さんで言いますと、商工会とそういったところが町民を対象としたイベント活動で行う、もしくは町のほうで行っておりますふるさとまつりが、もし雨天の場合で屋外での使用が開催が難しくなった場合に、雨天時に使用するといった、そういったイベントでの使用も考えてございますし、一応、施設としましては常設のラインは設けておりませんが、ゲートボールコートについては2面、あとはテニスができるコート1面、これを、ラインを設置することで競技はすることは可能となっております。一応、球技競技としましてラインを設置する状態は、今のまま2種目となっておりますが、そのほか町民の方が散歩、ウォーキングをするとか、そういったものでも御利用は可能かなと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 共用スタートはいつを予定しているのかと、町としての落成式典はもう終わったのか、今からするのか、そこだけ教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 御質問にお答えします。

共用開始としましては、条例の施行日を令和8年4月1日ということで考えてございます。それと、落成等に関しましては工事の後期が令和8年3月31日となっております。現在、工事のほうが進捗中でございます。9割以上は完成しているところですが、最後まで人工芝の張り方であったりとか、それから付属棟のほうの内装の仕上げも今やっている段階でございまして、実際の完成の神事等につきましては、

これから日程調整を行う計画でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号南種子町屋根付きふれあい広場の創設設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第15号、議案第13号南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 議案13号について御説明いたします。

議案第13号は、南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、中央公民館の屋内運動場及び弓道場の解体に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、改正条例案の新旧対照表を御覧ください。

施設の名称を改め、町外居住者の使用料の加算規定を設けるものであります。

次に、附則についてですが、改正条例の本文を御覧ください。

附則としまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第16、議案第14号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長 それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

議案第14号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の改正は、国における、子ども未来戦略に基づく新たな子育て支援策の財源として、国民健康保険や社会保険といった公的医療保険制度に加入している方から拠出していただく、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

まず、第2条第1項は、国民健康保険税の課税額について、従来の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものでございます。

次に、2ページの第2条第5項は、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、18歳未満被保険者に賦課される均等割額については、全額軽減を行うこととしております。また、当該軽減に要する費用は、18歳以上被保険者に対して、18歳以上被保険者均等割額を賦課することにより賄うものとするものであります。

次に、3ページの第9条の4から第9条の7については、県が示した標準保険料率を参考に、所得割額・被保険者均等割額・18歳以上被保険者均等割額・世帯別平

等割額を定めるものであります。

次に、3ページから6ページまでの第23条第1項については、保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減を定める規定であり、今回の改正に伴い所要の減額規定を加えるものであります。

次に、6ページの第23条第3項、7ページの同条第4項は、出産被保険者の属する世帯及び18歳未満被保険者の属する世帯の減額規定であり、今回の改正に伴い、所要の減額規定を加えるものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） これは説明があったように、子ども・子育て資金の財源を確保するという意味で、来年度から26、27、28年度にわたって国がスタートするという内容のものだと思うんですが、対象者の一般世帯について平均額を伺いたいんですが、それぞれ差があると思うのでそこは非常に厳しいかなと思うので、初年度、2年度、3年度にかけて本町が徴収する金額は大体おおむね幾らぐらいになるのか教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 お答えをいたします。

この国民健康保険税につきましては、平成30年度から県と市町村が共同で運営をしていくという運営方式になっております。県のほうが市町村ごとに医療水準、所得水準を考慮した上で国民保険事業の納付金を決定しまして、市町村から受入れ保険給付費に必要な財源を全額市町村へ普通交付金として交付をしておるというような今運営体制になっております。今、御質問があった件についてなんですが、これに基づき、一応県のほうから標準保険料の算定率、それから納付金というものが、これは県のホームページでも公表されております。その中で、今回の子ども・子育て支援金の納付金としましては、本年度292万4,000円ということで、県のほうから通知が来ておることになっております。これに基づきまして我々のほうは税率を定めまして、本年度4月は仮賦課、6月以降の被保険者に対して本賦課をしていくというような流れになっております。2年目、3年目以降は実績をもとに、また再度、県のほうで試算をし直しまして、県のほうから標準保険料率という形で通知が来るようになっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第17、議案第15号南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長。

○総合農政課長 それでは、議案第15号について御説明いたします。

議案第15号は、南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、旧南種子町特産品開発センターの移転に伴い、現在、整備を進めております新たな施設が完成することから、施設の名称及び位置並びに管理運営体制を実態に即したものに直すため所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例案の新旧対照表を御覧ください。まず、条例の題名を南種子町農林水産物加工センターの設置及び管理に関する条例に改めるものであります。これは、新施設の機能が農林水産物の加工及び付加価値創出を主な目的とすることから、実態に即した名称へ変更するものであります。

第1条は、条例の趣旨規定中の施設名称を改めるものであり、題名の変更に合わせた整理であります。

第2条は、施設の設置に関する規定について名称を改めるとともに、施設の位置を新施設所在地へ変更するものであります。

第3条は、管理運営に関する規定を整理するものであります。新たに、総合農政課が施設を管理することを明確にするとともに、必要に応じて管理を委託できる旨を規定しております。

第4条は、施設使用の許可に関する規定中の名称を改めるものであり、内容に変更はありません。第5条は、使用の不許可及び取消しに関する規定中の名称を改めるものであり、内容に変更はありません。

第6条は、使用料に関する規定中の名称を改めるとともに、別表を新施設の利用形態に合わせて見直すものであります。

第7条は、使用料の取扱いについて、「減免」を「免除」に改めるものであり、公益性の観点から「免除」という表現に整理するものであります。

第9条は、目的外使用の禁止に関する規定中の名称を改めるものであり、内容の変更はありません。

第10条は、原状回復義務に関する規定中の名称を改めるものであり、内容の変更はありません。

第11条は、損害賠償に関する規定中の名称を改めるとともに、用字を法令用語に合わせて整理するものであります。

別表は、新施設の設備及び利用実態に合わせ、使用区分及び使用料体系を整理するものであります。

次に、附則についてですが、改正条例の本文3ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 条例制定に直接質問するわけではないんですが、多くの町民が今まで特産品開発センターを利用された利用者が「いつからスタートするの」とよく聞かれるわけで、開設を待ち望んでいる方も多いのかなと思ったりしております。条例内容は全然違和感はないのでいいと思うんですが、この運用に当たって、町民の皆さんに1日でも早くやっぱりお知らせをする必要もあるのかなと思っておりますが、どういう手法で多くの町民にお知らせをするのかなど。直接、条例制定には関係ありませんが、その点だけお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

運用に当たっては広報紙とか、あとホームページと、それから公民館長等も活用いたしまして周知を図りたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18については、事件撤回請求書を受理したことで、議長において許可したことを報告をいたします。よって、議事日程から削除することといたします。

日程第19 議案第17号 工事請負契約の締結について(令和7～9年度 南種子町防災行政無線設備更新工事)

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第19、議案第17号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第17号について御説明をいたします。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和7年から9年度、南種子町防災行政無線設備更新工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は、総額で6億2,480万円でございます。契約の相手方は、福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1番2号、エコー電子工業株式会社本社、本社責任者、守正幸でございます。

お手元に参考資料として仮契約書の写しを配付をしておりますので御覧いただきたいと思っております。

本工事の目的につきましては、既存設備の老朽化への対応及び災害情報伝達を迅速かつ的確に行うための再整備工事を行い、地域住民の生命、財産を確保するための地域における防災、救援及び災害復旧等の活用と平常時の広報活動並びに防災行政連絡等に活用し、行政サービスのさらなる向上を図ることが目的でございます。

工期につきましては、令和8年3月19日から令和10年3月25日までを予定しております。

整備概要につきましては、既存設備の全ての更新となりまして、主な内容といた

しまして、親局、中継局、簡易中継局、屋外拡声子局、個別受信機設備の更新でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） この工事請負の事案ですが、前回の議会においても屋根付きふれあい広場の工事について、あれも3億円ぐらいの事案でしたが、大型工事については事前に議会のほうにも概要説明をお願いしますという要請もしていただいていますね。正式要請はしていなかったかと思いますが、やっぱりこういう6億となる事業については、いきなりこれ議会に議案として出されても非常に困るので、精査する時間もないわけで、議会のほうでも議会運営委員会でここまでまだ目を通す時間がなかったもんですから、そのままスルーしたんですが、やっぱりこういう大型事業については事前に議会に説明をすると。内容を熟知ある程度した上で本議会にかけて、やっぱり審議をするというのが一番いい流れかなと思うんですが、町長、こちら辺はどういうふうにご考えておられるのか見解をお聞かせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

この防災行政無線については12月の議会債務負担行為で提案をしておりましたので、そこでも説明をしたところですが、この契約案件の事案については、今回、この防災行政無線については既存の施設の全更新ということでありましたので、特段内容が大きく変わるというものではなかったもので、今回はこの議案での提案とさせていただきます。前回質問があったように、新規の事業については、必要によっては事務局のほうと協議をして、事前に議会のほうにも説明をしたいとは考えておりますけれども、そこについてはまた執行部と事務局のほうと協議をして、全ては契約案件を説明するというのではなくて、そういう新規の事業などについては説明をしたいということで、今現時点では認識をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 既存のやつを更新することなんですけど、現状においては、町内においても防災無線が季節風によって聞こえづらいときがあるんだという声も多分届いていると思うんですね、執行部のほうにもね。私も聞いております。そのときも財源が結構かかるので、一基付けるだけでも何百万かかるかということだったので、なかなか早急にできないんですが、こういう事業を通じてやっぱりそういうところの見直しも含めて再備をするというせつかくの事業の機会ですから、

そこら辺の見直しも含めた上でやっぱりやるべきかなと思っているわけですね。だから、債務負担行為の説明があったとしても、新たなこういう事業をやる場合は議会にもこういう感じでやりますよという説明は私は必要だと思いますよ。そうしないと、なかなか議会としても、町民から聞かれてもなかなか答えられないところが多いというので非常に困るので、この事業概要はもうちょっと詳しく、そういうところの更新、新たに聞こえづらいところも含めて改善ができるのかできないのか、答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ただいま総務課長からあったのは、債務負担行為のときにそういうやり取りが当然あるべきであって、今回はそれに基づいて議決をいただいたものを契約をしているわけですから、仮契約をしたものを今回ここにお出しをしているということです。今、議員からあったことについては、新しいものについては極力そういう説明をしてまいりますけれども、今回は債務負担行為のときにも申し上げましたが、以前、一般質問でもいろいろあったときにお話をしましたのは、これに該当する起債も前年度、一応終了をするということでしたので、ところが中途からこれが延長になるということが情報として入ってきましたから、その起債を活用をして、それで債務負担行為を設定をして、その年度で契約を設定をすれば債務負担行為でやって、7、8、9、これで該当できるんだという話だったんです。それで財源が確保できるということで債務負担行為を設定をして、総務課長のほうから説明があったかというふうに私も思っています。極力、そういう新たな大きな事業であれば、それは説明をさせていただきたいというふうに思います。ただ、先ほども課長からあったように、今の既存のやつが聞こえなくなったり、いろんなことも今まで住民からも議会でもお聞きをしていますので、これを財源が確保できるときにそういうやり方というか、新たにまた急激にいろんなものが変わるということではなくて、性能のいいもの、そういうものに切替えるということでしたから、今回は特段、そこまで私たちがそれ以上の説明ができるようなあれでもなかったのではないかというふうに思いますので、そこは御理解をいただいて、今後については極力そういう大型については、そこは課長以下皆さんもそういうふうなことは考えておりますので、そこ御理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 3回目ですので終わらないとしょうがないですが、確かに債務負担行為のときに議会側も詳しく聞かなかったのは我々にも落ち度はあろうかなと思っているんですが、やっぱり債務負担行為のときは、正直言ってここまで詳細な事業内容については、「ああ、こういう事業をやるんだな」というところぐらい

の認識がなくて、どういう内容で更新するまでどういう、その内容は債務負担行為の認定のときには想像をしないわけですよ。それがいけないと言われれば落ち度かもしれませんが、だから今の私は答弁はちょっと気に入らないなと思っています。やっぱり、もうちょっと議会にはそこは親切に答弁すべきだと思いますよ。今の債務負担行為で言ったからもういいというのは、議会側にも落ち度はあるかもしれませんが、私はどうも納得できない。そういうことで、それを言ってもしょうがないので、今後、こういう事案については、たとえ債務負担であっても、今後はやっぱり議会側にはそういう大型事業については説明をいただくということを、ぜひ申し入れたいと思います。今度は議会運営委員会においても正式に話をさせていただいて、議長を通じて申入をするという形で進言をしたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 私は説明をしないとかそういうことを言っているわけではなくて、それは前向きにしっかりと対応するという事を申し上げました。ただ、今回のようにこの工事請負契約のこの議案のときと、私たちが説明をしなければいけないときというのは違うということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 6億2,400万円という大きな金額です。これで、私も何度かこの防災無線については一般質問をして、不感地帯の解消ということで申し上げておりましたので、非常に重要な案件だと考えております。今回この予算で不感地帯等の解消というのは期待できるのかどうか、そこら辺のところ分かっておりましたら答弁をお願いします。

それと、まとめていきます。それが1点。2点目は、これ福岡の業者ですけれども、例えば町内の業者ではできなかったのか、県内あるいは島内の業者、これではできなかったのか。福岡のこれ、一般競争入札だろうと思うんですよ。この業者選定のいきさつを合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の防災行政無線の更新につきましては、現行の設備が12年を経過しているということで、既にメーカーの部品供給などができない状況になっております。そのため、今現状の不感地帯、部品の聞き取りが悪いとか、そういったことが実際に起きていましたので、今回この更新をすることになりました。不感地帯の解消につきましては、契約をして8年度中に改めて電波調査を実施をして、現在課題になっている部分についてはしっかり設計をして見直しをかけたいというふうに思っています。

す。

それから、以前の設備と比較しても総務省が割り当てをする周波数の新しい構築であったりとか、そういったものもありますので、現在よりは改善されるというふうに考えているところです。

それから、屋外の拡声器がなかなか広がらないという意見もあったところですが、今回は特に増設というのは予定されておりませんが、拡声器自体の性能が非常に高性能になったということで、放送される範囲が広がるということで理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、業者の選定についてであります。今回は3社の指名をしております。指名の業者につきましては、この6億円にかかる工事ができる業者ということで指名願いが全国から出ているこの防災行政無線施設の業者ということで、本町においては3社あったわけですが、現在、現行の設備を契約している業者が鹿児島ですけれども、これは入札結果によって今回の福岡の業者が落札をしたところです。もう1社についても鹿児島の業者でございますけれども、ここについては諸事情ということで辞退をされたところでございました。町内の業者等では対応は難しいという認識をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） できるだけ不感地帯の解消ということで、工事が終わったら、できましたらまた検証をしてもらって、そしてどうしても不安地帯のところ、こういうところをまた改善するというので予算処置なんかもしてもらいたいと。これは要望です。

それと、今、福岡の業者が入るということで、指名競争入札でおそらくランク付けのあれでいったんだろうと思うんですけども、できましたら下請けとか、そういうのもこちらが関与することではないだろうけども、やはり地元の業者に下請けなんかが取れるような、そういう条件とかそういうのが付けられるのであれば、やっぱり付けてほしかったというのが正直な気持ちでございます。別に答弁は必要ないですけども、今後の入札参加資格にそういうのも入れてほしいなと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 6億2,480万円の工事請負契約であります。工事の内容を詳しく説明をしていただけませんか。今、家庭に取り付けている受信機、これも全部交換になるのか。それから、アンテナも交換になるのか。それから、外にすわっている拡声器、あれはどうするのか。それと、メーカーが今、富士通だと思っております。

が、またスピーカーの受信機のメーカーも変わるのか、詳しく説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の工事の内容でありますけれども、基本的に親局であったりとか個別受信機について、拡声器については数の変更はございません。まず、役場にある親局が一式、それから中継局については今、杭風のほうにありますけれども、これも同じ1局です。それから、簡易中継局については、現在、島間と上里と西之に3局ありますので、これについても同じ3局で予定をしております。それから、屋外拡声器につきましては、現在23局ありますけれども、先ほど答弁をしたように23局の数については変更ありませんが、拡声器の性能が非常に上がってくるということで、広がる範囲が大きくなるというふうな認識をしております。全戸につけている個別受信機の設備につきましては、同じく全戸ということで、今回は3,485個ということで設計の中では見込んでおります。

受信機のメーカーにつきましては、今、富士通ですけれども、今回も富士通製品ということで予定をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後2時35分といたします。

—————・—————
休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第18号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第20、議案第18号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第18号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。

予算書に基づいて説明をしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、国の補正予算に伴う事業の前倒しや各事業費の確定、執行残及び実績見込みによる今後の所要額を補正するもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,036万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,959万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

4枚目をお開きください。

第2表の継続費補正については、荃南小学校建設事業について事業費総額を13億3,514万2,000円に変更し、年割額をそれぞれ変更するものでございます。

次に第3表の繰越明許費については、追加6件で、関係者との調整や標準工期の確保、国の補正予算に伴う影響などにより繰り越しをするものでございます。

次のページ、第4表の債務負担行為につきましては変更が3件、廃止が1件であります。

変更3件につきましては、入札執行に伴い、それぞれ期間・限度額を変更するものであります。

廃止の文書管理システムリース料につきましては、令和9年度に県内離島地域での共同調達が予定をされており、単独導入に比べ安価に導入できる可能性があることから廃止をするものでございます。

次のページ、第5表の地方債補正につきましては追加1件、変更4件でございます。追加の補正予算債につきましては、国の補正予算に伴う事業前倒しによるもので、限度額を2,550万円とするものであります。変更4件については、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明しますが、人件費につきましては省略させていただきます。

それでは、12ページをお開きください。

12ページから15ページ、総務管理費については、物価高騰対応生活者支援給付費

が主なもので、2,157万5,000円を増額するものであります。

次に、16ページから17ページ、徴税費につきましては、定額減税不足額給付金の減額が主なもので、794万6,000円を減額するものであります。

次に、18ページから20ページ、社会福祉費については、後期高齢者医療療養給付費負担金の減額が主なもので、508万1,000円を減額するものであります。

次に、同ページから21ページ、児童福祉費については、子どものための教育・保育給付費が主なもので、1,676万円を増額するものであります。

次に、同ページから22ページ、保健衛生費につきましては、公立種子島病院組合負担金が主なもので、1,553万5,000円を増額するものであります。

次に、23ページから26ページ、農業費については、特産品開発センター建設事業の減額が主なもので、3,232万4,000円を減額するものであります。

次に、27ページから28ページ、土木管理費については、県営事業負担金の減額が主なもので、2,706万5,000円を減額するものであります。

次に、同ページから29ページ、都市計画費については、街路灯LED化工事の減額が主なもので、1,069万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、住宅費については、集落内環境整備工事の減額が主なもので、524万4,000円を減額するものであります。

次に、32ページから33ページ、小学校費については、荃南小校舎建設工事の減額が主なもので、3,121万円を減額するものであります。

次に、同ページ、中学校費については、中学校照明LED化事業が主なもので、388万5,000円を増額するものであります。

次に、36ページから37ページ、保健体育費については、給食配送車購入の減額が主なもので、3,377万6,000円を減額するものであります。

次に38ページ、繰出金については、各特別会計への繰出によるもので、315万9,000円を減額するものであります。

次に、同ページから39ページ、南種子町再編交付金事業基金積立金については、令和7年度再編交付金の残額1億3,561万円を積み立てるものでございます。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明しますので、3ページをお開きください。

まず、固定資産税については、予定収納率を超えたため、1,328万5,000円を増額するものであります。

次に、地方交付税については、補正対応のため財源留保しておりました、普通交付税3億123万1,000円を増額するものであります。

次に、5ページ、国庫負担金については、子どものための教育・保育給付費負担

金が主なもので、1,447万8,000円を増額するものであります。

次に、同ページから6ページ、国庫補助金については、学校施設環境改善交付金が主なもので、1,669万8,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、県負担金については、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額が主なもので、730万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページから7ページ、県補助金については、鹿児島県生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業費補助金が主なもので、2,791万9,000円を増額するものであります。

次に、8ページ、財産売払い収入につきましては、堆肥売払い金の減額によるもので、645万9,000円を減額するものであります。

次に、同ページから9ページ、基金繰入金については、歳入の決定や不用額等の減額に伴い、合計で2億7,856万1,000円を繰戻すものでございます。

次に同ページ、受託事業収入については、キャトルセンター受託事業収入の減額によるもので、210万3,000円を減額するものであります。

最後に、10ページから11ページ、町債費については、各事業費の確定等に伴い調整をするもので、6,440万円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の1 議会費、12ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の2 総務費、12ページから17ページ、質疑はありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 15ページの電子地域通貨事業費の中で、区分の節の18番、負担金補助金及び交付金、この中で、物価高騰対応生活支援者給付金が3,052万2,000円を含まれております。その内容についての説明を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えいたします。

電子地域通貨事業の補助金についてですが、こちらについては県のプレミアム商品券事業の補助金のほうがございます、その活用に伴う補助金ということで、積算としては1人当たり6,000円の人数分ということでの積算で、こういう形で計上をさせていただいております。

○議長（塩釜俊朗議員） 2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） これは交付としては、今、全員が対象というふうな話でした

けれども、交付される日付についてはいつからということになるのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ちょっと補足してお答えをいたしますが、これは県の補助金を歳入で受け入れております。それで、県のやつも、町のやつは2月末までで私どもは執行終わりました。今、ほかのところでは、今いろいろやられておって、今日もあそこの中に申し上げましたが、いろいろテレビでも出てきているんだと思います。ちょっとだから、私たちのところは特に早かったので、そこの執行残の部分と、それから県のやつも、それぞれの市町村に県が特に自分たちで何かをやるわけではなくて、その物価高騰分をそれぞれの市町に配分をするんです。その補助金が今回受け入れておりますから、南種子の分を受け入れて、それを今度は繰り越しをして、新しい年度がちょっと変わってからになりますけれども、おそらく4月の中途ではできないかというふうに思いますが、それを執行したいというふうに思っております。名称が、県のほうのやつは物価高騰、プレミアム商品券何とかとかというふうになっていますが、最初そういうことを想定しておったんだろうというふうに思います。それで最初、話があったときに、そういうまた商品券を発行したり、そういう無駄なことであれば、我々はそういうやり方はしないということで申し上げたんですけども、ちょっとお断りをしたところが、やっぱりそれぞれの町のやり方でいいということで、私たちは私たちの電子地域通貨というものも認めていただきましたので、それでやりたいということでもありますので、この前のやつは2月末で終わって、これをまた明けてから。ちょっと3月、4月の頭までは人の出入りもありますので、その関係でおそらく繰越事業になりますから、4月のどこか中旬あたりにはできないかというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の3 民生費、18ページから21ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の4 衛生費、21ページから23ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の6 農林水産業費、23ページから26ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の7 商工費、26ページから27ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の8 土木費、27ページから30ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の9 消防費、30ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の10教育費、31ページから37ページ、質疑はありませんか。
2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 33ページです。教育費の3番、学校営繕費の中で工事請負費として、中学校特別教室の空調整備工事。それと、中学校照明のLED化事業というところで、減額と予算が組まれているものがあります。この2つの工事についての説明を求めます。中学校LED化事業については、繰越明許の中にも入っておりますので今年度の事業というのはいけないと思っておりますが、ここに記載されていることについても説明を求めたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長 説明いたします。中学校費の学校営繕費工事請負についてですが、中学校特別教室空調整備工事については、今回、3,369万3,000円の減額を提案しております。空調工事整備工事につきましては、再編交付金を活用して令和7年度整備予定としておったところです。それに向けて、実施設計の業務委託の入札を執行したんですけれども、入札が成立しなかったために実施設計のほうは今年度できなかったところです。それに伴って、この空調整備工事についてもちょっと年度内の執行が見込まれないということで7年度の予算については減額をして、今、提案しております8年度の当初予算に改めて提案をしているところです。

次に、中学校の照明LED化事業につきましては、3,834万6,000円の計上をしております。令和8年度の当初、令和8年度の事業要望ということでしておったところですが、今回、令和7年の国補正での要望があったところです。それに伴って、予算の確保ということもありまして前倒しで要望をしたところ、今回、内示がありましたので、今回の補正で提案をしております。事業実施については、令和8年度へ繰り越しをして、南種子中学校のLED化の事業をしたいと思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 款の11災害復旧費、37ページから38ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の13諸支出金、38ページから39ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入。款の1町税3ページから、款の21町債、11ペー

じまで一括して、質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） この歳入項目の中に入っていないのですが、ふるさと納税寄附金、ここに補正が入っていないということは金額に増減がないのかなど、非常に寂しく思っておるのですが、今年度の見込額について教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えいたします。

ふるさと納税の今年度の状況ですが、2月末現在において、現状8,600万円程度ということで、2月末での実績では出ているところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 本町の重要な自主財源の1つでもあって、当初予算、一億を目論んでおったのですが、なかなか到達にはいかないなど、非常に寂しい思いです。3月まで1か月ですが、多分お返しするような商品もないので、数字的にあまり変わらないなかと考えているのですが、残り1か月、全力で1円でも増やしてもらうように要望だけをしておいて終わります。答弁は要りません。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第2表、継続費補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第3表、繰越明許費補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第4表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第5表、町債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、全般にわたり、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第5号)

○議長(塩釜俊朗議員) 日程第21、議案第19号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第19号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ157万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,500万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の6、県支出金につきましては、交付金等の決定見込みに伴い83万5,000円を減額するものでございます。

次に、款の10、繰入金、他会計繰入金につきましては、歳出に伴う財源補正で74万1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1 総務費の総務管理費及び徴税费につきましては、執行見込や執行確定によるもので、総務費合計で32万7,000円を減額するものでございます。

次に、4ページから5ページ、款の2 保険給付費につきましては、審査支払手数料の減額及び葬祭費の増額に伴い、保険給付費合計で3,000円を増額するものでございます。

次に、5ページ、款の6 保健事業費の保健事業費につきましては、人間ドックの補助見込みによる減額が主なもので、50万9,000円を減額するものでございます。

次に、5ページから6ページ、款の6 保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、備品購入費の特定健診等データ管理システム機器の更新に伴う執行確定が主なもので、44万3,000円を減額するものでございます。

次に、款の9 諸支出金の償還金及び還付加算金につきましては、被保険者の資格や所得修正等に伴う過年度還付金で、執行見込みにより30万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第22、議案第20号令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第20号令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,071万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,660万7,000円とするものでございます。第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金、次の款の5支払基金交付金、3ページから4ページ、款の6県支出金につきましては、調整交付金や歳出予算の地域支援事業等の補正に伴い、それぞれの負担割合によって減額するものでございます。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金につきましては、介護給付費繰入金の減額が主なもので、540万6,000円を減額するものでございます。

次に、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、介護保険基金繰入金617万円

を減額するものでございます。

次に、4ページから5ページ、款の13諸収入につきましては、各種介護保険事業利用者負担金の減額で78万1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

6ページをお開きください。

6ページから7ページの款の1、総務費につきましては、認定調査等費の主治医意見書作成等に伴う手数料の減額が主なもので、総務費合計で199万1,000円を減額するものでございます。

次に、款の2保険給付費の項の1介護サービス等諸費から10ページ、項の7特定入所者介護サービス等費につきましては、今後の所要見込みにより、それぞれ減額補正を行うものでございます。

次に、10ページ、款の5地域支援事業費の項の4介護予防・生活支援サービス事業費から12ページ、項の7包括支援事業及び任意事業費につきましては、執行確定や所要見込みにより、それぞれ減額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 介護保険の補正が歳入歳出ともに減額補正をされております。

この減額補正のこの見方なんです、見方についてお尋ねをするんですが、一番いい捉え方は、町民が全員相対的に健康になって介護保険の適用が減りましたよと。いう中身と、それから、予算の見積を若干多めに取っていたので、余ったので結果オーライという捉え方になるのが、なかなかこの予算の見極め方は当初予算の審査と、それから1年半後におこられる決算審査で評価をするわけですが、途中のこの補正予算の中ではなかなか動向がつかみづらいというのがあって、3月の補正予算、おおむねこの数字で確定していくんだらうなというように見ているわけですが、国民健康保険では一部の町民になるまで見えないのですが、介護保険の場合は全町民に該当しますので、担当課長として健康寿命が延びていますよ、というような捉え方をするのか、「いやいや、もっと来年度予算に向けてこういうところを充実せなあかんので、こういうような捉え方をしています」というような、参考になるような見解があれば教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 暮らし保健課長。

○暮らし保健課長 お答えをいたします。

まず、基本的事項といたしまして、議員もおっしゃられたとおり、第1回の定例会の補正ということでございますので、介護を制度を利用される被保険者の皆さん

に不足が生じないように予算を議会で相談をいたしまして、それに基づいて執行した執行の残ということで、今回減額しているものが主なところでございます。介護保険の情勢につきましては、前回もちょっとお話をしたところもあるんですけども、入所判定等の見直し等も見直しがされまして、南種子町の方の施設入所が増えたということで、介護保険の予算の状況としましては、施設入所にかかるものが増えまして居宅のものが若干減ったというところのような状況がでございます。その第1被保険者、65歳以上の方につきましては高齢化は進んでいるところではございますが、第9期の介護保険事業計画におきましては、2,000人程度を推移していくというところになっておりますので、またこの計画につきましては、令和8年度が最後の年ということになりますので、またシステムを活用してまた出納を計算をしていくんですけども、これからにつきましては若干数が少なくなっていくのではないかなというところで、個人的には予想をしているところでございます。

来年に向けての予算につきましては、やはり介護現場での人材不足が喫緊の課題となっておりますので、国のいろんな施策の補助金と、それから介護報酬の改正等に対応しながらも、やっぱり南種子町の課題として何があるかというのを把握をして取り組んでいく必要があるのではないかなというところで、引き続き就職奨励金であったりとかICTの活用、視察に行くものについて補助金を出したりとか、今後におきましては外国人、どうしても人員が確保できないということであれば外国人についても今後、まずは各事業所さんとよく話をしながら検討して取り組んでまいりたいと思っているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第5号)

○議長(塩釜俊朗議員) 日程第23、議案第21号令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第21号令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,580万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動等に伴うもので、113万9,000円を増額するものでございます。

次に、款の4繰入金につきましては、事務費等繰入金301万8,000円を増額するものでございます。

次に、款の6諸収入につきましては、一体的実施事業収入410万6,000円を減額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、国保データベースシステム負担金の減額が主なもので、32万1,000円を減額するものでございます。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料納付金114万円を増額するものでございます。

次に、4ページから5ページ、款の3保険事業費につきましては、一体的実施事業に係る報償費の減額が主なもので、76万8,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長(塩釜俊朗議員) これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗議員) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第24、議案第22号令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 それでは、議案第22号令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を6万7,000円増額し、2億4,137万1,000円、支出を238万5,000円増額し、2億5,984万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条は、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、記載のとおり改めるとともに、資本的収入及び支出の既決予定額を補正するものでございます。資本的収入を1,320万円減額し、1億3,674万円、資本的支出を833万6,000円減額し、2億2,158万4,000円とするものでございます。

第4条は、企業債につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を改めるものでございます。

3ページをお開きください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の既決予定額を補正するもので、職員給与費を164万1,000円増額し、2,021万円に改めるものでございます。

第6条は、他会計からの補助金を補正するもので、40万6,000円増額し、6,040万6,000円に改めるものでございます。

4ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをお開きください。予算事項別明細書について御説明いたします。

まず、収益的収入でございます。款の1水道事業収益、項の2営業外収益につき

ましては、目の2他会計補助金として、一般会計繰入金6万7,000円の増額が主なものでございます。

6ページをお開きください。

次に、収益的支出でございます。款の2水道事業費用、項の1営業費用を224万9,000円増額するものでございます。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費の取水及び浄水場に関する経費、目の4総係費の人件費、目の5減価償却費を実績により増額するものでございます。

項の2営業外費用につきましては、企業債償還金利息について、下半期分の不足となる額を補正するものでございます。

7ページをお開きください。

款の3資本的収入でございます。項の1企業債、目の1建設改良企業債につきまして、水道施設耐震化事業及び水道施設改良等事業の借入額を、実績により見直し1,320万円減額するものでございます。

続きまして、款の4資本的支出でございます。項の1建設改良費につきましては、水道施設改良等事業工事、水道検針システム機購入の実績に伴い、833万6,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月17日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時15分

令和8年第1回南種子町議会定例会

第 2 日

令和8年3月17日

令和8年第1回南種子町議会定例会会議録
令和8年3月17日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 委員長報告（所管事務調査 総務文教委員会）
- 日程第3 委員長報告（所管事務調査 産業厚生委員会）
- 日程第4 委員長報告（あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	西 村 一 広	書 記	河 野 彰 子
-----	---------	-----	---------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 和 昭	企 画 課 長	立 石 勝 行
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	岩 元 浩 美
税 務 課 長	小 川 浩 輝	総合農政課長	山 田 直 樹

建設課長 河野容規
教育委員会管理課長兼
給食センター所長 立石拓也
農業委員会
事務局 才川いずみ

保育園長 鮫島幸紀
教育委員会
社会教育課長 河東昭寛

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております一般質問通告書により行います。

それでは、順番に発言を許します。初めに、上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 一般質問を行います。H3ロケット8号機は、令和7年12月20日午前10時51分過ぎ、種子島宇宙センターから打ち上げられました。当日、風は強かったものの晴天に恵まれ、ロケットは力強く順調に飛行しながら上昇成功したかに思われましたが、打上げ失敗という残念な結果に終わってしまいました。これにより、令和8年2月1日に計画されていたH3ロケット9号機打上げが延期になり、JAXAと三菱重工業は、当初設定した打上げ予備期間の令和8年3月31日までの打上げは実施しないと発表しました。

宇宙開発に失敗はつきものといわれております。失敗に伴う原因究明は必要であります。しかし、日本の宇宙開発、常に前に進めなければなりません。世界に遅れることがあってはなりません。

日本には、昔から使われている有名なことわざがあります。「失敗は成功のもと」、発明王トーマス・エジソンの残した名言「失敗は成功の母」、ドイツのフリードリヒ・フォン・シラーの「苦しいときこそ登り坂」、この3つの言葉を打上げ関係者へ送りたいと存じます。

鹿児島ロケット6号機、7号機は2月24日、南種子町の前之浜海浜公園から打ち上げられ、目標高度に到達し、打上げは成功しました。

このロケットは、将来の大型化に向け、射場を肝付町から南種子町に移したもので、2機連続打上げ同時成功の快挙を成し遂げました。

3月15日、種子島宇宙センターで実施した新形態H3ロケットエンジンの燃焼試験、計画どおり50秒間の燃焼を終えたようであります。取得したデータを検討し、

時期は決まっていないが、次のロケット打上げに向け、準備は着々と進められているようであります。

役場調査玄関前には、日本の大型主力ロケットH3のモニュメントが立ち、日本の宇宙開発は我が町、南種子町からとの機運が一層高まったことになりました。

スペースタウン南種子の取組が整いつつある。このように受け止めているところであります。

一般質問に入ります。

まちづくり・地域おこし対策についてであります。

南種子町と三菱重工業株式会社、正式には三菱重工業株式会社防衛・宇宙セグメント宇宙事業部と包括連携協定が締結をされました。

三菱重工業株式会社。日本を代表する世界に名立たる大手企業であり、本町にある種子島宇宙センターからロケットの打上げ業務を手がけております。

南種子町と三菱重工業株式会社とが包括連携協定を結び、企業が持つ豊富な人材、専門性、技術とネットワーク、これらを企業と行政とは相互に補完し合うことで行政の限界を超えたまちづくり・地域おこしが大きく前進することになります。まちおこし、地域おこしのチャンスが到来と受け止め、大いに期待するところであります。

協定書に盛り込まれた協定内容について、説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、令和8年1月号の広報紙にも掲載をしておりますとおり、昨年12月の15日に本町と三菱重工業株式会社防衛・宇宙セグメント宇宙事業部との間で、SPACE TOWN南種子宣言に基づいた包括連携協定を締結したところでございます。

協定の内容（連携事項）といたしましては、協定書に5項目を掲げておりまして、まず、1点目は資源を活用した宇宙のまちづくりに関すること、2点目が宇宙産業等への就業に関すること、3点目が移住・定住に関すること、4点目が各小学校・中学校を対象とした宇宙教育事業に関すること、5点目がその他目的を達成するために必要な事項に関することとなっているところであります。

今後、双方で協議を行いながら、SPACE TOWN南種子宣言に基づく共創した宇宙のまちづくりにつながる取組を共に推進をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ぜひとも強力に推進をしてほしいと思います。

この包括連携協定の目的は、自治体と企業・大学などがそれぞれの強みを持ち寄って地域課題の解決や住民サービスの向上を目指す、こういうことであるそうです。

連携して取り組む地域課題としては、人口減少や少子高齢化対策、子育て支援、地域災害や環境保全、地域住民の健康増進、農業をはじめとする地域産業の活性化、観光振興、スポーツ・文化・芸術の振興などが挙げられるようであります。包括連携協定の締結、本町が抱える人口減少・少子高齢化、地域産業の活性化、スポーツ・文化・芸術の振興など重要課題の解決につなげていく。町長の所信をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたが、今回の包括連携協定は、SPACE TOWN南種子宣言に基づく共創した宇宙のまちづくりにつながる取組を共に推進していくことを目的に締結したものであります。

本町が抱える地域課題の解決にも寄与していくものだというふうに考えております。例えば、町内の各小学校・中学校における宇宙教育の実践による人材育成、また、地元人材の雇用や定住促進による人口減少対策、共創して宇宙のまちづくりに取り組むことにより本町の魅力向上につながるなどが挙げられるのではないかなというふうに考えております。

これに伴い、現状としては三菱重工業との包括連携協定締結を先ほども述べたとおりであります。JAXAも含めていろんなことを現在協議をしながら検討しておりますけれども、種子島宇宙センターは本町にありますけれども、やっぱりこのJAXAというのは本社が東京にございまして、やっぱりその本部とのいろんな協議事項も重要でありまして、ここについてはこれからのことだろうというふうに思います。

そして、この三菱との協定や現在、JAXA、そして中央大学、京都工芸繊維大学、こういったところと宇宙のまちとしてのさらなる進化や発展を目指すための共同研究を既に開始をしております。

こういうことも含めて、共創するとの分野での取組を強化をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長のまちづくり推進も非常に分かりやすく説明がありました。宇宙教育の推進という言葉もありましたが、令和8年度の教育行政の中にはこの言葉が盛り込まれていなかったのがちょっと残念な気がいたします。

続いての質問ですが、南種子町の人口も徐々に減少しております。1月31日の人口は総人口5,076人ということになっております。近々4,000人台へ突入するのではないかと非常に危惧をしております。

建設中でありました自衛隊の隊員宿舎、もうそろそろ完成もするようです。まちづくり・地域おこしにつながってくるものと期待をいたします。

そこで質問ですが、入居する世帯数と南種子町で賦課される税目について、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

馬毛島への自衛隊基地整備に伴いまして、本町には車両整備工場と隊員宿舎、そしてヘリポートが現在整備中でございます。この年度中には全て完成すると伺っているところでございますが、隊員宿舎につきましては全部で10部屋整備され、単身世帯用と家族世帯用の部屋が整備されていると伺っているところであります。

本年4月以降、順次入居されるとの話は聞いておりますが、どのようなスケジュールで入居されるのか、どのような世帯が入居されるかについては、現在のところ町としては把握していないところであります。

賦課される税目につきましては、本町に隊員が住所を置くことによります住民税があるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 住民税、それから固定資産税も確か入ってくるんじゃないかなと思うんです。そういうことで南種子町の地域活性化に大きく貢献をするということに捉えたいと思います。

この隊員宿舎が新栄町から山崎に通ずる道路、あれ、ぎりぎり建てられているものですからカーブのところ見通しがきかなくて、交通事故の発生が心配されるという住民からの要望も出ております。

私も担当課にはその旨を伝えておりましたが、私もその現場に行ってみましたところ、確かにぎりぎりに建てられてカーブが見通せないと、これはちょっと交通事故が心配されるなということですので、そこは事故防止に向けて改善策を立ててほしいということをお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 住民の方々からもいろんなお声が寄せられているんだと思いますので、そのことについては私もちょっとそういうことについて確認をしておりますので、現場

のほうもちょっと確認をしながら、そういう交通事故に支障があるようであれば、ちょっとそこをどうするべきかということについては検討をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどこの課税される税目について、固定のことがちょっとありましたので、そのことについては固定資産税ということは課税はされないようでありますので、詳細について担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 ただいまの件ですが、固定資産税の課税につきましては、地方税法348条において、国等が所有する固定資産税については課税することができないというふうに規定をされていますので、非課税ということになっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 市町村交付税とか、そういうので入ってくるんじゃないの。いや、それはそれでいいです。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 ただいまの交付金についてですが、そちらについては国有資産等所在市町村交付金のことをおっしゃられているかと思いますが、こちらについては国家公務員の宿舎のうち、無料宿舎については交付金が支給されないというふうに法律のほうで規定をされていまして、今回整備される宿舎については無料の宿舎ということになっているようですので、そちらの交付金のほうも交付がされないというふうに法律で決められているようです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 次の質問に移ります前にちょっと読み上げたいと思います。

2月22日土曜日、第42回南種子町生涯学習大会が午後0時30分から福祉センターホールで盛大に開催をされました。

この日は、県下一周駅伝競争大会の初日でスタート日、午後2時30分からは中平小学校の金管バンド第31回定期演奏会、大きなイベントが重なって、生涯学習大会参加者が例年に比べ少なかったように感じられます。

オープニングの和太鼓演奏、各種表彰と伝達式、活動発表、講演会と内容も盛りだくさんで充実した大会でありました。

特に活動発表の部、莒南小学校4年生の原田蒼生さんの「ぼくはここに生きる」。南種子中学校2年生の園田海恩さん「地域おこしへの第一歩」と題しての子ども主張、堂々と元気よく力強く発表する姿勢に参加者全員、感動・感激・感銘を受けたところであります。と同時に、まちづくり・地域おこしのヒントをいただきました。

舞台発表は、中平小学校3年生全員による郷土芸能「棒踊り」、大川小学校全児童による「ソーラン節」などが披露され、元気な子どもたちが繰り広げるすばらしい演技に詰めかけた町民から多くの拍手・喝采が贈られ、1年間の学習の成果と発表に接する機会ができました。

このことを申し上げ、次の質問に移ります。

小中学校の土曜授業対策についてであります。

土曜授業なぜあるの、九州では全県下での実施は鹿児島県だけ、毎月第2土曜日に土曜授業が実施されております。かつては全国的に行われていました。私の小・中学校、高校時代、毎週土曜日は午前中に授業が行われており、その関係から土曜授業は当たり前だったという方が多いのではないかと思います。

それが週期2日制や学習内容を削減するゆとり教育導入で土曜授業は全国的になくなりました。しかし、国はゆとり脱却のため方針を見直し、土曜授業は市町村教育委員会の判断で実施可能としました。

鹿児島県内では、2015年度（平成27年度）までに全ての公立小中学校で毎月第2土曜日に半日の土曜授業を展開、現在に至っている状況であります。

土曜授業の実施、その狙いと授業内容について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員の御質問にお答えをいたします。

上園議員が今おっしゃられたとおりでありまして、土曜日の授業は戦後の学校教育法施行以来、毎週土曜日に午前中、半日で授業が行われていたわけであります。ですけれども、高度成長などに基づくことによって欧米諸国の労働時間の短縮や余暇利用の推進等が叫ばれるようになり、昭和62年に労働基準法の週48時間労働を週40時間に労働するという改正によりまして、週休2日制が日本全国急速に進みました。

学校においても詰め込み主義の教育の反省に立ち、ゆとり教育の中で考える力の育成を目指すこととして、平成4年から、順次、土曜日の授業を減らし、10年かけて平成14年度に完全学校の学校週5日制が全国で進められてきました。

この後、約10年間、小学校低学年の理科・社会を生活科としたり、国語・算数などの教科時数を減らして総合的な学習の時間を創設したり、外国語活動を導入したりしてきました。

しかしながら、国際協力開発機構OECDの先進国による学力調査において、年々学力低下が懸念される中、平成25年度に学校教育法施行規則の一部を改正して、各自治体の判断で土曜日の授業ができることになりました。

そこで、鹿児島県では全国学力調査が芳しくないことから、平成27年度に市町村

教育長会と県教委で合意の下、県下一斉に毎月第2土曜日に授業を実施することとなりました。

授業内容としては、教科学習の補充や深化・発展する個別指導や地域が参加しやすい行事、例えば学習発表会、持久走大会、避難訓練などがあります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 私はその土曜授業実施の狙いについて教育長の答弁を欲しかったんですけど、いろいろ書物を見ると、土曜授業の行われている学力向上、それと土曜日に実施する利点を生かした地域や保護者との連携した取組、これが何か狙いだそうですね。いろいろ話を聞くと、学力向上には全然貢献していないと。地域との連携した取組というのもあまり行われていないような、そのような話をするんですけど、文部科学省の調査によると令和6年度に土曜授業を実施した小学校は14.7%しかなかった。中学校は15.6%。鹿児島県のように全県一斉に実施している市町村はゼロ、なかったとの調査結果が出されております。

鹿児島県教育委員会は、昨年、令和7年9月10日、県内の小中学校・義務教育学校で月1回実施しているゼロ授業について、令和8年度から年3回程度までに見直す方針を市町村教育委員会に通知をしたということであります。

新聞報道等によると、令和8年度以降、数市町村が土曜授業の廃止を決めているようであります。

南種子町教育委員会は令和8年度の土曜授業についてどうするか、その方針をお示しいただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員の御質問にお答えします。

まず、狙いにつきましては、上園議員がおっしゃったように学力向上対策、30位後半から40前半の学力推移でありましたので、どうしても学力を上げたいということと、それから土曜日に多様な体験活動をすることによって、あるいは地域との価値ある活動をするによって様々な体験活動によって子どもたちの学びを広げたい、深めたいといったようなその2点の趣旨でございました。

今回、土曜授業が減少していくことと、この方針につきましてはですけども、平成25年の学校教育法施行改正で全国的には土曜授業を導入しない都道府県が大半を占めました。その代わりに、学力対策として夏休みや冬休みを伸ばして学力向上対策等に充てた県が多くありました。

やはり、日本全国的に週休2日制が定着してきており、土曜日の家族での過ごし方などが重宝されまして、九州では鹿児島県のみが土曜授業を行っている状況であ

りました。これやはり学力との関連であります。

しかしながら、教職員の働き方改革の推進が喫緊の課題にもなっていることから、鹿児島県教委と市町村教育委員会では、令和6年度に土曜日を含めた教育課程プロジェクトチームを合同で設置し、2年間、実態調査や検討を重ねてきました。

学校教育法施行規則では自治体の判断ということでありまして、鹿児島県は離島を含めた全県的な異動をするために教育課程がばらばらでは進めることができないということで、県下一斉に教育課程を考える必要があるといったようなことから、プロジェクトチームを設置してやってきているわけでありまして。

その結果、来年度ですけれども、令和8年度からは月の第2土曜日の授業は原則として行わないこととしましたが、これまで培ってきた土曜日にしかできない地域と連携した価値ある活動は残すべきとの意見も多くあったことから、年3回程度は学校判断で行うことができることとしました。

土曜授業以外の教育課程についても決定されたことがありますので、お知らせいたします。

1点目は、長期休業中の増減については変更はしないこととしました。2点目の新年度の始業式については、これまで4月6日でしたけれども、4月1日から新年の準備まで週休日を除いて5日間が必要ということから、県下一斉に小中学校は8日に始業式を行うこととしました。3点目の入学式は始業式と同日であることから、担任、児童生徒との出会いの時間や学級経営の浸透などが難しいという反省に立ち、翌日の9日とすることにいたしました。

以上でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これは2026年2月28日の新聞記事であります。「急増する若い教員の自己都合退職、20、30代が全体の3分の1、鹿児島県教委」、これは新聞の見出しです。

最近、公立中学校教諭の4割が2020年度に国が上限とする月45時間を超える時間外勤務をしていたことが分かった。これ、文部科学省の調査で高校では3割弱、小学校でも2割弱の教諭は時間外に月45時間を超えて働いている。3月10日の新聞記事、これを引用させていただきました。

退職、20、30代の教職員が退職が多いということですね。その退職理由としては、県外の教員採用試験の受験、多職種への転職、妊娠・出産・介護など多岐にわたる。鹿児島県教育委員会の担当課長は、「働き方改革を働きやすさと働きがいの両面から一層進め、鹿児島で教員を続ける意欲を強めていきたい」、このように話しております。

私は退職者が3分の1を占めている、土曜事業が少なからず影響しているように思えてなりません。

児童生徒のゆとり教育推進、先生たちの働く環境改善の観点から、南種子町では土曜授業を廃止する考えがないか、教育長の見解を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員の質問にお答えいたします。

土曜授業の廃止についてですけれども、児童生徒のゆとりの確保と教職員の働き方改革の双方から重要な課題と認識しております。

令和8年度は年3回程度と大幅に回数を絞り、授業の内容は学校行事や地域連携に特化させた価値ある活動を各校で選定していくこととなります。

議員の御指摘のとおり、教職員の働き方改革は重要な課題と認識しているところですが、現行の学習指導要領下、標準授業時数を確保することが必要であることから、安易な完全廃止ではなく、まず児童の地域活動への参加状況や教員の負担軽減効果など、令和8年度の実施状況を検証して、その結果を踏まえて令和9年度以降の在り方について、教育の質の維持と負担軽減を両立させる最適解を検討してまいります。

鹿児島県の場合は長期休業中が短くなっていないことから、その分がゆとりというふうになると考えているところです。

それからまた、労働時間につきましては給特法の改正によりまして、各自治体で教職員の業務量改善については、本町で今年度策定しました業務量管理健康確保措置実施計画に基づき、実効性のある負担軽減を強力に推進してまいりたいと考えています。ここには数値目標も掲げてあります。南種子の場合は45時間以上の教職員はほとんどおりません。ですけれども、もう文科省が挙げている30時間以内ということを目前に掲げて設定しており、このことはまた町長を含めた総合教育会議でも議論していくことになると考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 鹿児島県の教育委員会も市町村の柔軟な取扱いということで、市町村で決めなさいということになっているようです。

2026年度以降はちょっと市町村のほうは言えませんが大島町区の2つの町が廃止を決めているようです。

南日本新聞社が全43市町村教育委員会を対象に行ったアンケートでは、検討中、各校の判断と答えた教育委員会も多く、廃止が広がる可能性が強いというふうな記事になっております。

やっぱり教職員の、それから鹿児島県知事への手紙、便りという談もあるみたい

です。そこにはやっぱり土曜授業は廃止してくださいと、こういう要望もあるよう
であります。ということで、南種子町の教育委員会は、まだそこまでは決まってい
ないということで、年3回程度は実施するということですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 御質問にお答えいたします。

土曜日でないとできない行事、あるいは学校行事に参加しやすいもの等がやっぱ
り鹿児島県には根強くあるわけでありまして、例えば伝統芸能の伝承の時間とか、
あるいは学習発表会で保護者、祖父母、たくさんの方に見てもらおうとか、あるいは
避難訓練の際に引き渡し訓練とかいう場合にどうしてもやっぱり保護者がいてほし
いとか、そういったところで地域と価値ある活動については3回程度まではいいで
しょうということですので、3回以内ということになります。あとは学校長が判断
することになっております。教育委員会としては、3回程度までということで学校
には流しているわけであります。

このことは、鹿児島県、県下一斉で行ったわけでありまして、教育委員会として
は3回程度ということで打合せ、申合せをしたわけですがけれども、大島のほうはそ
のようにして教育委員会のほうが言ってしまったということで、市町村教育委員会
のほうには申し訳なかったという事例が出ております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 最後の質問に入ります。

町長、役場前のおおぞら広場の一角にサッカーシュート、それから野球のピッチ
ング、バスケットボールのゴール練習、それからテニス練習用のこの壁、誰もが
多目的に利活用ができて体力づくりにもつながってくる施設です、壁打ち施設を設
置できないかというお願いです。

このおおぞら広場は災害公園に指定されていると思うんですけど、休日ともなる
と家族連れ、それから友達同士、ボールを蹴ったり自転車乗りの練習をしたり、非
常に皆さん楽しく遊んでいます。

そこで、いろいろ多くの方に利用されておりますので、おおぞら広場にテニス壁
打ち、野球ピッチング練習、サッカーシュート練習用のコンクリート壁設置はでき
ないかという町長にお願いであります。

壁打ちとは、壁に向かってボールを打ち、または蹴り、跳ね返ってきたボールを
さらに打ち返し蹴り返し続ける練習方法だそうです。相手がいなくても好きなとき
に1人で行えます。子どもから大人まで気軽に利用でき、競技力の向上、体力づく
りにもつながってくると思います。

経費的にもそうかからないと思うんですが、この壁の設置、これができないか町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えをいたします。

あおぞら広場につきましては、本町の地域防災拠点施設として位置づけられておまして、災害時には避難や応急活動の拠点となる重要な施設であります。

平時におきましては、議員からもありましたとおり、子どもから高齢者までが自由に遊び憩える、広く開放的な空間として活用をいただいているところでございます。

議員御提案の壁打ち施設につきましては、個人練習が可能で競技力向上にも資するものであると理解をいたしますが、現状としては特定のスポーツに特化した施設につきましては、町内の既存の体育施設が整備をされておまして、それぞれの目的に応じた利用をお願いをしているのが現状であります。

また、コンクリート壁を常設するという事は、広場のどこの部分がいいのか、また自由利用の制限とか安全性、またコンクリート壁を常設することは広場の自由利用の制限、安全対策、騒音、ボール飛散への対応とか、いろんなことをお聞きをする必要があるかなというふうに考えておまして、この維持管理上の問題、課題なども含めましてしっかり調査研究をする必要があるかなというふうに思っております。

これらを総合的に勘案をいたしますと、現時点において早急にあおぞら広場へ当該壁を設置するという事は、今のところ考えておりませんが、先ほど申し上げたとおり。そういうものが必要なのかどうかについてはしっかりと意見を聞きながら、調査研究はさせていただきたいと思っております。

今後まああおぞら広場は防災拠点としての機能を最優先に確保をしながら、町民が安全に安心して利用できる空間として適切な管理運営に努めてまいりたいというふうに思います。

現在、健康公園のほうにつきましても、この野球場のところにはソフトとそれから外部のほうにピッチングの練習をするところもあるんですが、そこも整備をするようにいたしておりますし、土手のほうに球がまた行かないような、そういう対応も現在担当課のほうでも考えて提案をされているようであります。

また、サッカー場のほうについても、ネットについても今までの腐食したものでなくて、布性のやつですか、それに全て変えておまして、現在、子どもたちがそこにも選手も来られていましたが、サッカーやら野球やらいろんな取組はされていると思います。

今後、そういうものがどの程度の規模で必要なのかについてはいろいろ御意見を聞きながら、今後の調査等も踏まえて総合的に検討する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今日の一般質問は地域おこし・まちづくり、三菱重工業との連携をしっかりと強めていただいて活気のある町をつくってほしいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、上園和信議員の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） 皆さん、お疲れさまでございます。本日からガソリンが290円に値上がりということで、我々の生活にとっては大変厳しい時代が来たのかなと、とうとう200円台を超えるのかと、こういう時代が到来して、また今後、物価高対策など補正予算、かれこれあると思いますけれども、私の一般質問に入ります。

まず、1点目です。スペースタウン南種子という、この宣言に関連して2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目の宇宙工学分野の大学誘致を町民挙げて取り組む考えはないかということでございます。

南種子町はスペースタウン南種子を宣言し、宇宙の町を広くアピールしております。その取組の一環で宇宙芸術祭、ロケットコンテストなど多くのアーティストや学生らの参加を得て毎年盛況に開催されており、そのほかにも町の各種取組を私は高く評価しております。

私は町会議員になった7年前から、この宇宙の町を広めるためにも宇宙工学などに関する大学を誘致できないかと常々考えておりました。たまにそのような話をしてくれる人もいます。現在の日本の人口減少や大学も学生不足がいわれている中で、種子島に大学を持ってくるなどとても難しい話だとこれまでは考えておりました。

ところが、先月2月7日の新聞記事で、「鹿大が奄美キャンパス 28年度から滞

在拠点に」との見出しで、奄美市にサテライトキャンパスを整備すると発表した。2028年度から学生や研究者が奄美群島に中長期滞在する云々の記事が掲載されているのを見ました。

ならば、宇宙に一番近い島と言われる、宇宙戦略にとって日本一の頭脳と日本を代表する多くの企業の技術者たちが宇宙開発に携わっている、この南種子町に宇宙工学を学ぶ大学を誘致するのも夢ではないような気がします。

先月24日には、鹿児島大学と第一工科大学の学生を中心としたロケット研究会によって前之浜から鹿児島ロケット6号機、7号機も打ち上げられました。

これまでは大隅半島の内之浦で行われていたものが、ロケットの大型化により今回前之浜が選ばれたと聞いています。学生の皆様方の今後の健闘と次回打上げも南種子町を選んでいただくことを期待しています。

県内にこのような大学があることは、非常に将来に期待が持てるところであります。宇宙工学の科目がある大学を調べたところ、国公立大学、私立大学を問わず、いろいろたくさんあることを知りました。宇宙に目を向ける若者たちにとって南種子町は好条件に恵まれているのではないのでしょうか。町内に若者が集まることで町の活性化や、また、若者の働き手の確保など、メリットは測り知れないものがあると考えます。

先ほど同僚議員の質問でも出ましたけども、三菱重工業と包括連携協定が締結されたという町長の答弁内容も聞いておりましたけども、このロケット関連の企業と連携して、大学そのものの誘致でなくとも、学生が種子島に来て、一月や二月、直接研修を受ける場を設けるなど、いろいろなやり方があると思いますが、このような大学誘致を推進することについて、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

鹿児島大学が奄美市においてサテライトキャンパスを設置するという情報は、新聞記事などで私も拝見しております。

奄美大島も離島であり、本町と同じく進学・就職を機に島を離れる若者が多いと思われ、実際に中長期で滞在する学生や研究者が増えることは、20歳前後の若者が少ない小中高校生への好影響や地域の活性化など、地方創生に大きく寄与していくものであると考えております。

議員がおっしゃるように、私もそういうことが達成できれば、非常に地域にとって、そしてまた種子島、本町にとっても素晴らしいことだということは、これまでも考えておりました。そしてまた、関東の知り合いからもそういうふうな話をされ

る方もこれまでもおられました。

そういった中で宇宙工学を学べる大学につきましては、議員がおっしゃるとおり全国に多数存在をしております。九州では九州大学や九州工業大学、そして久留米工業大学など、県内においては鹿児島大学や第一工科大学に学科・コースがあると認識をしております。

これらの宇宙工学を学べる大学の学生は、現在も多数、種子島ロケットコンテスト大会に参加をいただいている状況でございます。

SPACE TOWN南種子宣言では、「触れる、学ぶ、共創する」の3つの柱を掲げ、様々な取組を検討、推進をしております。

先ほども申し上げましたが、現状としては、三菱重工業との包括連携協定やJAXA、中央大学、京都工芸繊維大学と宇宙の町としてのさらなる進化や発展を目指すための共同研究を開始しております、共創するとの分野での取組を強化している状況でございます。

また、先日、議員がおっしゃられましたとおり、先日は鹿児島大学や第一工科大学でつくる鹿児島ハイブリッドロケット研究会の鹿児島ロケットの打上げ実験にも町として協力をしたところであり、今後も継続して協力をしてまいりたいと考えております。

こういった取組を広げていく中でSPACE TOWN南種子として、企業や大学との連携強化についても検討を重ねてまいりたいと考えております。

具体的に3点申し上げておきたいと思っておりますけれども、鹿児島ロケットの打上げについては、ロケットの大型化によってというようなことをよく新聞報道でもいわれておりますが、ただ単にそれだけでこの前之浜が選ばれたわけではないわけでありまして、いろいろな諸事情があります。本町は、そういう話をいただいたときに、将来を見据え、JAXAとも連携をして、やっぱりこの本町で打ち上げていただいたほうが非常にいいことだと思えました。そして、また町民を挙げて本町は協力体制がしっかりとできているということもアピールさせていただきまして、今回こういうことで決定をし、打上げが成功したものであるというふうに受け止めております。

また、サテライトキャンパスにつきましては、この鹿児島ロケット打上げにおいて、関係者が大変喜んでいただいておりますけれども、その後、意見交換をする場もあったようでありまして、私はちょっと出張でおりませんでしたので副町長が出席をいたしておりました。そして、今後、さらなる関係構築の話であったり、奄美のサテライトキャンパスのような話も大学などからもあったようでありまして、私としては非常にそういうふうな方向に実現ができるのであれば、素晴らしいこと

だなどいうことで期待をしているところでもあります。

また、議員からも南種子町は好条件に恵まれているというお話もありましたが、まさにそのとおりだとは思いますが、このロケットの関係のことになりますと、どうも南種子町のことではないかのような、そういう感覚が非常にこの鹿児島というところにあるのかなという気がいたしております。県の促進協もあったり種子島宇宙開発促進協やこの報道であったり、いろんなものを見ても、どうもここに目を向けるという、この鹿児島県内に2箇所ある宇宙開発について、どうもちょっと機能をしていないような、そういう感じを受けております。

今回のロケットコンテストでも御承知のとおり、テレビや報道においてもロケコンの放送がされました。しかしながら、この取材などについてもこれまでの長きにわたってやっている大会ということで形骸化しているのか、内容が誤って報道されておったり、そういう感じを今回も受け止めて大変残念に思ったところでもあります。

JAXAがこれを開催をしたりとか、九経協がやっているとか、そういうふうなことでありますが、実際は以前は鹿児島県も募集に関わっておりましたけれども、今は南種子町が事務局を構えて、南種子町の役場企画課内においてこれをしっかりと募集から全てのことを職員がやっているわけであるので、こういうことが全然皆さん御理解いただけていないんだなということで大変残念に思うところでもあります。

また、議員が言うように若者がやっぱりここに目を向けてもらえるような取組をしっかりとやっていくべきだと思いますし、こういう大学生だけに限らず、私どもの町は現在、宇宙留学においてこの移住定住につながっておりまして、児童生徒の数についても、以前から申し上げておりますが、この鹿児島県、そしてまた熊毛管内において、児童生徒数が減らない町は私どもの町だけあります。そういう意味では、いろんなこれからの取組がこういう子どもたち、そして若い方々にもしっかりとつながっていくのだというふうに思っておりますので、議員からもありましたようにそういう方向に実現できますように今後努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 非常に前向きな答弁ありがとうございます。何と云っても、まず地域、住民がその気になってやろうという気持ちを持たないことには、行政任せでは物事は進まないと思います。やはり、よくいわれますように地元でできることは地元、行政ができることは行政、協働でやることは協働でという、こういう枠組みで町長も非常に前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

とにかく、この大学ができれば、本当に南種子の活性化になお一層つながるんじゃないかなと思いますので、企画課の課長さん、よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

今回、私の質問はこの宇宙の町を広くアピールするということに焦点を当てていました。そこで星座観察の春夏秋冬を4回実施できないかということで質問なんですけども、宇宙に目を向けたときに、まず最初に目につくのがやっぱり星座かなと。星を見て行ってみたいとか、そこら辺に目が行くんじゃないかなということから、南種子町は夜間どこからでもこの星空がとてもきれいに見えます。あれはどこだったですか、輝北だったですか、星座観察の日本一星空のきれいな町ということで、ちゃんとした設備を整えているところもございますけれども、南種子町にはこの星空を観測する設備というのがないよなというふうにして、それもひっくるめてこういう質問を上げてみました。

夜空を眺めたとき、無数の星がきらきら輝いているんですけども、私は小学校、中学校の勉強を疎かにしたツケが今回ってきて、星空を眺めても何という星かほんの2つか3つしか分からない状態です。

大昔、コンパスがない時代には船乗りさんは星を見て港に帰り、また商人は星を見ながら砂漠を渡ったといわれています。

現在、スマートフォン1つあれば方角を知ることできますし、星を眺めながらあれは何という星かと検索することも可能ですけども、このスマートフォンなんかのこれが使えなくなった場合に果たして何人の人がそれを理解できるのかなというふうに思う次第でございます。

南種子町の活性化を図る一環として、宇宙にちなんだ宇宙芸術祭やロケットコンテスト、千座の岩屋でのプラネタリウムなどのイベントも行われていますが、これに加えて星座観察を年4回、大々的に子どもから大人まで一緒になって実施し、毎年恒例行事として星空観察の町をアピールできれば、さらにこのスペースタウン南種子の知名度が上がるものと思った次第です。

年365日のうちの4日間、鹿児島県の博物館などに依頼して講師の先生を派遣してもらい、町をあげて実施できないものか。年4回が無理なら今年は春と秋、来年は夏と冬など、隔年でも実施できないか、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 濱田議員の御質問にお答えいたします。

本町ではSPACE TOWN南種子を宣言して、ロケットコンテストや宇宙芸術祭におけるプラネタリウム事業など特色ある取組を進めてきております。

これらは本町のブランド形成や交流人口の拡大を目的とするものであり、一定の成果を上げているものと認識しております。

議員のおっしゃる星空観測につきましては、特に学校教育では天体の理解につい

て発達段階に応じた指導が必要であり、行っているところであります。小学校では太陽、月、星などの形や動きを学び、中学校では地球の自転、公転、太陽系や惑星などの動きを学習することで宇宙科学に関心を持ち、理解する力が育まれております。

その上で、本町では令和7年度の町生涯学習講座において、新規講座としてスペースアカデミー講座を開講し、宇宙関連企業の方を講師に迎え、宇宙に関する学習機会の充実を図っております。

また、日本宇宙少年団南種子宇宙科学分団の活動の中でも星座観察を実施しており、子どもたちが実際に夜空を見上げながら学ぶ機会を数多く設けているところであります。

議員御提案の星座観察につきましては、町民が宇宙に親しむ機会を広げるという点で、宇宙の町を将来にわたり支えていく人材育成や郷土愛の醸成の観点からも非常に意義あるものと受け止めております。

しかしながら、年4回の恒例行事として星座観察を実施する場合、精密な観測機材の移動に係る経費や、それらの機材を操作できる指導者の確保、天候不順時の対応など、整理すべき課題も少なくありません。

本町といたしましては、学校教育や宇宙教室での学習を進めながら既存事業の充実と安定的な運営を優先すべきものと考えており、天体観測については、令和7年度に町生涯学習講座の新規講座として開講いたしましたスペースアカデミー講座において、講師や機材など条件整備の可能性につきまして研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 教育長、非常に真剣に考えてくださっているようですが、私は行政の考え方というのが非常に難しく物事を考えるんじゃないかなと、常々そんなのを思っております。もうちょっとざっくばらんに、星空観察年4回の提案が来たかと、だったらロケット打上げのときに天候不良でロケットが上がらなかった、あるいはロケットが上がった、そのときに今日は夕方は晩は星空観察をしますので集まってくださいとか、そういう内容で私は構わんのかなと。これをわざわざイベントとして組んでやる必要もないんじゃないかと、そういう単純な考えです。

それとまた、千座の岩屋でプラネタリウムのあれをやりますけども、そのときにちょっとみんな外に出てもらって、星空を眺めながら、あれは北斗七星という星だと、あれはオリオン座だと、それぐらいの感覚でやってもらったらいのかなと、あまり難しく考えてもらっても、イベントをやるとなると人を出さないかん、そ

れに係る経費もかかる、非常にそういうのが出てきますので、もうちょっとざっくりばらんな考えで、先ほど言いましたようにロケット打上げに合わせて夕方は星空観察をしましよとか、それぐらいの気持ちでいいんじゃないかと思います。

そこで1つ教育長に聞いてみたいんですけども、南種子中学校ができた当時に星座観察のための天体望遠鏡が備えた部屋があったという話を多くの方から聞いたんですけども、現在、この天体望遠鏡が使えるのかどうなのか。また、使えるとしたら一般の人たちも使用可能なのかどうか、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えいたします。

南種子中学校の天体観測ドームにつきましては、平成6年4月の南種子中学校の開校当時に天体望遠鏡と制御システムやパソコン、空調設備も含めておよそ2,800万円で設置されたものであります。

開校当初においては活用が図られておりましたが、約20年間を経過し、施設の使用回数の低下に加え、天体望遠鏡の修理・維持管理に経費を要することや、望遠鏡を覆う天体ドーム自体の鉄骨が老朽化し危険な状態となっておりました。また、天体観測ドームが学校施設内にあるため、防犯面から一般の方の自由な利用が難しいという状況もありました。そこで、平成26年3月に撤去いたしております。

現在の天体望遠鏡というものは、精度が非常に高く、公転、自転の計算も入力する必要があり、そういうものが多く、技術面で操作が難しい状況となっているところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 分かりました。現在、もう無くなったと、撤去ということで理解をいたしました。

私の一般質問はこれまでいろいろと考えてみると、町長、突拍子もないことを質問しているんですね。例えば、馬毛島建設に伴って大隅半島に橋を架けるかトンネルを掘るか、こういうものを防衛省に要請したらどうかとか、あるいはこの再編交付金を使って電柱を全部地下に埋めてしまっ、台風のときの停電による冷蔵庫の中のものを捨てる、こういうのをなくすとか、町長もばかな話をするなど思った質問もしておりますけれども、30年、40年経てば、昔は濱田という人がこげなことを言いいよったが、ほんのごとできたろがやという時代がきっと来ると思いますので、先々を見越した質問だと思って御容赦願いたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

次は、施政方針を今議会の冒頭、町長からお伺いしましたけれども、施政方針に

ついて2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目が観光業の課題である宿泊施設などの不足解消に向け、官民一体で検討すべきと思うが、どのように考えるかということでございます。

観光対策に町長も力を入れておられますが、毎年いわれているように宿泊施設の不足が大きな課題であります。

令和8年度には企業誘致推進事業で企業立地促進補助金として4,746万5,000円の予算が生まれ、補助金を受けた2社で計21部屋が確保されたようでございますが、ロケット打上げ時の観光客の受入れや、ロケットコンテスト、宇宙芸術祭などのイベント時には、中種子、西之表にだいぶ客が流れているようでございます。もちろん南種子町だけが潤えばいいというものではありませんが、せっきくの南種子町のイベントですので町内に宿泊してほしいなという思いであります。

この問題はだいぶ前から指摘されておまして、数年前、町長がホテル、旅館業組合にアンケートを取り、問題解決に取り組んでいることも重々承知しております。

そこで、現在、町が実施している企業誘致推進事業予算、これを継続してもらって、今後も広く町民に広報するのも一つの対策になるのかなと考えております。また、関係機関・団体などの意見交換会や、あるいは課題に対するプロジェクトチームをつくって検討してもらうことも大事ではないかと考えておりますが、今後の課題について町長はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えをいたします。

その前に先ほど、最後、議員からも星座観察のことがありましたけども、やり方として大きな何かをまた構えてやるということであれば、非常に難しい部分が出てくるだろうというふうに思います。さっきありましたように宇宙芸術祭の中でプラネタの関係でも、芸術祭に関わる方々の中でもやっぱり星空がここはすばらしいということを皆さん御理解をされているようでありますので、以前もやったこともあるんですがその組み合わせであったり、そしてまた議員からもあったように県の博物館にも協力、そういうものが得られるのか、そしてまた現在まで日本宇宙少年団の南種子町宇宙科学分団がこの活動の中で星座観察もやっておりましたし、やり方はそういうところに支援をしながら一緒にどういう形でできるかちゅうことは、今後十分研究をするべきことだろうというふうに思いますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

そして、いろんなことを議員もこれまでも御提案いただきましたが、できないだろうと思っておれば、できないんだと思います。私どもも今職員が他の市町と違うところは、やっぱりちょっとどうかなということでも提案をしてくる。そして、そ

れを本当に実現可能かどうかをみんなで話し合いをして、実現できるものについて実現ができてきておりますので、やらないことには何も先に進まんとしますので、そこは最初は皆さん、何をばかげたことをって私なんかもよく思われるんだろうというふうに思いますけれども、これはいろんな意見を皆さんと議論をしながら進めるということは、私は十分大事なことだというふうに思っておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

そういう意味で、要望ばかりずっと国や県にしておっても全く先に進みませんので、そういう意味ではこの医療関係についても全てがやっぱり地域の方々、皆さんと議論をした中で徳洲会であったり、こういうものも解決をしてきたんだというふうに思いますので、今後ともいろいろ議論をやらせていただいて前に進むような方向でやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの質問にお答えいたしますが、議員がおっしゃられるこのロケット打上げ時やロケットコンテストなどのイベント時の宿泊施設の不足については、本町において大きな課題であるということは私も認識をしております、これまでもいろいろ要望もしながら取り組ませていただきました。

そして、このロケットコンテストについても、これまで大体半数程度が、四百数十名、今回は460名を上回りましたけれども、南種子町に宿泊をしていますが、今回はいろんなところが何とかこの宿泊の日程の調整もしていただいて、半数以上、本町に泊まったのではないかとということで、正確な数字はまだ把握をしております。

そういう中で、一方ではこういったイベント時期を除く期間は町内における宿泊施設の稼働率が思わしくないという話も聞こえている状況でもあります。

こういう状況の中でも、今後のロケットの打上げの高頻度化を見据えるとともに、町の活性化を考えまして、町内で宿泊施設を経営する複数の企業が、議員からもありましたとおり、増築に取り組んでいただけるということで、町としても協定を結び協力支援を進めているところであります。

今後も、現在実施をしている企業立地促進条例に基づく支援は継続をしまいたいと考えております。そして、これは宿泊に限らず、いろんな分野で私どもの町で皆さんが取り組む、そしてこの企業立地に向けてやられるのであれば、これはそういう方向で進めていただいたほうが町の活性化につながるものだというふうに考えております。

そういうことで考えておりますが、このロケット打上げ時やロケットコンテストなどのイベントの時だけに目を向けて、これが果たしていいのかということで、これ以外の時期にも南種子町を訪れる方々を増やしていく方策の検討を、これは併せ

て行わなければならないと思っております、宿泊施設の不足解消のために今後もこういう対策が必要だとも考えておりますし、しっかりとやる必要があるというふうに思っております。

これまでの取組の中で関東の大手企業がそういうホテルで協議をして、本町に市場調査にも来られた件もありました。しかしながら、この件については、現状、町内をくまなく調査もしましたけれども、誘致には至っていないところであります。

そのほかにも町内にどうしてもそういう施設をと考えていただいている企業もありますけれども、まず、ほかのところを優先しているところもあつたり、そういうところが若干あるんですけれども、なかなかそれに至らんというふうに思っております。

現在、國學院大学の観光まちづくり学部と連携をする方向で、先般、ここの梅川先生が本町の生涯学習大会で講演をしていただきましたけれども、ちょうど南種子中学校の卒業式の日この梅川先生は今度は学部長になられるんですけれども、学長と教授の方々に対しまして、本町との取組について、そしてまたこの説明をやってほしいということで話がありました。そのプレゼンについては、私は卒業式でどうしても外せないということで副町長、そしてまた担当課長に行っていただきましたけれども、先般6名の教授の先生方が来られたときに、地域公共交通の専門者であつたり観光地づくりであつたり、いろんな分野の方がおられました。そして、本町が取り組んでいる地域通貨であつたり、AIのオンデマンドであつたり、いろんなやっていることについて興味を持っていただきまして、本腰を入れて本町とこれをしっかりやってみたいというお話をいただいているところでありまして、協議を進めているところであります。

今後、そういった視点での専門的な意見も伺い、そして、この観光地、まちづくりの視点でもって、この旅館組合や関係機関、団体とも意見交換をしながら課題解決へ取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

今、調整をしているところでありまして、5月の連休明けには、この協定に向けての調整をしているところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） この宿泊施設の問題です。私も議員になったときから町長もいろいろと苦労されているということはもう重々承知しております。そしてまた、いろいろな施策も打ち出してやってもらっているというふうに、私としては評価をしているところでございます。

今回、この企業誘致推進事業の企業立地促進補助金ということで、これが4,700

万円ということで、実際、21部屋を確保できたということは、これは大きな成果ではないかと思っています。

また、こういうのを町民にも広く広報して、そして、町内からもこういうのに手を挙げてくる人たちが出てくることを望んでいるところでございます。

大変な施策ですけども、これも企画課長のあれですか、企画課長、大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

次に入ります。

同じく施政方針に対する質問で、町制70周年を迎えるに当たり、記念行事の具体的な青写真はできているんですかということで、これ私事ですけども、私は昭和31年10月生まれです。まさにこの南種子町の町制が31年の10月ということで、私の生まれた月と同じということで、今年の私の誕生日は町民みんなで祝ってもらおうかなと思っているところでございます。

このことについては担当課の予算を見てみましたところ予算も組まれて、町長も当然いろいろな指示をされていると思うんですけども、具体的な内容まで詰めているのかどうかというのが1点です。

また、今後いろいろと補正予算も組まれていくと思いますけども、最終的にはどのぐらいの予算を考えているのか、大体どのぐらいになりますという大まかな予算を考えていらっしゃれば、それを答弁をお願いしたいと思います。

それと、以前、もう3年前ですか、小学校の創設150周年記念やH3ロケットの打上げ、それから馬毛島の工事着工などもろもろを記念して防衛省にブルーインパレスを招致できないかということで、その後も継続して招致活動をやっているということを知っておりますけれども、今回、町制70周年という大きな節目の年で、この防衛省に要望するにも1つの理由があるんじゃないかなと考えているところでございます。これらのことも踏まえまして、町長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

なお、担当課長には申入れしておりましたけれども、具体的なイベントなどについて詳細に答弁してもらう必要はないです。町長は、これはサプライズで取っておこうかなというようなものがあれば、それはこの場で言わなくても結構ですので、答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

町制施行70周年記念事業につきましては、実行委員会をつくり、その中で協議を行った上で記念事業の内容を決定してきております。

今回につきましては、あまり新たなものだけをいっぱいやるというわけにもまい

りませんので、そういう記念事業としてのイベントを実施するという事は、極力70周年、中途の段階だということで、私も皆さんで話をする中で控えております。

しかしながら、いろんなイベントが本町にはありますので、冠事業として既存イベントをしっかりと充実したそういうイベントにしようということで、それを主に実施することとしているところであります。

その中で、新たな事業としましては主に小学生、中学生を対象とした西川悟平氏というピアニストがいるんですけれども、7本指のピアニストです。この方がいろいろお話がうちのほうに来ておりますのでこのピアノコンサート、そして道徳の教科書にも出られた方でパラリンピックか何かの閉会式のときにもそういう有名な方らしいです。そして、そういう子どもたちに夢を与えるようなことができるのではないかとということで、それをちょっと今計画をしております。

そして、70周年を盛り上げるために町民団体や自治会等が実施する事業に対する助成とか、そういったものを考えていこうということであります。

予算規模につきましては、既存事業の中で行う事業が主でありますから、たくさん新たな予算確保を今しているわけではありません。

また、今後予算計上をお願いする事業も含まれている状況であるということを御理解をいただきたいなというふうに思います。

そして、ブルーインパルス招致の件につきましては、これまでも要望を町としても行ってまいりました。

1回目は、令和7年度のロケット祭りでの展示飛行を要望いたしました。しかし、これは決定に至りませんでした。

2回目ということで、昨年10月に今回の70周年記念事業における展示飛行の実施についても要望をさせていただいておりますが、国家行事や自衛隊基地の航空祭や、そしてまた記念行事が優先をされるということになっているようであります。今回要望したふるさと祭りでの飛行は、ちょうど同日に埼玉県の入間基地の航空祭と同じ日に当たっているということで展示飛行の実施には至っておりません。そういう回答を賜ったところであります。

先ほども申し上げましたが、フライトの優先順位が国家行事や航空自衛隊基地、そして分屯地の航空祭とか、そういった類のものが優先的に高いと。そしてまた県レベルの自治体イベントや各種大会というようなことのようにありますので、今後、馬毛島のほうも今基地の整備が進んでおりますし、そういったものが整備をされた後、そういうものに絡めたことでできるのかどうか、考え方をいろいろ整理をしながら、今後やるとすれば要望していかなければならないかなというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ブルーインパルスも、私、3年前に提案をした事案ですけども、継続して町長が要望してくれているということは非常にありがたいことだなと考えております。

町長も言われましたように新たなイベントというよりも、もう本当、今年は町制70周年だと、ロケット祭りも70周年に乗っけて、そして、ちょっとそれに手を加える、ふるさと祭りにしても同じ。改めて特別な行事を組んでやるとか、そういうあれではなくて、町長が先ほど言われましたように各公民館に対する助成とか、そういうのも70周年記念の一環ということで広くアピールをしてもらえばいいんじゃないかなと思うところであります。

ところで、この10月に特別に70周年記念の行事をやられるのかどうか、そこだけちょっとお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 10月でありますけれども、その日に合わせて何かをまたやるということは今のところはそういう組み方は考えておりません。やっぱり私どものところは11月の2、3でふるさと祭りがありますので、そこで表彰の在り方も全て含めて、いろんな検討をさせていただいて、しっかりとした70周年記念になるようなふるさと祭りにできればという、そしてまたほかの事業もありますので、そこをどう充実させていくかということは今議論をしておりますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。10月に実施するんだったら、私の誕生日を町民みんなで祝ってもらえるのかなと思いましたがけれども、ふるさと祭りに合わせてということで予算の節約にもなるんじゃないかなと考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、濱田一徳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時0分といたします。

—————・———・—————
休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分
—————・———・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島照男議員の一般質問の前に、先ほどの濱田一徳議員、質問の中で、本人から発言の訂正の申出がありましたので発言を許可します。濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 私の一般質問の冒頭で、今日からガソリンが290円値上がりしますという発言をしましたが、29円の間違いでありました。ここで発言の訂正をしたいと思います。議長におきまして取扱いよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 一般質問を続けます。

次に、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは一般質問に入らせていただきます。

ちょうどお昼が終わって眠たくなる頃でございますが、眠たくならないように質問をしていきたいと思っております。

持続可能なまちづくり戦略についてということで、本町の若年女性世代の減少は大きな課題であり、深刻な問題としての共有化と対策を考えるという趣旨での質問でございます。

持続可能なまちづくり戦略において、少子化対策は経済対策と同じく非常に重要な問題であり、現状の課題を町民と共有するために、あえて一般質問で取り上げることにしました。

そこで、本町の人口分布を調べてみました。令和7年9月30日基準日の数値です。本町の総人口は5,105人で男性が257人、女性が2,528人となっています。一番驚いたのが、若年女性の減少です。20歳から34歳の男女の数を比較してみました。男性が274人、女性が158人で、男性に対し女性が116人少ない状況になっています。町内だけに限ってみれば、男性10人のうち4人は伴侶がいないことになります。当然、女性の中にも未婚者は出てきますので、そうすると男性2人に1人は結婚できない状況になるということになります。あくまでもこれは町内に限った話であります。

若年女性の減少は、直接、子どもの出生数減少につながります。今想定している数よりはるかに早いスピードで少子化が進む危険性をはらんでいます。ちなみに35歳から40歳代の男女はほぼ同数で推移をしています。町外からの伴侶を見つけてきているのかなと推測もしたりしますが、驚きの数値ということでとっております。

その一方で、75歳以上の方は1,045人いらっしゃいます。全体の20%になりますが、10年後には日本国民の平均寿命に達してきます。1年間に生まれてくる子どもの数は30人にも満たない状況ですので、人口減少は深刻な局面に入っていくというふうに想定されます。

ここで問題を広げると焦点がぼけてくるので、今回は若年女性の減少問題について意識が深まればよいなと思っております。この若年女性減少問題は、本町だけでなく全国の地方自治体においても深刻な課題として捉えているようです。

皆さんも消滅可能性自治体と言う言葉を聞いたことはあると思いますが、2024年に民間組織である人口戦略会議というところが発表したものです。2020年から2050年の30年間で、出産を担う20歳から39歳の女性が50%以上減少すると推計される自治体のことを指すというふうにしております。全国1,729自治体のうち、43%に当たる744自治体が該当すると発表しております。

鹿児島県は、47市町村のうち、32%に当たる15の市町村が該当しています。南種子町は47.7%でかろうじて免れていますが、紙一重の状態であります。それでも2020年には321人いた数が、2030年には既に200人にまで減少すると想定されていますので、大変厳しいものがあります。

この数値は、あくまでもこのまま何も対策を講じなかった場合の推測数値ですので、これは我々自治体に対して強い警鐘を発していると受け止めなければならないというふうに考えております。

そこで、これまで長々と状況を述べてきましたが、これから具体的な対策について尋ねていきます。

国は少子化問題を最重要課題として取り上げ、子育て支援策の強化に取り組んでいます。非常にありがたい政策ではありますが、地方にとっては、その段階であるお母さんになっていただける若年女性の減少に悩んでいるところです。どこに問題があるのか、どうしたら改善できるのか、いろいろなアンケートを取りながら対策を講じていますが、大きな成果を上げている自治体は少ないようです。それだけ難しい問題ですが、先送りできない深刻な問題でもありますから、一つ一つ対策を講じていく必要があると考えています。

この問題に対して、町長の見解と具体策があれば聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 福島議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられますように、持続可能なまちづくりにおいて、少子化対策も非常に重要な課題と認識をしております。20代から30代の男女比については、鹿児島県内の離島では特に男性のほうが多いという傾向があるのではないかと考えております。実際に、令和2年国勢調査の結果を見ても、郡内全ての市町でそのような結果が出ております。

これは、離島の産業構造、農業などの1次産業が主であること、離島には高校以上の高騰教育機関（大学や専門学校）が少ないか存在をしないことなどの影響もあるのではないかと考えております。

本町は、これに加え、宇宙関連企業（JAXAやコスモテックなど）で働く、20

代、30代の方も多いことなどの影響も一番ではないかと考えております。

この問題の捉え方につきましては、ただいま申し上げましたが、議長に、ここで反問権をお願いをしたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長、福島照男議員の質問の趣旨、提案、考え方の趣旨を確認したいということですか。

○町長 そうということです。

○議長（塩釜俊朗議員） 南種町議会基本条例第2条及び南種子町反問権実施要項に基づき、反問権の業種の要求についてこれを許可します。事務局は、これによりまして持ち時間を停止をしてください。

町長。

○町長 ただいま問題の捉え方については申し上げましたが、反問権を議長にお許しをいただきましたので、議員にお尋ねをしたいと思えます。

具体的な対策については、これからということでもありますので、私もそれは答弁をさせていただきたいと思えますが。

現在のこの日本の社会構造の中で、南種子町にだけ若い女性を増やしていくということのような質問でございませうけれども、そこについて、私どもも、そのみでいろいろ考えていることはございませうけれども、議員として、どのような方法でこれが実現できるというふうに考えておられるのか、議員の考え方を私どもにもお聞かせいただければと思えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。反問いただいて議論が深まるので非常に光栄であります。

町長のお尋ねですが、南種子町が単独でこれを若い女性を増やすということは非常に支難だなどというふうに思っております。全国の自治体でもそうです。ですので、手をこまねいているわけにはいきませんから、何らかのアクションを起こしながら、一つ一つ課題を探り出してやっていくということに、方法はそれしかないと思うんですね。

南種子町がこれをすればいい、あれをすればいいということで解決する問題ではないと思っておりますので、しかし、何もしないというわけにもいきませんし、現実に少ないわけで、現実に男性2人で1人はややもすると伴侶はできないような状態にあるのも事実でありますから。

ただ、これまで35歳以上については、ほぼ同数で南種子町の男女比を推移しておりますので、恐らく婚活等も含めて同数の数になっているのかなという推移はしましうけれども、そういう婚活も含めて、あとこの年代層の女性の意見、アンケートも

取りながら、どこに大きな問題があるのか、全国的に同じような問題なのか、本町でできる可能性が1つでも2つでもないのかなというような観点から取り組んでいくということが、非常に大事なのかなと思っています。

だから町長に、私のほうから、あれをしないとだめじゃない、これをしないとだめじゃないですかという問いかけじゃなくて、この現実問題を南種子町民全員が深刻な問題として認識するということからスタートしていかないと、解決はなかなか望めないだろうというふうに思っていますので、そういう観点での一般質問の趣旨でございますから、あれをしてくれ、これをしてくれで解決するような問題ではないというのは十分承知をしておりますので、南種子町民が全員で共有化する、種子島島民が全員で共有化する、恐らく中種子町、西之表市も同様な問題を抱えていると思うので、そういう観点でこれからのまちづくり、若い女性に定着率が上がるような環境整備であったりとか、職場の整備であったりとか、いろんな問題があるんですね。

一つはジェンダー問題で無言の男尊女卑もあったりと、アンケートを調べるといろんな問題が出てきて、100%答えるのは非常に厳しいなと思っていますが、そういう観点で我々のまちづくりも臨んでいく必要があるんじゃないかなという意味での質問ですので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思って、これからのまちづくりに役立てていただきたいという旨の質問でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ただいま反問、反論に対する回答がなされましたが、これでよろしいでしょうか、町長。

○町長 はい。

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で反問、反論権の行使を終了いたします。

○町長 先ほど取組について説明をしていなかったもので、よろしいですか。

○議長（塩釜俊朗議員） はい、どうぞ。

○町長 考え方については御了解をいたしました。私としては、非常に難しい問題でありますので、農業問題もいろいろあります。ほかのこともいっぱいあります。

それで、中には、同僚議員の中で具体的にいろんな課題や提案も、それぞれの課に直接出向いてやってくれている議員もおられますから、もし可能であれば、私としてはそういう進め方も、議員の方々からもあったほうが、それぞれの課長も行政も非常にやりやすい、そしてまた議論が深まる部分があるのではないかという思いを持っていることを、ちょっと付け加えさせていただいていきたいと思えます。

先ほどは、この問題の捉え方について申し上げました。本町が現在取り組んでいることにつきましては、南種子町定住促進実行委員会によりまして、婚活イベントについては、これは期間を置きながら定期的にやっております。

そしてまた、少子化対策としての取組については、結婚祝い金や出産祝い金の支給、学校給食費の無償化、子ども医療費助成など、本町独自の取組も多数実施をしてきております。しかしながら、なかなかこの若い方々の問題については、現在の産業構造の転換とか教育機関を誘致するなど、直接課題解決に即効性があるような取組ができるかという、これは簡単にできるものではありません。

しかし、若年世代の減少を抑制していくということは、地域の活性化に必ず、議員がおっしゃるとおりつながっていくというふうに私どもも考えておりますので、今後もこの課題解決に向けての取組は必要だということは、同じように考えております。

しかし、日本の社会構造を考えますと、どうも東京であったりそういうところの一極集中というのは、いろいろ問題が非常に大きいと思います。私は国会議員の先生方にもこれまでも申し上げてきておりますけれども、保育士一つをとっても、九州管内に本町出身の方もおられました。そこに勤めておっても、給与については、月給20万円ちょっとそれだけしかいただけないような状況の中で、それから家賃を払う、そういう仕組みがほとんど地方における状態だと思います。

そして、そういう方々が東京に移り住んで、そこで保育士をやっております。というのは、東京はどうも東京都がやっぱり金を持っていますから、家賃が10万円であっても、それ全額補助をしている、そういう仕組みがあります。ですので、給与からそういうものを出す必要がないという、大体そういう仕組みが私は矛盾していると思っています。

いろんなそういう社会構造が本当におかしな構造になっていますので、これはどうしても国のほうでも真剣に取り組んでいただくべきことだなというふうに思います。

それから、私どもの町は、この宇宙留学、家族留学が非常に定着をしております。かねてからいろんな会合で、私申し上げてきておりますけれども、やっぱり一番若年のこれから結婚していただきたい方々についてはそういう状況でありますけれども、若い世帯の家族の方が本町に家族留学で来ていただいて、そして残るという仕組みが今定着をしてきておりますので、今年度も10世帯ほど希望がありましたが、7世帯が来年残ってもらえるということで、結局、住宅不足がやっぱりこれを解決しなければならないと思っています。

そして、ここ10年の児童生徒数はこれまでも申し上げてきましたとおり、本町においては10年間で児童生徒は減っておりません。むしろ、今年度においてもプラス18名であります。そして、一番多いときでプラス43名の状態ですから、平成28年からずっと令和に入ってそういう状態が続いているということです。

ただし、これは西之表、中種子、屋久島それぞれありますけれども、郡内においても、県内ほとんどが減少傾向であります。大きいところでは、西之表が332人の減です。中種子町が141人の減です。屋久島で184名の減ですから、普通の流れはそうだと思います。ですので、こういうことも併せて対策をしっかりとやっていく。

今、学校を新設して、こういう校舎の建て替えをするということは、非常に県内でも珍しいようではありますが、こういうことをしっかり維持していくことが、地方で学校も存続させられると思っておりますし、来年については、中学校も学級数も増えるようでありまして、先生も増えるようでありますから、これは粘り強く、これらのことも踏まえてやる必要があるなと思っております。

また、南種子町は、役場の職員採用も大変な状況でありました。しかし、今年度は年度の途中で採用した方が今5名、そして4月1日で9名採用することになっております。うち5名、また若い女性の方も入ってくるようになっておりますので、ちょっと今までにないような、こういう兆しが出てきたかなと思っておりますので、これらも踏まえて魅力ある南種子においでいただくような、こういう方策はやっていく必要があるかなと思っております。

また、屋久島の町長ともこの前、話をしかたでしたけれども、私どもは徳州会病院のほうにお願いをすることになりました。そして、看護師、そういう不足をするいろんなスタッフについては、徳州会は全国展開でこちらのほうにそういうスタッフを連れてくることは可能だということでもあります。しかし、それも現状としては、受け入れる住宅の受皿をしっかりとやらなければならないというのが課題であります。

屋久島でよく聞かれるのは、徳州会に来られた看護師さんとかそういう方々と、地元の方が一緒になるケースも多いような話もこの前伺いました。ですので、私たちとしては、やっぱり女性の働く環境をしっかりとここにちゃんとしていくということは重要なことだと思います。

都市部では、若い方々が働く場所というか、例えば美容サロンみたいな形のものであったり、ネイルサロンであったり、今、男性も脱毛もしたりいろいろされるようでありますけれども、そういうところの職場というのは、こういう小さなところにはなかなかないんです。ただ、今、中種子だったり、平山でも一部やられているようでありますから、やっぱり今後、若い世代の方、男性も含めて、そういう方々が定着をすることによって、そういう若い方が住みやすい、そういう環境を、そして働きやすい環境の整備をするというのも、私たちはやらないといけないのかなというふうな思いは持っているところであります。

そしてまた、こういうものがしっかりと一つのつながりになって、産婦人科の状況もこの前確認をしましたが、本町の子どもたちが、今、30名前後、議員からおっ

しゃられているようにそういうふうですけれども、これ、何もやっていなかったら、相当まだ減っていると思います。

お隣の町、そして西之表も減少傾向にあるということで、私たちのところには、そういうこちらに住んでいただける方々のおかげで、そういうところもあるので、今後もそういうものも含めて、やっぱりここに人が住んでいただける、そして皆が南種子がいいと思っていただける環境づくりは、しっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長の答弁のとおりで、全くそのとおりで私も同感であります。おかげさまで宇宙留学の制度で、本町の少子化、学校留学数はある程度歯止めが効いている状態で、非常にこれはいい制度だなと思っていますので、ますます充実する方向にもっていく時だというふうに思っています。非常に全国でもまれに優れた制度だなというふうに評価されているようですので、大いにこれは活用していただきたい。

ただ、現実的には、これからの南種子を背負っていただける若い女性数が足りないというのが現実問題ですので、さっきも言ったように、非常に課題が大き過ぎて具体的に何をすればいいかというのは、正直、雲をつかむような話のところもあつたりするわけですけれども、やっぱり町長がさっき答弁したような中身を一つ一つやっていくということが非常に大事ななと思っています。

特に、Uターンを希望する若い女性がおった場合は、例えば一例ですが、帰ってくる旅費の助成をすとか、そういうのも一つの例かなと思ったり、例えば役場職員も若い女性を大いに採用できる部署を作るとか、そういうのも一つの策。全てで解決できませんが、そういうのを一つ一つ作りながら増やしていくという方策しかないんだろうと思いますので、そこをぜひやっていただきたい。

ですので、この件は、担当部局任せではなくて南種子町全体がこういう状況にありますよという再認識をしていただいて、これからの町の政策にもこういう問題を反映させていただきたいという意味で取り上げておりますので、町長、ここはいけんど、というような内容では決してありませんので、これから我々の町をどうやって作っていくかというところに焦点を当てて、やっぱり取り組んでいく必要があるのかなと思っての質問ですので、ぜひそういうふうに理解いただいて、担当課長の皆さんには自分の部署では関係ないというスタンスではなくて、自分たちの部局でもそういう関連があれば、少しでも前向きな企画を作れるようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。市政方針というところで質問を一つ出しており

ます。

スペースタウン南種子のまちづくりということで出しております、ここは南種子町はスペースタウン南種子宣言をして、全国に一つしかないこのスペースタウンとして、声高々に宣言をしたわけでございます。午前中は、同僚議員もスペースタウン関係の質問も若干されておりましたが、本町は何ととっても農業と宇宙産業関連で本町の経済を引っ張っていくしか生き残る道はないんだというふうに思っております。

そこで、スペースタウン南種子宣言をしたわけですが、もうちょっと掘り下げてスペースタウン南種子町としての在り方を模索していく必要があるのかなと思って、今度の質問に取り上げたところです。

町長も施政方針のほうで触れておりますが、私としてはもうちょっと大々的にスペースタウン南種子町のまちづくりに今年も取り組むよというふうな強い決意が欲しいなと思ったところが、若干肩透かしをくらったものですから、もうちょっと欲しかったなと思うところですね。

これは、計画を作ろうかという相談ですが、単年度・単年度でやってもなかなか方向性が見えてきませんので、せめて5か年か10か年ぐらいの計画の中でスペースタウンならではのまちづくり計画というのを作っていくべきではないのかなと、練り上げていくべきではないのかなという問題です。

半年や1年でできるか分かりませんが、じっくり腰を据えて、将来を見据えて先進地も見ながら、いろんなところを参考にしながら作っていくというので、ぜひお願いしたいなと思っています。

本町には、第6次10か年計画もありますし、デジタル田園都市構想もありますし、明日出される過疎地域対策もありますけども、やっぱりこれは全国一律ですので、そうじゃなくて本町ならではの、肝付町のほうでは若干そういう関係の計画書があるようですが、本町ならではのスペースタウンの特色を出したまちづくり計画をというところを出して、夢ではいけません、希望あふれるまちづくり計画をできたらいいいのかなと思って、町長にお尋ねをするところです。見解を一回聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今の質問にお答えする前に、先ほども若い方々がここに定着するようなことについていろいろお話がありましたけれども、今後も私どもの主管課のみで解決できる問題ではありませんので、私ども真剣に取り組まないといけないと思っています。あらゆる角度から、できましたら議員の皆様にもいろんなところで一緒に考えていただく、そしてまた、いろんな提言を直接していただいて私構わないと思います。

実際に今それで動いているところもありますので、そういう機会を今後いただいでいろいろ一緒に議論できて、これ一つの方策が見出せるような方向に行けばいいかなと思います。そこについてはよろしくお願い申し上げたいと思います。

ただいまの御質問ですけれども、最終的には、このまちづくりの構想策定ということですね。そういうふうなお話であります。きょうも同僚議員の御質問にもお答えをさせていただきました。令和6年9月12日に「SPACE TOWN南種子」宣言を行ってから、現在1年と3か月が経過をしたところでございます。これまでまず3本の柱のうち、「触れる。」「学ぶ。」の分野を中心に、取組を進めさせてきたところであります。施政方針でも申し上げましたが、今後は、この3つの柱のうちの「共創する。」分野に力を入れていきたいということを私は申し上げさせていただきます。

そして本日の答弁でも申し上げたとおり、この宇宙航空研究開発機構（JAXA）や三菱重工業株式会社との包括連携協定などによる協力体制を強化したいということを申し上げました。三菱とはもう協定を結んでいます。ぜひ三菱とは現在協議をしている段階でありますので、そういう方向で今後進めたいと思います。

そして、JAXAや大学等との「宇宙港構想における地域波及効果の検討・社会実装プロセスに関する共同研究」というものを開始しております。本町における宇宙港構想運営モデルの検討も行い、宇宙の町としてのさらなる進化や発展を目指していきたいというふうに考えているところであって、施政方針と予算委員会の中で、企画課のほうからもそういう御説明があったんだと思います。

このような取組を進めていく中で「スペースタウン南種子」としてのまちづくりのイメージをしっかりと固めていきたいと考えているところでありますので、長計は長計であります。ほかのいろいろな計画はありますけれども、ただ単なるそういう計画ではなくて、今回これはこういう企業とも連携をしてやるというのは、この宇宙港構想の運営モデル、ここを含めたそういう構想策定がしっかりと固められればなという思いでありますので、そこについては御理解をいただきたいと思います。

そして具体的には、本日の午前中の議員さんの答弁でも申し上げましたが、現状としては三菱重工業との包括連携協定を結んでいるところであります。JAXA・中央大学・京都工芸繊維大学との共同研究を開始しておいて、共創する分野での取組を今強化している状況であるということを申し上げました。

3点申し上げましたが、鹿児島ロケットの打ち上げについても、今日、御答弁させていただきました。南種子町を将来に見据え、町民挙げてJAXAとも連携をして、できる体制を今後もしっかりと皆さんにも周知をしながら取り組みたいと思います。

そして、サテライトキャンパスにおいても、今日申し上げさせていただきました。
あと、南種子の、この好条件を、皆さんに御理解をいただければならないということ、これは鹿児島県をはじめ種子島の宇宙開発促進協や、いろんところで非常になかなか一緒に同じ方向を向いていただけるような方向ではないなという、非常に私疑問に思っているところがありますので、ここを今後、この職員の頑張っていることをしっかりとPRをさせていただきながら、報道機関も含めて、もっと鹿児島は真剣にやらないと鹿児島の飛躍発展はないということを私はずっと申し上げているので、こういうことを強く要請をしながらやっていきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長の言うとおりの、スペースタウン南種子町としてのまちづくり構想は一つずつ着々に進んでいるわけですね。それは大いにありがたいし、これからもぜひやっていくべきだなと思っています。

特に今回、連携深めて宇宙港の提携、社会実装をこれから検討するというところには、非常に私もいい試みだなと思っていますので、非常に興味を持っていていっているところです。よそではない本町ならではの取組というのは、ロケットコンテストもありますし、宇宙芸術祭もありますし、JAXAとの関係、三菱との関係、いろんな関係で、スペースタウン南種子として取り組むべき事業に幾つもチャレンジをして成功を収めているわけで、非常にこれはいいことだと思って、前向きに捉える必要があるのですが。

こういう取組を全部含めて、さらにこれから先、南種子はこういう方向に進んでいきますよという、スペースタウン南種子のまちづくり計画というのをある程度まとめて、これをマスコミであり、国であり、県であり、投げかけていくと。「我が南種子はこういうまちづくりをします、現実にここまで作っています、あとここをやっていきますよ」というような計画を作って、やっぱりマスコミにも流して、世論を盛り上げていただくと、もちろん県には直接働きかけると、国にもお願いするというような取組も一つ大事ではないかなと思ったりするもので、こういうことを掲げているわけです。すぐすぐには恐らくできませんから、半年ぐらい、1年ぐらいはかかるんだろうなと思っていますので、そういう時間をかけて着実に町外にアピールできるようなまちづくり計画というのは必要かなと思っています。

そういうのを作る上で、一つぜひ町長にお願いしたいのは、アメリカのヒューストンにスペースタウンというのでっかいまちがあるわけです。月に行って帰ってくるような大きなまちであります。ここにぜひ町長と企画課長と担当係長の3人ぐらいは行って見ていただいて、どういうふうなまちづくりになっているのか見ていただいて、参考になる点はたくさんあると思いますから、ぜひ行っていただいて、1人

100万円かかっても300万円で済みますからね。我が町のまちづくり構想に夢を抱いていただいて、ぜひチャレンジして、日本に冠たる南種子町のまちづくりスペースタウンという心意気で、ぜひチャレンジして行ってほしいなと思っています。ぜひアメリカ行きは推奨しますので、町長速答はできないようにしますが、ちょっと考えて見解だけ聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 この一般質問の通告書の中で、いろいろとそこの中にも書かれてあるようでありまして、この先進地であるアメリカのほうについては、先ほど申し上げた、実際に企業と共同研究が入っております、その中でもJAXAを含め、それに関わる方々で、そしてまた私どもの担当課のほうも一緒になって、そういうことも検討をしてみいました。

そして、令和8年度の早い時期にそれができるかどうか、そういうことも協議はさせていただいておりますが、実際に、ちょっとロケットの打ち上げの関係のことであつたり、それに関わる人たちが、やっぱり打ち上げにも関わりながら、そういうことも、まちづくりにも関わっていただいているので、そこはなかなか簡単に行くような状況ではなかったもので、今回はそれが先送りになっている状況もあります。

私は、議員からもありましたとおり、かなり規模も私どもの町のセンターからすると、それは全然規模感も違いますから、参考になる部分もあれば、参考にならない部分もあるんだろうと思います。一つのタウンになっていますので、見て参考になるべきものをこちらのほうでどう考えるかだと思いますけれども、これは町の職員だけが行っても簡単にいろいろな政策が進められる問題ではないと思いますので、やっぱり企業と一緒に、そういう共同研究をするのであれば、そういう中でやっぱり検討をしてやる方法というのは考えられるかなというふうに思っております。

そして、観光の面でも全てそうですけれども、うちの町は幸いに議会にも御同意をいただいて、いろいろ予算もつけていただいて、これまで地域通貨であつたり、それからAIオンデマンドであつて、いろいろな取組をさせていただきました。

そして、国のほうであつたり、今回4月の2、3に向けて、赤米のことも含めてですけれども、全国離島センターのほうから広報担当課長以下、取材に来られるということになっております。そして、ほかの県外からもそういう話がよく来ておりますけれども、やっぱりこういうことを含めて、いろいろ取組をさせていただいて、私どもの町に合ったまちづくりをしっかりと考えていく必要があるかなというふうに思います。

なかなか、報道にもいろいろ申し上げますけれども、決まった報道が多くて、なかなかそういうところの報道というのは、やっていただけないような傾向がどうもあるようでありますので、そういう意味では、全国町村会であったり、離島センターであったり、いろんな全国規模のところでもお願いをして周知できるものについては、周知してまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） もうちょっと時間がありますので、あと1問ぐらいですね。具体的な事例を6点ほど出しているんですけども、要はスペースタウンを実際に活かしていくわけで、観光対策にもぜひ活かしていくためにどうすべきかと思っていて、要はロケットを打ち上がらない期間の観光客の平準化をどうやって取り込むかというところが一つの課題となっていますので、風光明媚もあります、このロケット基地をうまく使った妙案というものはないものかなと常日頃思っているわけですが。

何十年か前は宮崎が新婚旅行のメッカと言われて、それからハワイに移って、今やもう世界中に散らばるといような流れになっているわけですが、ロケット基地で、これは70歳、おじさん議員の発想ですが、あそこをハネムーンの聖地にさせていただいて、JAXAに許可をいただきながら、町で貸衣装ぐらい準備してあそこで記念写真を撮るとか、宇宙服を着ていただいて記念写真を撮るとか、夢と思いと我が息子は宇宙へ届くといような面白い、バカげた企画も考えてやると。

いずれは興味を持っている方も全国にいると思うので、いずれは宇宙へのハネムーンメッカ南種子町というのを、バカげた構想かもしれませんが、一つの事例として、型にはまらないそういう企画も取り入れながらやるのもいいのかなと思ったりして、そういう型外れのところにもチャレンジする、町長もさっきおっしゃっていましたが、できないと思えばやらないというのではだめだと言っていますので、いいことを言うなと思っていたのですが、やっぱりいろんなことにチャレンジするという姿勢で、いろんなところに切り開いていただいて、優秀な職員がいっぱいおるわけですから、皆さんの知恵やアイデアを借りながらやっていくということで、所管課任せではなくて、みんなが知恵を出し合ってまちづくりをするというスタンスでいけば、必ず大きな日差しが差してくると思うので、ぜひ町長、チャレンジをしていただきたいなと思っています。最後の決意だけ聞かせてください。これで終わりますから。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 JAXAをはじめ、三菱重工業、そしてまた関連をする企業は、コスモテックさんもそうですし、非常にこの町をどうするかということと一緒に考えていただい

ております。

非常に協力的でありますので、ここは今日あったような、そういう J A X A の敷地を使った、そういうものとか、そういうお話もあったということも踏まえて、そういう話もできればいいなというふうに私も思っておりますし、可能なことについては、やっぱりチャレンジをしていくことは、非常に私は今日午前中もお答えいたしましたけれども、やらないことには何も始まりませんので、そういう研究、調査をして、そういう方向に一回協議を進めていくということは、やってみる必要があるというふうに思います。

先ほどから申し上げましたが、子どもたちが多くここに住んでいただくこと、そして若い方々が魅力を感じて、またそれでそういう働く場所を私たちも一緒に考えていく。宇宙の町としてもっと魅力あるものにして、さらに留学制度が皆さんここに目を向けていただけるような環境を作る。それが循環していく、そういうまちづくりができれば、もっといい循環する宇宙の町が出来上がるのではないかなというふうに、私はそういうふうに考えておりますので、そこは町民も含めて皆さんでいろんな知恵を出して、御提案いただいたものを真剣に考えていくということ、これからもしっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。議会としても積極的にスペースタウンまちづくりに携わっていくという姿勢で、ぜひ交流をまた働きかけをしていきたい、相談もしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで福島照男議員の質問を終わります。

ここで13時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時54分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、野首久教議員。

[野首久教議員登壇]

○2番（野首久教議員） それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

昨年12月に実施された物価高騰支援対策に対する本町行政の取組は、新年を迎える町民の生活を直接支援する日本一早い支援策と言っても過言ではないほど迅速な

施策だったと高く評価するところであります。町長は役場職員の優秀さを折りに触れて口にしますが、今回の対応の速さはまさしくその一面を垣間見た気がいたしました。

その12月議会第4回定例会の補正予算の中で、南種子生まれの黒毛姫牛を学校給食に1月から3月までに計8回提供するという取組も実施することになっていました。学校での給食の様子を想像すると、子どもたちが笑顔で黒毛姫牛を食べている光景が目に浮かんできます。

その学校給食ですが、パンの提供ができなくなるという気になる話を耳にしました。パン食については、小学生及び中学生の児童生徒たちが楽しみにしている給食のメニューの一つだと聞いていますが、今回はそのことについて質問をいたします。

まず、給食にパンの提供ができなくなることについて、その真偽を確認したく、経緯の説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 野首議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食でのパンにつきましては、現在、中種子町の渡辺パンで製造しておりますが、渡辺パンから3月31日をもって南種子町に供給している給食パンの供給を終了する旨連絡があったところであります。現在、週1回、木曜日、パン給食を提供し、ほか4回は米飯給食としております。給食で提供するパンは学校給食会から購入をしており、渡辺パンは学校給食会、県パン工業組合との3社契約によってパンの製造を請け負っているところであります。

次に、経緯について御説明いたします。

令和7年10月18日付で渡辺パンから学校給食製造委託事業に関する陳情書の提出がありました。陳情の内容は、1つ目に南種子町から特段の補助がないということ、2つ目に、原材料高騰などによるパン製造に係る金額の増額についての要望があったところでございます。

そこで、中種子町、西之表市に渡辺パンに対する補助内容について問い合わせたところ、中種子町はパン給食を週2回、火曜日と木曜日625食提供しているということであり、パンの配送も渡辺パンが給食センターまで配送をしているということで、配送に関する補助と、地元企業ということで経営安定補助金を合わせて年間39万1,000円を補助しているということであり、西之表市もパン給食を週2回、水曜日と金曜日1,144食を提供し、パンの配送も渡辺パンが給食センターのほか榕城小学校、種子島中学校まで配送しているということで、パンの配送委託料として年間60万円を補助しているということのようであります。

南種子町は、パン給食を週1回、木曜日566食提供しておりますが、南種子町の給食センター職員が渡辺パンまで直接受け取りに行っていることから、今まで渡辺パンに対して補助をしておりません。これまで南種子町が補助してない理由としては、これは以前はそうでなかったんですけども、当時の監査委員からもこの補助をする根拠についていろいろ話があったようでもあります。そして、強く根拠のない補助というのがどうなのかということのようであったようでもあります。まず、それから直接取りに行くことに変わったというふうに私は伺っております。

そして、南種子町はこれまで補助をしてない理由としては、1つ目に、渡辺パン、中種子町までパンを直接受け取りに行っていることが1つ目であります。2つ目に、給食で提供するパンは県学校給食会から購入をしているわけでありまして、パン製造に係る価格設定は県の学校給食会、県パン工業組合、渡辺パンの3社で行われていることから、原材料高騰に伴う負担増に対する価格値上げ等については、発注元の県学校給食会や県パン工業組合と協議をすべきものであると判断をしております。

令和7年12月4日、渡辺パンから人員確保とパン供給日の均一化による雇用の平準化を理由に、南種子町への供給を停止する旨の連絡がありました。これまでは、火曜日、中種子町、水曜日、西之表市、木曜日、中種子町と南種子町、金曜日、西之表市としていたところを、火曜日と木曜日に西之表市と中種子町の分のみ製造し、月、水、金曜日はお菓子製造事業を拡大するため、南種子への供給を停止したいとの連絡があり、令和7年12月22日付で渡辺パンから文書にて契約終了のお知らせが届いたところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 渡辺パンは、県学校給食会と県パン工業会と契約しており、南種子町との直接の契約はないということでありました。

今までパン食は何年も継続されていると思いますが、パンの仕入れができなくなるという危機は今回が初めての話なのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えいたします。

仕入れができなくなる危機があったかどうかは分かりませんが、これまで、先ほど述べたように、パン製造に係る金額の増額と補助金の新設についての陳情書の提出はありましたが、これも先ほど述べましたとおり、自分たちで中種子町までパンを取りに行っていることなどや、先ほど申し上げましたが、当時の監査委員からもこういう御指摘があったことなどから取りに行くようになっておりますので、歴代の町長さんたちの時代から補助は行えない旨の説明をしてきているということでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） パンの提供ができなくなる、渡辺パンがもう南種子へのパンの製造はしないということは、そういう経緯があったということは理解をいたしました。

1月度及び2月度の給食センターの献立表を見せていただきましたが、給食センター職員の知恵と工夫が献立表の随所にかがえ、職員のその努力に感謝するところでもあります。

一つ例を挙げますと、2月26日ですけれども、中学3年生特別メニューというのが組まれています。このメニューのここの特別欄にそういう記載がありまして、ちょっとそこを読み上げてみますけれども、「特別献立、今日は3年生は特別メニューで一口ももカツがあります。受験に勝つ（カツ）ようにみんなで受験生を応援しましょう。高校入学試験頑張ってください。夢に向かってファイトです」と、こう記載されております。この文面には受験生を応援する親心と同じ気遣いが感じ取られ、心を打たれたところでもあります。

その献立表に目を通すと、毎週木曜日にパン食が組まれているようでもあります。パンも1種類ではなく、コッペパン、バターパン、黒糖パン、パクパクパン、ココア揚げパン等の記載がありました。児童生徒たちに人気のパンが給食からなくなってしまうということは、児童生徒たちから楽しみを一つ取ってしまうようなものだと思います。

そこで、質問ですけれども、「あば！P a y」を提携している町内のAコープやファミリーマートからではこのパンの調達はできないものか、お伺いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

今回の渡辺パンからの通知を受けまして、町内事業者でのパン調達が可能かどうかの聞き取りについては担当課も含めて行っております。

まず、ファミリーマートについては、私も2月4日に代表とお会いをいたしました。ファミリーマートさんにつきましては、パンを製造する機械購入であったり製造に携わる人員やそのスペースの確保が非常に難しいということでありました。出来立てパンをまた保管をするスペースの確保も新たに必要だということのようでもあります。

また、市販の食パン購入については、ファミリーマート、Aコープともイケダパンからの購入は可能であるとのことでもあります。

また、屋久島あたりがやっているとというふうに伺っていますが、県の学校給食会からの冷凍パンを購入する方法も一つの方法であるというふうに伺っておりますが、こ

れも保管用の冷凍庫が必要になるということのようで、そういう機材をそろえる必要が出てくるのかなというふうなことでありまして、状況としてはそのようなことであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） それでは、小学生及び中学生の児童生徒たちが楽しみにしているパン食でありますけれども、今後のパン食をどう考えているのか、お伺いをします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今後については、教育委員会のほうで教育長のほうに答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 質問にお答えします。

町長との答弁とも重なると思いますが、今後のパン給食の提供について現在検討しているのが、1つ目に、先ほどもお答えしたように、ファミリーマート、Aコープなどの町内業者からの調達ができないかということです。2つ目に、県学校給食会から屋久島と同様に出来上がったパンを冷凍した冷凍パンを購入する方法がありますが、これについては本土からの輸送費や保管用の冷凍庫を新たに購入する必要があります。

先ほども議員から話がありましたように、児童生徒が楽しみにしている給食のパン給食でもあり、献立の組立てなども考えればパン給食の提供も必要ではないかというような栄養士の話もありますが、町内事業者での調達や冷凍パンの購入について、現時点においては協議が整うまでの当分の間は米飯給食のみの提供をすることになるかというふうに考えております。できるだけ早急に検討をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 先ほどからも申し上げているとおり、パン食というのは人気の給食メニューだということで、子どもたちが楽しみにしているということでもあります。全くパン食の提供ができなくなるということはちょっとかわいそうな気もいたしますので、できる限りパン食というのも年には何回か取り入れられるような対応をしていただければいいかなと思います。子どもたちにとっても、今日はパン食だというような気持ちになって学校に行けるといいうそういう楽しみも出てくるんじゃないかなと思いますので、そこはぜひ前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

それと、冒頭にも触れましたけれども、学校に提供している黒毛姫牛の件ですけれども、今後も定期的に黒毛姫牛の提供はできないものかと考えるところでありま

す。

2月5日木曜日、南種子町の公式LINEから南種子生まれ黒毛姫牛学校給食に提供していますと送られてきました。そこには、南種子生まれの美味しいお肉、黒毛姫牛のイメージ写真が掲載されており、物価高騰に伴い学校給食に係る材料費等も増加する中、南種子町では1月から畜産農家の生産意欲の向上と地元食材のアピールを兼ねて、毎週1回、南種子で生まれ大きく育ったおいしい黒毛姫牛を学校給食に提供しています。黒毛姫牛は青い海と青い空に囲まれた自然豊かな南種子町で生まれ、指宿の肥育農家で育った黒毛和牛ですと書かれており、1月のメニューよりと題して、パンと一緒に黒毛姫牛を使ったとてもおいしそうなお肉シチューの写真が掲載されておりました。

私は、この指宿の肥育農家の方と直接話をする機会があったので、姫牛について尋ねたところ、姫牛とは一度も子牛を産んでいない若い雌牛のことだよと教えていただきました。

1月から3月までに計8回黒毛姫牛を学校給食に提供するということでしたので、小学校、中学校には既に8回もしくはそれに近い黒毛姫牛が提供されていることとなりますが、黒毛姫牛を食べた児童生徒たちの反応はどんな感じだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

南種子生まれのこの牛肉を使った学校給食については、これまで1月に2回、そして2月に4回、3月に2回、計8回提供をいたしました。これまで提供した給食は、牛肉を使ったカレー、シチュー、焼肉のほか、手巻きの具材としたり、きんぴらと一緒にパンに挟んで食べたり、献立にも工夫を凝らして提供しているようであります。

また、先日は、繁殖農家、そして町和牛部会、指宿市にあります上久保畜産で育った黒毛姫牛の精肉販売をしております株式会社Meatyouの方々も来島され、一緒に花峰小学校で黒毛姫牛給食の試食会に参加をいたしました。この日の給食は、和風サイコロステーキ、麦御飯、ふるさとみそ汁の3品でありまして、牛肉のほか、町内産のなつほのか、それからジャガイモ、ダイコン、有機野菜ニンジンと地元食材にこだわった給食を児童の皆さんと一緒に頂いたところであります。児童の皆さんからは、給食で牛肉が食べられてうれしい、お肉がおいしい、もっとお肉を使った給食が増えてほしいなどの声を聞くことができ、大変好評であったようであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。そのときに食べた給食が非常においしそうだという町長の表現でよく分かりました。ありがとうございました。

パンもなかなか提供が難しいということでもありますので、最後の質問になりますけれども、今後も学校給食に定期的にこの黒毛姫牛の提供はできないかという件でありますけれども、この件については本定例会の初日3月4日に令和8年度施政方針の中にも触れておりましたけれども、今後も学校給食に定期的な黒毛姫牛の提供はできないかについて、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えいたします。

学校給食につきましては、今後も学校や地域での食育を推進し、町内で生産された有機米や有機野菜をはじめとする町内産のお米や野菜を活用した安心、安全でおいしい学校給食を提供してまいりたいというふうに思います。

特に、今回はこれまで国内産の牛肉を食べさせてなかったということも分かりましたので、これはちょっといかなもんかなというふうな感じをいたしまして、7年度の地方創生臨時交付金を活用して行いました学校給食での黒毛姫牛提供について非常によかったと思っておりまして、このことについては施政方針でも述べましたが、令和8年度当初予算として本議会に提案をしているところであります。令和8年度につきましては、町の単独事業として、引き続き南種子生まれの黒毛姫牛を使った給食を年間通して提供をし、そしてこれは畜産農家の生産意欲の向上と南種子産のこの牛肉の消費拡大にもつながっていくものと思いますので、これを年間通して実施をしたいというふうなことで提案をいたしております。

また、給食費の無償化や子ども医療費窓口負担無償化などこれまで子育て支援に取り組んでまいりましたが、今年4月から公立小学校の給食費実質無償化が開始される予定となっていることから、全国的に山村留学が広まる中、宇宙留学生の募集に関して、南種子で作られるコシヒカリや南種子産の牛肉など、地元食材を使った安心、安全な学校給食を提供していることなど南種子の魅力をアピールしながら、今後も引き続きこの留学制度の維持・発展にもつなげてまいりたいというふうに思います。

あわせて、今回もいろいろ報道にもお願いをしましたが、どうもなかなかこういうものに取り組んでも皆さんに周知ができないということで、私どもは南種子町のLINE登録者であったり広報であったりいろんな方法でいろいろやっておりますが、何かこう見てみますと、鹿児島県の報道の在り方というのは、1日これを1回食べさせたとか寄附をもらったとか何かそんなのでばーんと出て、もう本当に1回限りのそういうことで、こういう消費拡大であったり、こういう生産農家の向上のた

めに取り組むとか、そういうものがちょっと足りないんだらうなというふう非常に感じておられて、今回、本町としては南種子生まれの子牛でありますので、ここを農家の皆さんと、そしてその命の大切さも子どもたちに伝わっていくことを希望してこの取組をさせていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。年間を通して黒毛姫牛が学校給食に提供されるという話を聞いて、生徒、子どもたちも楽しく笑顔でそのメニューを食べれるというようなことを想像しますと、本当にうれしく思うところであります。

先日開催された給食センターの予算委員会の中で、学校給食は成長期における児童生徒の健全な発達に必要なバランスの取れた食事を提供することが重要であり、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、食を通じた人間関係を育てるなど、多様で豊かな教育的狙いを持っておりまして説明していただきました。南種子生まれの黒毛姫牛を使った給食が年間を通して提供され、南種子町の小・中学校の児童生徒たちが学校給食の目的をかなえながら大きく成長していくことを祈念し、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、野首久教議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

次に、柳田 博議員。

[柳田 博議員登壇]

○6番（柳田 博議員） 皆さん、お疲れさまです。令和8年度第1回定例会も明日までとなりました。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、昨年第1回目の定例議会で質問をし答弁をいただいておりますが、その後の経緯と結果はどのようになってきたのかを問うものであります。

まず、1番目に、鹿児島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の現在の入所状況についてお尋ねしたいと思います。

私は、令和7年第1回定例会において、鹿児島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者解消対策について一般質問をしました。そのときに答弁いただいた概要として、近隣の町の特別養護老人ホームは入所者のほとんどが地元の方であるのに対して、芙蓉苑は南種子町民の入所者数が定員の半数ほどと少ないことから、鹿児島県に対して、県が指定する介護老人福祉施設であり、県の示す入所判定の指針に基づいて運用されていることを踏まえて、適切な運用がされているのか各施設に対する調査を行い、必要に応じて指導や助言をいただくよう要望

書を提出したとのことでした。

また、本町近隣施設の入所基準は、入所申込みをしている施設の在宅福祉サービス利用実績がある場合には入所判定の点数に加点する、県の示す指針とは別の地元優先につながる施設独自の特記事項の規定についても確認を行ったところ、鹿児島県からは問題ないとの回答を受けたとのことでありました。

町長からは、同様の特記事項を規定するということが問題なしとされている旨を報告し、芙蓉苑に見直しをしていただくように要請を行いました。芙蓉苑においては規定の見直しをされたとのことでありますから、今後入所待機者の解消が図られるものと期待をしているところでございます、ありがたい答弁をいただいたところであります。

私も芙蓉苑の入所判定員をしておりまして、年に数回入所判定会に出席をしておりますが、入所判定基準の見直しにより入所待機者は、一定数はおりますが、待機者も入れ替わっており、本町の方の入所も増えてきていると感じているところです。

入所の判定基準の見直しを令和7年2月28日に入所検討委員会で検討し実施することとしました。見直し後の本町待機者の入所状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

特別養護老人ホーム芙蓉苑は、人生100年時代に向けて、入所を希望する方をはじめ在宅介護が困難になった高齢者世帯、または介護しておられる働く世代の介護負担を軽減をする非常に重要な役割を担っております。

議員からありましたとおり、この課題につきましては、介護保険制度における鹿児島県指定介護老人福祉施設でありますので、地元選出国會議員の森山代議士にも御報告をし、国への御相談や県に対して要望書を提出をしてまいりました。

また、県の定める入所指針及び施設の入所基準などを調査・研究を行い、入所判定基準における施設独自の特記事項について県に問題ないことを確認後、芙蓉苑長へ報告をし、見直しをしていただいたところであります。

令和7年1月末現在での芙蓉苑の入所者数は、定員50人に対しまして、南種子町の方が23名でした。今年の1月末現在では31名となり、現在ではさらに1名増えて32名となったことから、本町民の方は9名増加したところであります。

このことから、入所待機者の解消が図られつつありますので、入所を希望する高齢者の方やその家族の方々に安心していただけるのではないかと考えております。

なお、私はこれまでも申し上げましたが、当然、南種子町には芙蓉苑があり、そ

して南界園が隣にあります。そして、西之表にもありますので、それぞれのところで、これは希望する方が入所できる、それはもう当たり前のことだと思っておりますけれども。現在、内訳については南界園のほうは把握をしていないところであります。本町にも中種子町出身の入所者がおりますけれども、近年においては100歳のお祝いなどもあり、これは南種子町に住所を移すわけでありますので、本町出身者そしてまた本町に移り住んで入所している方々に対しても同様に100歳のお祝いもしてるところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 特別養護老人ホーム芙蓉苑は、町長からもあったとおり、介護をする家族の方や介護される高齢者も住みなれた南種子町で暮らしていきたいと思う方にとって非常に大事な施設でございます。本町民の入所者も昨年1月より9名増えているようでありますので、入所申込みをしている方をはじめ、今懸命に在宅介護をされている方も施設に入所する必要性が生じた場合に備え、安心して介護できるのではないかと思います、町長の答弁を聞いて安心したところであります。決して、老老介護とならないようにしたいものです。私も芙蓉苑の入所判定員でありますので調査・検討を進めて、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる南種子町にしていきたいと思っております。

次の質問に移ります。子ども医療費助成事業についてであります。

鹿児島県の単独事業である重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業について、現物給付方式に向けての制度改正に関して県の動向はどうなっているのか。

令和7年4月より子ども医療費助成事業は、鹿児島県の制度改正に伴い、医療機関窓口での自己負担を要しない現物給付方式となっております。令和7年3月議会において、子ども医療費助成事業について質問をしましたが、重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業制度のその後の経緯はどうなっているのか。鹿児島県における重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業について、現物給付方式への制度改正の状況はどのようになっているのか、伺います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 御質問にお答えをいたします。

本町では、令和7年4月以降、医療費の窓口負担を要する償還払い方式となっている重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業の2つの制度につきまして、全ての子どもを公平に支援するために必要な政策として、対象とな

る児童の医療費を子ども医療費助成事業の制度内において支援をしているところであり
ます。

鹿児島県が所管となる当該事業は、いわゆる地方単独医療費助成事業であります。
施政方針の中でも述べましたが、この地方単独医療費助成事業につきましては、令
和5年6月16日に閣議決定をされました規制改革実施計画に基づき、患者が一時的
な窓口負担をすることなく円滑に受診できるよう、現物給付化の取組を段階的に進
めることとされておるところであります。

これを踏まえ、令和5年12月以降、患者や医療関係機関がマイナンバーカードに
より資格情報の確認を可能とするためのシステム構築などの環境整備や、都道府県
をまたいで現物給付方式を可能とするための審査支払業務体制の構築、さらにはレ
セプト請求事務の共通化などについて、厚労省をはじめとする関係省庁において検
討・調整が進められてきております。さらに、令和6年度以降、地方自治体に対し
速やかに必要な措置を講ずるよう国が求めているところでもあります。

しかしながら、全国の現物給付化の状況につきましては、令和8年1月の時点で、
31の都道府県において子ども医療費助成事業を含めた3つの事業全てが現物給付に
対応可能となっております。九州では、福岡県、宮崎県、長崎県、熊本県が既に運
用を開始をしているところでもあります。

このように、全国的に現物給付化が進む中、鹿児島県におきましては、現在のと
ころ、子ども医療費助成事業のみが現物給付化されている状況であります。

また、令和7年4月以降、鹿児島県からは、この複数の医療費助成制度の対象要
件を満たす者の制度の適用については、市町村において、利用者の意向や拡充内容
を含めた各制度の利便性、経済的負担を考慮して対応して下さるようお願いしま
すとあり、実質的に窓口負担を要しない現物方式である子ども医療費助成事業を優
先するような回答がなされております。

結局、このような状況では、重度心身医療費助成事業とかひとり親家庭について
は、利用する者は現状としていないのが現在の実情であります。

こういう重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業の対象
となる児童について、子ども医療費助成事業を優先して活用し助成を行った場合で
あっても、この該当する2つの制度に係る県補助の対象とならない取扱いは現在も
変更されておられません。そういうことから、重度心身障害者医療費助成事業及びひ
どり親家庭医療費助成事業については、県補助の取扱いが見直されていないことか
ら、本町を含む多くの市町村において一定の財政負担が生じている状況であります。

地方単独医療費助成制度は、住民の生活の安定と経済的負担の軽減、福祉の向上
を目的とするものであります。その趣旨を踏まえ、制度間の整合性や市町村

の実情に配慮した見直しは、制度を所管する県において主体的に検討され、責任にある判断を行うべきものであると認識をしております。

地方単独医療費助成事業の現物給付化につきましては、国において制度上の課題や障壁を整理し、環境整備を進める中で、厚生労働省、デジタル庁、こども家庭庁などの関係省庁が連携をし、それぞれの役割を果たしながら取組が進められておりますが、制度として運用するのは都道府県であります。

鹿児島県におきましても、これらの関係省庁との連携・調整を十分に図り、主体的に検討を進めていただくことを期待するとともに、本町といたしましては、現物給付化の実現に向けて具体的な工程や検討状況を明らかにするよう求めてまいりたいと思います。

あわせて、補助対象の在り方についても速やかに検討を行い、市町村に過度な負担が生じない制度運用となりますように県に強く要望をしてまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） ただいまの町長答弁により、本町においては受給者の公平性と経済的負担軽減の観点から、子ども医療費助成事業の制度内で引き続き支援を行っていること、また現物給付化に向けて国の動向や全国の状況についても一定の取組がなされてることは理解いたしました。

しかしながら、現在の本制度の運用では、住民の公平性と利便性を優先する一方で、結果的に独自の町財政負担を伴う状況にあり、このような財政的影響についても県として適切に整理されるべきものであると考えます。

全国では既に現物給付化が進み、九州においても先行して運用している自治体がある中で、鹿児島県においても早期に具体的な構築に着手すべき段階であると理解いたします。医療費助成制度は、住民の福祉の向上を目的とするものであり、より効果的な住民サービスの向上を確保するために、制度間の整合性を図り、市町村に過度な負担を生じさせないことが不可欠であると思います。

町におかれましては、引き続き現物給付化の早期実現に加えて、県補助制度の見直しについても積極的な働きかけを行っていただくことを強く要望し、本件に関する質問を終わります。

次に、福祉事務所についてお尋ねをします。

福祉事務所の事務所移管について、町長の所管は。

令和8年3月31日をもって本町の福祉事務所が廃止となり、福祉事務所が担っていた一部の事務が鹿児島県に移管されるということです。

平成30年9月議会において、町民の福祉の向上を図るため福祉事務所を移設するという説明がありましたが、設置から僅か7年で福祉事務所を廃止することになり

ます。この7年間で何が変わり、どのような経緯で廃止に至ったのか、その経緯と福祉事務所を廃止するという判断は妥当だったのか、また移管することによって町の財政運営と町民に対する影響はないのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えする前に、先ほどにちょっと一つだけ加えておきたいと思いますが、現物給付化につきましては、これはもう鹿児島県の市長会は既にやはりそういう要望をしております。そして、私、森山先生のところでも話をしたときにも言いましたが、県の町村会がこれを取り上げておりません。そして、県議会でもこういうのが問題になっておりません。これは、私はもう個別に熊毛の選出の先生方にも申し上げておりますし、あと複数名の県議会議員にもこのことを申し上げております。いろんな施策は県もやって構わないんですけども、やっぱり県民、子どもたちを平等にするというのはもう基本中の基本ですので、これはしっかり皆さんにはやっぱり考えていただきたいものだというふうなことを申し上げておりますので、議員の皆様方にもお力添えをいただきたいとそのように思います。

それでは、福祉事務所の件についてお答えをいたします。

本町の福祉事務所は、権限移譲により平成31年4月1日から設置をし、より住民に近い立場で福祉行政を主体的に担うことで住民サービスの向上を図ることを目的として運営をしてきたところであります。

設置以降7年間、3名の職員が社会福祉主事資格を取得をするなど体制整備に努め、法令に基づき適正な事務執行に取り組んできたところでございます。

しかしながら、運営を継続する中で、特に生活保護業務においては、制度運用の解釈や運用基準に関する調整に労力を要する状況が発生をいたしてきたところでございました。

かつて県が担っていた時期には、地域の実情に応じた運用がなされておりましたが、本町に移管後は、制度運用の確認や監査対応の過程において、過去の取扱いと整合性が困難な事例が発生をしたところであります。

また、県が作成をしている生活保護の手引については、平成17年4月以降、長期間改訂が行われておりませんで、実務上の解釈や指導内容が一貫されていないため、事務執行の安定性の確保に課題を感じることもあったところであります。また、市町村の担当からもそのような声が多く出されております。

このような状況は、結果として職員の事務負担の増大につながり、一部の住民の皆様にも不利益となる事例も生じたところであります。

本町といたしましては、行政体制が不安定になり、住民サービスの向上に影響を及ぼす事態は避けなければならないとの考えの下、専門的な人的体制を有する鹿児

島県において、一体的に執行することが住民福祉の安定につながり適切・最善であるとの結論に至ったところであります。

福祉事務所の運営に係る財源におきましては、主に国庫負担金及び普通交付税の一般財源により構成をされております。

令和7年度における福祉事務所の運営経費は、1億9,245万9,000円であります。これに対し、収入として見込まれる国庫負担金、普通交付税の額は、合計1億7,612万5,000円であります。

したがって、国庫負担金、普通交付税のみでは、運営経費を賄うことはできず、不足をする1,633万4,000円については、本町の一般財源により負担している状況であるということをおし述べておきます。

福祉事務所設置以降7年間、町が一定の財源を負担してまいりましたが、県へ事務を移管することにより、令和8年度以降は、この町負担は解消される見込みであると思っております。

一方で、福祉事務所設置に伴い算入されておりました普通交付税相当分につきましては、令和8年度以降、一定程度減額されることとなりますが、同時に町の支出も不要となることから、財政運営上の大きな影響はないものと考えております。総合的に見れば、一定の負担軽減が見込まれるということでございます。

住民への不利益に加えて、職員の事務労力負担や、一定程度の財源負担等総合的に勘案をした結果、福祉事務所の法定事務を県へ戻すことは、町として妥当な判断であるのではないかと考えているところであります。

なお、権限移譲につきましては、制度上、鹿児島県と本町双方の合意の下で行われるものであり、鹿児島県が本町に対して福祉事務所の設置を一方的に強要する性質のものではないものだと認識をしております。

福祉事務所が所管する法定事務は、本来、都道府県知事の権限に属する事務であります。

町として、その事務を執行することができない、そして、執行しない旨の意思を示した場合は、県が一方的にその権限を町へ移譲することはできないものであります。

福祉事務所の事務移管は、町としての責任を後退させるものではなく、将来にわたり福祉行政の安定確保を最優先に考慮したものでありまして、制度本来の役割分担に基づく運営体制の見直しでありまして、元に戻すということでございます。

福祉に関する相談業務全般につきましては、事務移管後も本町の福祉担当窓口において継続をして対応することから、町民の利便性は確保されるものと考えております。

また、緊急性の高い事案につきましても、福祉事務所設置の有無にかかわらず、これまでと同様に迅速に初動対応を行い、必要に応じて関係機関と連携をしながら、適切に対応をしてみたいと思います。

さらに、必要な業務を町の窓口で完結できる体制を整え、住民サービスの水準を維持するとともに、より一層の向上が図られますよう、町として責任を持って取り組んでみたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） では、ただいまの町長答弁により、事務移管に至った経緯や財政的な整理等、総合的判断としての妥当性について理解はいたしました。

特に、財政構造上、町がこれまで一般財源により一定程度負担してきた実情、さらに住民生活への影響や職員の事務過重負担に関する説明については、重く受け止めるものがございます。

福祉事務所の事務移管については、住民福祉の安定を最優先に考えた判断であり、一定の合理性があるものとして理解をしております。

今後、事務移管後におきましても、相談体制の維持や緊急案件への迅速な対応、そして住民への丁寧な対応については、町が主体的かつ円滑に果たされることを強く求め、私の質問を終わりたいと思います。

本日の定例会においては5名の一般質問ということで、非常に長くなりましたけれども、これで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、柳田 博議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで14時55分まで休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 委員長報告（所管事務調査 総務文教委員会）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。総務文教委員会、野首久教委員長。

[野首久教総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（野首久教議員） 総務文教委員会所管事務調査報告書。

総務文教委員会委員長、野首久教。

総務文教委員会が、閉会中の所管事務調査として申し入れておりました各教育施設の現状調査についての経過と結果について報告いたします。

当委員会は、所管事務として町内全小学校と中学校を3回に分けて訪問し、空調設備、衛生設備、放送設備等について調査しました。

学校訪問は、第1回目を令和7年8月29日（金曜日）午前9時から、第2回目を10月27日（月曜日）午後1時から、第3回目を12月17日（水曜日）午前9時から実施しました。なお、第3回目は委員1名の欠席により、4名で実施しました。

行政側から教育委員会管理課長、同施設係長、同管理係長が出席、学校側からは学校長並びに教頭に対応していただきました。

調査の方法は、まず初めに委員長が調査の趣旨説明を行い、その後、学校長が校内の施設・設備案内と概要説明、引き続いて行政当局並びに学校側との意見交換、質疑・応答の場を設けました。

訪問終了後はその都度、議会第1委員会室において総務文教委員全員と行政側との意見交換を実施しました。

以下、各小学校の質疑・応答について報告いたします。

（1）荃南小学校。質疑、学校の取壊しに伴い、残ったクーラー等についてはどのように活用するのか。答弁、学校に設置しているエアコンの台数は約10台とルームエアコンが1台設置してある。学校建設の建物については、今年度から省エネ基準適合建物にしないといけない関係で、今のクーラーを設置することはできない。撤去したクーラーについては、ほかの小学校なり中学校なりに同規模の教室等があれば、そこに移設をしていきたいと考えている。

質疑、理科室に換気扇がなかったが、工事とか考えているか。答弁、建て替えを今年度から実施していくので、換気扇の設置は考えていない。

（2）平山小学校。質疑については特にありませんでした。

（3）長谷小学校。質疑、職員と児童の入り口が別になっているが、防犯・防災上、不審者等が来たときの緊急的対応はどうなっているか、防犯ブザー等が設置されているか。答弁、確認をしていない部分もあるが、知り得ている範囲では施設の防犯対策はされておらず、防犯ブザー等はなかったと記憶している。長谷小学校だけではなく、全学校も対象に調査した上で、できる範囲の対策を考えていきたい。

補足として、教育委員会で学校訪問したときに不審者が来たときの対応を全部の学校に確認しており、その対応策はそれぞれの学校で取組を決めて、それに向けての訓練はされている。

質疑、多目的広場のじゅうたんですが、一部区画は張り替えを完了しているが、傷んでいる箇所があるので張り替えを要望する。答弁、じゅうたんは各区画ずつ年次的に整備していく計画で、一度にやると、ほかの施設の整備も予算上できない部分があるので、しっかり精査しながら一つ一つ整理していくことを説明している。ほかの学校にも修繕等があるので、その部分も調整しながら今後実施していきたいと考えている。

(4) 島間小学校。質疑、体育館が、ちょっとの雨でも雨漏りがすごいと学校側から説明があったが、改修計画はあるか。答弁、再度調査をして、応急処置で無理であればその部分は予算化せざるを得ないと思っている。

質疑、島間、長谷、平山小学校にも言えることだが、放送設備については各学校を調査し、性能のよい機材への更新を要望したい。答弁、確認して、不足があれば更新していきたいと思っている。

(5) 大川小学校。質疑、体育館横の神社が爆裂をして、そのかけらが体育館の裏に落ちている状況だった。危険である観点から、この件について検討・調査をしていただきたい。答弁、検討・調査する。

質疑、体育館の横の爆裂がひどかったので調査してほしい。答弁、確認する。

(6) 西野小学校。質疑、体育館の雨漏りがひどかったので、調査してほしい。答弁、雨漏り箇所は見つけていないので、引き続き調査したい。

(7) 花峰小学校。質疑、教室の床、廊下の床が傷んでいる箇所もあるので、調査していただきたい。答弁、調査する。

(8) 中平小学校。質疑、校庭ですが、乾燥時期になると砂ぼこりが相当あるのではと感じたので、トラック部分を除いて全面的に芝生の必要性があるのではないか。答弁、学校の要望として芝を張っている学校もあるが、芝生と校庭との段差がつくことで、芝を取った学校もある。芝があったほうがいいのかどうかは、学校の判断となる。芝の管理とか、段差がついて砂がたまりやすくなり、剥いだ経緯もあるので、学校とも確認したい。

質疑、学校西側（裏門側）通路のセンダンの木が非常に危ない状態になっていると感じたので、伐採を検討していただけないか。答弁、まちづくり公社に伐採をお願いしている。

(9) 南種子中学校。質疑、廊下の蛍光灯や一部教室の蛍光灯にも暗いと感じる箇所が見受けられた。照明器具については、LEDのほうに交換してほしい。回答、学校のLED化については、2027年に蛍光灯が生産中止ということになるので、来年、再来年でLED化を図るように計画している。

質疑、防災訓練とか災害の訓練は適時実施していると思うが、校舎内の非難表示

が必要ではないか。答弁、出入口や誘導灯のよく見る避難経路については、設置義務なので設置しているが、実際廊下や通路に表示が必要なのかどうかについては、学校に確認してみる。

以上が質疑・応答となりますが、各学校側からは共通して、各施設・設備に異常や不具合等が確認された場合は、その都度所管課である教育委員会管理課に報告・連絡・相談をしながら対応していただいていると説明がありました。

12月17日（水曜日）、各学校での調査を終了し、議会第1委員会室にて、次のとおり意見の集約を行いました。1、各学校へ共通する事項として、音楽室、理科室等の特別教室にエアコンが設置されていないので、エアコンの設置を要望する。2、質疑・応答の中で、所管課にて調査・検討、確認、処置を行う事項については、確実な実施を要望する。

以上、2点を当委員会の意見として、町執行当局に申し入れることが適当であると決定したところであります。議長において、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会の所管事務調査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、総務文教委員会の所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

日程第3 委員長報告（所管事務調査 産業厚生委員会）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、委員長報告の件を議題とします。

産業厚生委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。産業厚生委員会、福島照男委員長。

[福島照男産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（福島照男議員） それでは、産業厚生委員会所管事務調査の報告を行います。

令和7年度、産業厚生委員会の活動内容の報告をいたします。

所管事務調査として、観光業政策とふるさと納税への取組調査として、令和7年5月14日に南さつま市を視察・訪問しました。詳細は別紙記載のとおりですので、概要のみ報告いたします。

午前中に、南さつま市の商工水産課より、観光事業の取組及びふるさと納税事業の取組について説明をいただき、午後から観光地の整備状況視察を行いました。

観光業への取組について。南さつま市は、平成17年に1市4町の合併にて発足した経緯から、旧1市4町の各イベントが継続されており、市民の文化と交流の源流となっているようです。

中でも砂の祭典は市の一大イベントとなっており、多くの観光客が来るとのことです。

また、1年を通じて行われるイベントにより、南さつま市を訪れる訪問客は多いとのことですが、指宿市のように温泉観光地としての宿泊を伴う観光業の発展は見られず、逆に宿泊施設の不足も課題となっており、大幅な伸びには課題も多いと捉えているようです。

ふるさと納税対策について。近年のふるさと納税額は、50億から60億円を維持しており、地場産業の振興にも大きく貢献していると言えます。業務の大半を観光協会に委託しており、企画や宣伝等の専門性を生かした取組がよい結果を生んでいるようです。返礼品業者でつくるふるさと納税振興協議会の活動もよい結果につながっているとの説明です。平成28年から寄附額が大きく伸びており、地場産品、特に牛肉を中心に、定期便企画に人気が集まっているとのこと。寄附金の用途については、少子化対策と高齢者対策に大半を利用しているとの説明です。

本町での取組強化について。観光政策。1、宿泊施設の不足は本町と同じであるが、鹿児島市内からの日帰り客の取り込みにより、消費額増大の可能性は高い。離島である本町においては、魅力ある宿泊観光の企画開発がポイントとではないかと考える。2、観光地につながる道路の整備や清掃状況には課題もあるように見える。本町が行っている道路清掃作業は大変有意義であり、今後も重要な継続事業と言える。3、金峰地区にある道の駅は、地元産の農産品や加工品が多く陳列されてにぎわいをなしており、本町のトンミー市場においても、1年を通じて商品の充実は重要な課題だと感じました。

ふるさと納税対策について。南さつま市の市民税額は12億円、固定資産税額16億円に対して、ふるさと納税額の寄附金繰入額は25億円となっており、自主財源の大きな割合を占めています。自主財源の乏しい本町においては、大いに参考にさせていただきたい取組と言えるので、取組の参考事例にさせていただきたい。

以上、2項目の件について提言いたします。

次は、農業関連における所管事務調査についての報告です。5月21日に委員会を開催し、これからの活動について協議をいたしました。

これまで幾度となく所管課と意見交換を行い、現地調査を行う中で、次の2点について執行部へ申入れを行っております。

1つ目、サツマイモ基腐れ病対策について。これまで同様に、生産者の理解を得ながら進めること。対応としては、詳細は、別紙にて配付しているとおりになっています。基本は、持ち込まない、増やさない、残さないを重要項目としています。育苗ハウスの増設によるバイオ苗の利用促進、蒸熱処理機の活用があります。排水

対策においては、町単独で排水対策を行った生産者に対し助成を行っています。これらの対策効果として、発生状況は年々減少傾向にあるとのことです。

次に、堆肥センターの運営改善についての申入れについて。販売価格については、町内外価格差を設けること。原価安の堆肥生産にバカス使用の検討を行うように。ということについては、町外への販売については、令和7年6月より、トン当たり1,000円高い価格で販売しています。価格安堆肥の生産については、現在もいろいろ試験中であり、県の事業も活用しながら、現在取り組んでいるとのことです。

観光業政策の展開について。何点か申入れを行っています。特に西海岸地区における展望休憩所の設置について報告します。県の事業において、魅力ある観光地づくり事業の採択をいただき、今年度測量設計中です。完成時期についてはまだ未定となっていますが、機能としては、駐車場・トイレ・展望デッキ、サイクルラックを想定しているとのことです。

その他、河内温泉センターについても、運営改善に向けた取組要請を行っていましたが、既に料金改定を含む改善が実施されているところです。

ほかにも、産業厚生委員会としての取組活動はいろいろありますが、主な取組のみを報告させていただきました。

以上で、産業厚生委員会の活動報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、産業厚生委員会の所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

日程第4 委員長報告（あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、委員長報告の件を議題とします。

あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会、福島照男委員長。

[福島照男あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員長登壇]

○あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員長（福島照男議員） それでは、あおぞら保育園特別委員会の審査報告を行います。

本委員会は、令和7年1月14日に開催された全員協議会において、町執行部より未来会議より提出された南種子町立あおぞら保育園のあり方に関する提言書を受けて、本議会に対し報告・説明があり、議会としての判断を示す必要から、3月19日の本会議において特別委員会を設置したものです。委員会構成は、議長を除く9名とし、委員長に福島照男、副委員長に野首久教を任命し発足しました。

未来会議からの提言内容は、南種子町立あおぞら保育園を廃止し、現在2社ある

民間保育園事業者を通じて保育サービスを提供することが望ましいと考えるというものでした。

その背景としては、保育環境を取り巻く状況があります。

1点目は財政的課題です。平成16年の国による三位一体の改革により、認可保育所の建設費・施設運営費などは、原則民間施設のみが国・県からの財政支援を保障される制度となり、公立保育園については、改修等に係る経費は国・県からの支援（補助金）を受けられなくなりました。

さらに、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化においては、公立保育園の無償化に係る経費は全て町が負担することとなっているという背景があります。

2点目、児童数の減少と保育士の確保問題です。就学前児童数は年々減少していますが、一方3歳未満児の利用率は増加傾向にあります。これは、核家族化と女性の就労機会の増加によるものと見られ、延長保育や一時預かり、特別な支援を要する子どもに対応する職員の確保が必要となります。保育士の配置人数は、国の基準で決まっており、低年齢であるほど保育士の配置が多くなります。

これらの保育環境の背景を受け、今後よりよい保育サービスの充実・推進に向けた提言と捉え、議会としてどう判断すべきか議論・調査を行うこととしました。そのため、必要な判断材料を得るために次の調査項目を設定しました。

1、各保育所の運営に関する現状確認、2、保護者の公立保育園現状維持及び廃止後民間移行への意向確認、3、あおぞら保育園現状維持及び廃止に伴い発生してくる問題確認、4、民間業者の意向確認、5、移行後の職員処遇や施設利用の在り方、6、あおぞら保育園運営廃止に伴う財政負担軽減の見込額等を調査・確認することとしました。

第1回目の調査として、令和7年6月11日、あおぞら保育園園長及び庶務係長に来ていただき、事前に提出していた質問項目に沿って、現状の運営状況や課題等について報告・説明を受けた後、質疑を重ねながら、状況把握を終えました。

次に、保育行政を所管する福祉事務所からの聞き取り調査を検討していましたが、主要テーマとなる保護者の意向調査確認が進まない状況にあり、執行部としての方針も定まらない中で、民間事業者との意向確認もできないことから調査はしばらく時間を置くことにしました。

委員会としては、課題やメリットも見えてくる中において、保育園運営廃止に伴う負担軽減額、約3,000万円を子育て支援策に充当することで、よりよいサービスの充実が図られるのではないかと捉え方もありますが、保護者の意向を最優先にすべきではないかとの結論に至り、執行部の調査結果を待つこととしました。

3月4日の本会議終了後、執行部から最終報告を受けた。民間施設も利用する全保護者からのアンケート調査を行った結果は、あおぞら保育園廃止に、賛成が4.3%、どちらとも言えないが49.3%、反対が46.4%となっています。

一番多い意見としては、公立保育園があることで、安心して子育てができるという声が多く、廃止には反対・存続を望む声が多数という結果となっています。これらを受けて、執行部は行政改革推進本部において、あおぞら保育園の在り方について協議した結果、廃止は検討しないとの結果報告を受けました。

その後、3月11日に委員会を開催し、本委員会としてあおぞら保育園廃止・存続の最終判断を決めることとしました。審議内容は公立保育園廃止に伴い財政負担軽減額3,000万円の財源で、子育て支援策の充実も効果的ではないかと議論もしましたが、第一には保護者の意向を最優先すべきと判断し、公立保育園の存続をしばらく継続するのが望ましいとの結論に至りました。

今後も少子化は進むと想定されることから、再度保育所の統廃合問題は浮上してくると想定されるので、就学前児童数の動向も把握しながら、議会と執行部が連携しながら、よりよい保育環境の在り方を協議していかれるよう提言いたします。

以上で、あおぞら保育園特別委員会の報告といたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月18日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時19分

令和8年第1回南種子町議会定例会

第 3 日

令和8年3月18日

令和8年第1回南種子町議会定例会会議録
令和8年3月18日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第28号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第29号 南種子町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第4 議案第23号 令和8年度南種子町一般会計予算
- 日程第5 議案第24号 令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第6 議案第25号 令和8年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第26号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第8 議案第27号 令和8年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第9 発委第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例制定について
- 日程第10 発委第3号 南種子町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第11 閉会中の継続審査・調査申し出
- 日程第12 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 西 村 一 広 書 記 河 野 彰 子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康	副町長	小脇隆則
教育長	菊永俊郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	木田美幸
会計管理者 兼会計課長	河野和昭	企画課長	立石勝行
くらし保健課長	外園幸喜	福祉事務所長	岩元浩美
税務課長	小川浩輝	総合農政課長	山田直樹
建設課長	河野容規	保育園長	鮫島幸紀
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	立石拓也	教育委員会 社会教育課長	河東昭寛
農業委員会 事務局長	才川いずみ		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、町長提出の追加議案第28号及び第29号について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案をいたしました案件は、条例案件1件、事件案件1件の計2件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約をして御説明を申し上げます。

議案第28号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。福祉事務所としての法定事務を県へ移管したことに伴い、事務所を存続させる法的・実務的な必要性がなくなることから、「福祉事務所」を廃止し、新たに「町民福祉課」として課を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第29号は、南種子町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。令和3年度からの計画を基に、各種の過疎対策が講じられてまいりましたが、令和8年3月末で期限を迎えるため、新たに4月1日から5年間の計画を策定するものであります。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第28号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第28号南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第28号について御説明を申し上げます。

議案第28号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、福祉事務所としての法定事務を県へ移管したことに伴い、事務所を存続させる法的・実務的な必要性がなくなることから、「福祉事務所」を廃止し、新たに「町民福祉課」として課を設置するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条は、第4号に「町民福祉課」を追加し、以下の号番号を繰り下げるものでございます。

第6条は、「町民福祉課」の分掌事務について定めるものでございます。

第7条から第9条は、第6条を加えたことにより、それぞれ条番号を繰り下げ、第9条の条文については、用語の整理をするものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明を申し上げます。

改正条例の1ページをお開きください。

附則第1項は、施行期日について、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、南種子町議会委員会条例について、第2条中「福祉事務所」を「町民福祉課」に改めるものでございます。

附則第3項は、南種子町福祉行政推進対策審議会条例について、第7条中「福祉事務所」を「町民福祉課」に改め、第8条第2項中「福祉事務所長」を「町民福祉課長」に改めるものでございます。

附則第4項は、南種子町子ども・子育て会議条例について、第8条中「福祉事務所」を「町民福祉課」に改めるものでございます。

附則第5項は、南種子町老人憩の家の設置及び管理に関する条例について、第4条中「福祉事務所」を「町民福祉課」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 南種子町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第29号南種子町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長 それでは、議案第29号について御説明を申し上げます。

議案第29号は、南種子町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年度から令和7年度までの計画を基に、各種の過疎対策が講じられてきましたが、令和8年3月末で期限を迎えるため、4月1日からの新たな5年間の南種子町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の継続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としております。

法の前文にもありますとおり、近年は大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大など問題の深刻化している中で、本町のような過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展など、ほかの地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続をしており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理などが喫緊の課題となっております。

今回の計画策定に当たっては、法第8条第7項において、議会提案前に県との事前協議が義務づけられておりますので、今回の計画については、既に県の承認を受けているものでございます。

具体的な内容につきましては、議員各位で既にお目通しされていると存じますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 暫時休憩を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） お諮りいたします。ただいま休憩の動議が出されたところ
あります。それでは、休憩をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時12分

○議長（塩釜俊朗議員） それでは、休憩を閉じまして再開をいたします。

質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 2点、お尋ねをします。

12ページに合計特殊出生率という目標数値を上げておきまして、2.2を目指すというふうに、非常に高い目標を掲げておきまして、相当頑張らないと厳しい数字かなと思っ
ているんですが、目指す数値ですので、大いに結構かと思っ
ているんですが、担当部局においては、相当頑張らないと厳しい数字かなというふうに見てお
ります。

これについて、どういう対策を講じる予定なのか、1点教えてほしいのと、隣の13
ページ、1年に1回、議会に成果の報告をするというふうになっておきまして、目標の達成
度を1年ごとに報告すると。数値目標のついてるものについては、数値での報告が
できようかと思うんですが、数値を盛り込んでいない目標については、どう
いう評価をして議会に報告をするのか。その2点、教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず1点目の出生率の目標についてですけども、ここについては昨日、一般質問
の中でもあったように、いろんな方策を講じて出生率が向上していくように、それ
ぞれの課が連携をして実施をしていきたいと思っ
ますので、よろしくお願ひいたし
ます。

それから、2点目の過疎計画の年次の報告については、これから実施計画を含め
て、数字の入った計画をまた策定をしていく作業に入っていきますので、それにつ
いて必要な場合に、こういった形で議会のほうにも検証をしていけるのかにつ
いては、また改めて協議をして、事務局のほうにも調整をさせていただきたいと思
いま

す。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 出生率については、目標の高いのは非常にいいことですので頑張っしてほしいですが、ちなみに全国で一番の出生率が高いのは徳之島町が一番だそうです。南種子町は全国で12番になっておりまして、全国でも非常に出生率の高い市町村になっておりまして、たしか1.9ぐらいに南種子町はなっていたかと思うんです。全国平均1.3下回るような数字ですから、非常に高い数字で期待もしているんですが、なかなかこの2を上回る数字というのは厳しいかなと思っています。人口を維持する数字は2.02だそうですから、2.2は課長、大変ですが、頑張ってください。

あとこういう事業については、県の申請をして認可ももらっているということなんですが、できれば県に提出する前に、こういう長期計画については、議会のほうにも事前に、こういう方向で計画を作成していますよという事前報告で、議会からの意見も聞きながらやっていくほうがより実務的かなと思ったりするんですが、そこらについては要望事項として出しておきますので、お願いをします。回答は要りません。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号南種子町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第4 議案第23号 令和8年度南種子町一般会計予算
日程第5 議案第24号 令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第6 議案第25号 令和8年度南種子町介護保険特別会計予算
日程第7 議案第26号 令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
日程第8 議案第27号 令和8年度南種子町水道事業会計予算

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算から、議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

令和8年度予算案5件については、各常任委員会に付託していたものであります。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、福島照男委員長。

[福島照男産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（福島照男議員） それでは、令和8年度一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計の審査報告を行います。

産業厚生委員会に分割付託された、令和8年度一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計の審査の経過と結果について報告いたします。

本年度は総務委員会と合同審査を行い、審査日程を3月5日木曜日、9日月曜日、10日火曜日の3日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課長、係長に出席を求め、審査を行いました。

それでは、産業厚生委員会に付託された審査の報告を行います。

まず、企画課観光まちづくり係の審査に入り、先に概要説明を求めました。

企画課の予算編成の基本方針と重点施策について、1、移住・定住対策、2、観光振興、3、商工業等の振興、4、ふるさと納税の推進、5、企業誘致への取組等となっています。

1の移住・定住対策については、住みやすい南種子、住んでみたい南種子に結びつくような施策を積極的に進めるとともに、移住体験等実施に向けて取組を行っていく。空き家バンク制度については、さらにきめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用や解消に向けて全力で取り組むとともに、住宅建築や購入、空き家改修補助制度の積極的な活用を推進する。家族留学終了後の移住定住希望者や本町への移住定住に興味を抱いている方々に対して、きめ細やかな情報の提供を行っていく。

2の観光振興については、本町は観光資源の豊富な町であり、その個性を生かした観光振興を引き続き図ってまいります。観光イベント事業においては、種子島宇宙芸術祭の開催に向けて引き続き支援を行うと同時に、事業推進に取り組んでいく。ロケット祭りについても、町制施行70周年記念の祭りとして、種子島最大のイベントとして盛大に開催いたします。

3の商工業等の振興については、購買力の流出防止や明るく元気な商店づくりを推進するために、商工会やスタンプ会へ支援を行っていきます。また、販路拡大事業として、7年度に引き続き株式会社極楽湯での本町特産品の飲食・物販の提供などに取り組んでいき、南種子町を島外にPRします。消費者の安全確保については、

高齢者の消費トラブル防止対策や、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

4のふるさと納税の推進、新たな特色ある返礼品メニューの研究検討を進め、本町における返礼品を充実させるとともに、多くの方に南種子町を応援していただく事業の推進を図ります。企業訪問を積極的に行い、企業とのパートナー関係を構築し、企業版ふるさと納税の獲得に努めます。ふるさと応援寄附金は、昨年度から5割増の1億5,000万円を計上。

5、企業誘致への取組、地域経済の活性化を図るために、企業訪問を積極的に行い、企業誘致や企業との関係性を構築していきます。さらに、地方への移住定住、地方への新しい人の流れを創出するため、観光にとどまらず、本町への移住定住を推進するなど、都会からの人の流れをつくり、サテライトオフィスを活用したテレワークを促進します。

事業として、ふるさと納税推進事業や企業誘致推進など総務管理費として1億6,694万9,000円、観光費や観光物産館運営費、商工振興費など商工費として1億4,313万円、歳出合計3億1,007万9,000円で、前年比2,498万8,000円増額での予算審議となりました。

質疑に入り、種子島宇宙プロジェクト事業やみなみたね地域創生協同組合、オンデマンド交通、インターンシップ事業等の運用状況に対して質疑が行われましたが、今後も人手不足対策や経済活性化に活用促進が見込まれるとのことですので、大いに推進していただきたい事業と言えます。ふるさと納税事業においては、昨対比5,000万円増の1億5,000万円を計上しており、積極的な取組がうかがえます。宿泊施設の不足解消の一環として、企業誘致推進事業による、施設増への助成事業は効果的であり、今後も積極的な推進が望まれます。

これで、企画課観光まちづくり係の審査を終了しました。

次は、建設課の審査です。

先に水道事業会計の審査を行いました。近年の水道事業は、人口減少による収益の減少、老朽化した施設の大量更新事業など多くの課題を抱えており、経営等についての的確な現状把握を行い、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営効率化を行うよう経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、水道事業が将来にわたり安心安全な水を供給できるよう努めてまいります。

現在では98.71%の給水率により町内全域に水道が整備され、安全な水の供給体制が図られています。令和8年度の給水戸数3,378戸、年間総給水量は64万1,780トン、1日平均給水量1,758トンとなっております。

主な建設事業として、施設改良費5,645万5,000円を計上、水道事業収益2億3,856万6,000円、水道事業経費2億6,583万3,000円、不足額が2,726万7,000円となっております。資本的収入5,202万2,000円、資本的支出1億3,066万6,000円、不足額7,864万4,000円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,864万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額289万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4,641万1,000円並びに過年度分未処分利益剰余金2,933万6,000円で補填するとなっております。

質疑に入り、審査においては、漏水状況に対する質問については、7年度4月から12月まで、150か所の漏水工事を行っており、また、50年以上経過した老朽管も多く残っており、更新が必要となってきています。安心安全な水供給に資するため、老朽化した施設更新に努めており、効率化と健全経営に向けた取組がうかがえ、指摘するほどの大きな課題はありません。

以上で、水道系の事業会計の審査を終了しました。

次に、建設課の一般会計予算編成に当たっての審査です。

予算編成に当たっては、第6次長期振興計画を基本とし、投資効果や事業内容等を検討し、住民からの要望等を踏まえ、公共性及び緊急性を要する建設を重点事項として取り組み、また、補助事業等を活用し社会基盤の早期完成を図る。

重点事項、道路橋梁事業として、1、社会資本整備事業による、恵美之江線、轆之牧線道路改良工事。2、防災安全交付金事業による、上中大川線交通安全対策工事。3、交通安全対策事業による、上中西之線歩道整備工事、上中地区のゾーン30区域内の歩道及び路面整備事業。4、緊急自然災害防止対策事業による、平野下西目港道路補修工事。5、道路建設事業による、大久保線道路補修工事、焼野田線道路舗装工事などとなっております。6、道路維持管理事業による、町道等施設の維持管理補修、国道県道伐採事業委託など。7、まちづくり公社補助事業による、道路維持、道路管理、公園管理などとなっています。

都市計画総務費として、再編交付金事業による、街路灯LED化事業。公園施設等管理事業として、公園維持管理事業による、宇宙ヶ丘公園、前之浜海浜公園、雪の子公園の維持管理。住宅管理事業として、公営住宅等一般施設修繕、公営住宅等浄化槽入替工事、危険家屋解体撤去補助事業などとなっております。河川管理事業として、雨田川維持補修工事、前田川護岸整備工事。砂防事業として、県単急傾斜地崩壊対策整備工事、仲西集落の寺内地区。歳出総額は5億6,468万1,000円で、前年度比76万4,000円減額の予算審議となりました。

次に、土地改良係についての審査です。

重点事項について、県営事業として、経営体育成基盤整備事業による、荃永地区

の区画整理や上里・新上里地区の測量設計、農村地域防災減災事業による、町内全域での水路工や測量設計など、中山間地域総合整備事業による、区画整理や水路工事など、県営のため池整備事業緊急対策として、長谷池の測量一式など、8年度の県営事業費は5億円を見込んでいます。

ほかに、多面的機能支払交付金事業として、町内10組織による農地法面の草払い、水路の泥上げ、農道の路面維持などを行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。

農道維持管理事業として、認定農道496本、195キロメートルの機能維持と安全性向上を図る。ほか、農業農村の環境整備事業や単独災害整備事業により、農業生産活動の維持を図ります。

質疑に入り、審査においては、道路改良事業や災害復旧事業、ため池整備事業などについて質疑が行われ、住民からの要望や、社会基盤整備に向けて、予算措置のついた事業から順次行われていく流れになっています。

住民からの要望が一番多い事業部署となりますが、予算規模も大きくなるために、財政面を考慮しながら精査の上での効果・効率的な事業実施が求められます。

以上で、建設課の審査を終了しました。

次は、福祉事務所の審査です。

福祉事務所での予算編成の方針、重点事項について。8年度より生活保護を中心とした一部の事務が鹿児島県に移管されることにより、法令上福祉事務所の機能を有しなくなることから、制度上の審査を行い、新たな体制でスタートすることになります。このことにより、予算規模が前年より少ない規模での計上となっています。

主な業務として、社会福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉、児童福祉、河内温泉センター管理などとなります。

社会福祉における、地域福祉推進を目的とした各種団体の補助として、町社会福祉協議会運営費補助金450万円、民生委員児童委員協議会運営費補助金240万9,000円等を行い、地域社会福祉の向上に努めます。

高齢者福祉については、環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の施設入所措置として、老人保護措置事業550万円、高齢者の地域参加推進として、町老連・単位老人クラブに160万1,000円の補助を行い、敬老金支給事業290万4,000円も継続して行います。

シルバー人材センターの運営費として300万円を補助し、老人福祉費総額1,342万9,000円により、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、高齢者福祉の向上に努めます。

障害者福祉については、日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、障害者自立支援給付費として1億5,000万円、障害児支援給付費1,044万円、自立支援医

療費360万円、重度心身障害者医療費助成925万円を実施します。障害者等の福祉増進を図るために地域生活支援事業120万円を実施します。

母子福祉費は、独り親家庭医療費助成として180万円、児童扶養手当給付事業2,325万円を計上し、独り親家庭等の生活安定のため実施します。

温泉センター管理費は、開館より30年が経過し、経年劣化による損傷等が見られるため、施設内容改修、空調整備、外構工事を行います。また、太陽熱利用システムを活用し、経費削減を図りながら、健全運営に努め、燃料費、光熱費、施設の維持管理委託料、各種工事等、総額で5,570万8,000円を計上します。

児童福祉については、出産祝い金事業600万円、児童手当960万円、保育園への通園補助35万円を計上し、さらに幼稚園・保育所等の運営費を支給し、子どものための教育・保育給付を実施します。

子ども・子育て支援事業として、放課後児童健全育成事業と一時預かり事業等を実施し、18歳まで拡大した子ども医療費助成事業を継続して実施します。

病後児保育事業等を実施し、18歳までに拡大した子ども医療費助成事業を継続して実施します。離島において専門医等がおらず、島外の医療機関において治療が必要な場合、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、交通費及び宿泊の助成を行います。

新規事業としまして、在宅で子育てする世帯の子どもが、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等に通うことができる乳児等通園支援事業を実施します。

歳出総額は6億6,829万2,000円で、前年比1億1,297万8,000円減額の予算審議となりました。

質疑に入り、審査においては、令和8年度から新たにスタートする乳児等通園支援事業について、詳細な説明を求める。6か月から3歳未満児まで、親の就労にかかわらず、保育園に預けていない乳児等を一定時間（月10時間）まで預けられる制度です。例えば、病院に行くときに、2時間とか3時間預けられるというものです。

出産祝い金事業の質問に対しては、8年度出生数を25名見込んでおり、1歳2歳到達児を50人見込んでいます。

ほかにも高齢者支援事業や河内温泉センター運営についても質疑が行われ、審査時点における大きな改善点の指摘事項はありません。

以上で、福祉事務所の審査を終了しました。

次に、あおぞら保育園の審査です。

あおぞら保育園は、良質な保育を提供・維持するため、保育士確保に努め、保育士が働きやすい環境を構築します。多様化する保育ニーズに応え、子どもの豊かな

育ちに資するため、職員研修の充実を図り、保育の専門性を高め、自己研鑽に努めていきます。

地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭への支援、療育支援など地域の専門職と連携を図りながら、地域の子育て支援の拠点として引き続き事業を行います。

給食においては、包括業務委託業者と連携を図り、引き続き安全な食の確保、発達過程に応じた食の提供、アレルギー対応など、状況に応じた給食の提供に努めます。

今年度予算の特徴、安定した保育を提供するための人件費と保育園運営における必要経費の確保。保育園照明LED化事業の実施となっています。

令和8年3月1日付で、入園予定児童数は46名を見込んでいます。

歳出総額は1億1,435万8,000円で、前年比592万9,000円の減額予算となっております。

質疑に入り、7年度から給食部門を包括業務委託にしていますが、メリット・デメリットについての質問。スタッフは従前と同じメンバーがそろっており、不足が生じた場合は委託先が対応してくれるので安心して心配なく、職員の研修もしていただきます。管理費と消費税分の増額は発生しています。

以上で、あおぞら保育園の審査を終了しました。

次に、総合農政課の審査です。

基本方針と重点事項について。本町の農林水産業を発展させるために、持続可能な地域づくりを目標として、町民が希望を持てる農林水産業の振興を図るため、国や県の各種事業を活用し、JA等関係機関・団体と連携して、担い手や新規就農者の確保・育成のため、経営拡大への支援や資金面の支援に対し、支援制度を継続し雇用環境の充実を図る。

早期水稲は令和6年度からの急激な価格高騰と品物不足になった主食用米については、自家利用分も含め生産における面積拡大が予想される中、労力や農繁期の集中を緩和すべく、今年度は飼料米の取組を抑え、WCS用稲の取組に支援を図る。なお、令和9年度は大きな国の農業施策見直しが行われるため、早期情報収集に努め、速やかな農家への情報提供に努める。

各係の重点事業。

農業再生対策係。新規就農者育成総合対策事業、農業への人材確保と定着を図るため、経営開始時のための資金面の支援や経営発展のための機械・施設等の導入等の資金面の支援を国・県と連携して実施する。事業費733万円となっています。

農業者育成支援事業、将来を担う意欲的な人材を確保するため、後継者及び新規就農者に対する支援を行う。事業費866万6,000円。

水田対策係。水田WCS耕畜連携ロール対策事業、事業費300万円、町単独事業となっております。対象面積は180ヘクタール、10アール当たり1,400円、ほかに2事業があります。

農業振興係。さとうきび優良種苗確保助成事業3件、事業費438万6,000円、さとうきび収穫資材高騰緊急支援事業、事業費187万5,000円、鳥獣被害対策事業、事業費1,637万円、輸送コスト支援事業、事業費1,179万7,000円、園芸施設資材等導入支援事業、事業費623万4,000円、ほかに13事業を計画しています。

畜産振興係。水稲・畜産耕畜連携対策、事業費321万7,000円、これは新規事業となっております。水田活用対策、畜産経営支援の観点で、母牛頭数に合わせてWCS用稲のロールを支援する内容です。堆肥センター運営費は3,146万6,000円、キャトルセンター運営費1,894万4,000円、ほかに5つの重点事業がある内容となっております。

林務水産係。林務においては、戦略産品輸送支援事業など合わせて6事業を実施、水産においては、種子島周辺漁業対策事業に1,712万2,000円、漁業操業支援事業に（給油等の購入支援）810万6,000円、ほかに2つの重点事業あり。

総合農政課歳出予算額3億5,363万円で、前年比3億1,260万7,000円、46.9%の減額予算となっております。主な減額要因は、特産品開発センター建設事業と肥料・飼料高騰対策事業の終了によるものです。

質疑に入り、審査に当たっては、新規事業となる持続可能な農業支援対策は、堆肥活用を推進することで土壌改良を実現し、農業生産性の向上に寄与するとなっております。大いに利活用されることを求めます。

また、水稲・畜産耕畜連携対策については、水田のWCS対策として効果的と判断しました。その他、事業予算に多少の増減はあるものの、前年度事業を引き継いでおり、大きな課題となる点はありませんが、堆肥センターの経営改善や農産物加工センターの効率的な運営に努力していただきたい。

以上で、総合農政課の審査を終了しました。

次は、農業委員会の審査です。

町の農業は、農業従事者の減少が加速する中、法人経営や担い手農家の規模拡大が進む一方で、労働力の確保、農家の所得向上、担い手農家の育成確保などが課題となっており、農地の集積・集約化による生産性の向上が重要となっております。

農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進を柱に、農地の利用権設定・売買については、地域計画に位置づけられた農家に対し、農地中間管理機構「農地バンク」の利用促進を図る。

農業委員会サポートシステムやタブレットを活用した農地利用状況調査や農業者・農地の地権者への意向調査を農業委員・農地利用最適化推進委員で実施し、守るべき農地の明確など地域の話合い活動を充実させ、農地の有効活用による農地振興を図っていくとなっております。

重点施策として、1、担い手への農地集積・集約化を図る。2、遊休農地の解消と発生防止に努める。3、新規参入者への支援を図る。4、農業者の老後生活の安定と福祉の向上のため、農業者年金への加入促進を図る。

歳出総額は3,911万9,000円で、前年比51万4,000円の増額予算となっております。令和7年度、3条申請46件、4条申請ゼロ件、5条申請7件、非農地証明2件、非農地判断22件となっております。

質疑に入り、農作業標準基準額の提示の有無が議題に上がりましたが、条件の違いが多いことから、依頼者側・受託者側双方の意見もあり、現状方式の確認となりました。農業委員の皆様には、日々の農地パトロールをよろしくお願いいたします。

以上で、農業委員会の審査を終了しました。

次は、くらし保健課の審査に入り、併せて国民健康保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計の審査を行いました。

くらし保健課は4係と1センター係となるために、それぞれの係から予算編成の基本方針と主な施策についての説明を求めた。

健康増進係。町民の健康づくりに対する意識向上を図るため、各種がん検診等の実施及び集団健康教育・相談等の各種事業を実施する。

令和8年度からRSウイルスワクチンが、国の定めるA類疾病の定期接種に位置づけられることから、妊婦へのワクチン接種に要する費用が全額町負担となります。

母子保健については、妊婦期から子育て期にわたる切れ目ない支援を充実するため、島外での医療機関で出産が必要と診断されたハイリスク妊婦の交通費等の助成や、島外で不妊治療が必要な方への交通費及び宿泊費の助成及び乳幼児健診を引き続き実施し、令和8年度から本町独自で5歳児の歯科健診を実施する。

主な施策として、保健衛生対策で、献血推進対策事業、若年末期がん患者支援事業、がん患者アピアランスケア支援事業。母子保健推進として、母子保健推進事業による、妊産婦健診や乳幼児期における各種健診の実施、未熟児等養育医療給付事業、離島地域不妊治療支援事業の実施。予防対策として、定期予防接種の実施と感染症予防対策等の啓発。妊婦へのRSウイルスワクチンの接種。医療対策として、公立種子島病院組合負担金1億9,674万2,000円、公立種子島産婦人科医院組合負担金5,228万7,000円、種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会負担金74万6,000円、在宅当番救急医療情報提供実施事業委託52万8,000円。健康づくり推進として1,382

万6,000円。健康増進系の歳出総額は3億1,119万3,000円で、前年比3,388万7,000円の減額予算となっています。

次に、環境衛生系の予算編成方針と重点事項について、町内から排出される廃棄物を抑制し、適正な分別、収集、運搬、再生、保管、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。町衛生自治会と連携し、町民へのごみに対する意識高揚を推進する。

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置を推進し、住みよい生活環境の確保に努める。さらに海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海岸環境の確保に努める。

重点事項として、一般廃棄物処理3施設の管理運営、適正な収集運搬、一般廃棄物処理施設運転業務については、清掃センター、リサイクルセンター及び管理型最終処分場の3施設を十分に活用し、一般廃棄物の適正な処理、処分を行う。廃棄物処理法に基づく各種法定検査を定期的実施し、安心安全な施設管理を行うとなっております。施設の運転管理業務委託費として7,920万円、前年同額。一般廃棄物収集運搬業務委託5,346万円、前年比10万5,000円増。

小型合併浄化槽設置整備事業補助金531万2,000円、前年同額。合併浄化槽の整備推進については、新設及び既存の単独浄化槽から入れ替える場合に補助を行い、設置者の負担軽減を図ることで事業推進に努めるとなっております。

中南衛生管理組合負担金3,754万4,000円、前年比354万円増。離島対策支援事業出捐金補助1,103万7,000円、前年比729万4,000円増。これは自動車リサイクルに係る海上輸送費の一部補助で、搬出見込数は925台を見積もっております。

海岸漂着物地域対策事業455万円、前年比205万円増。し尿汚泥運搬費補助936万6,000円、前年比67万3,000円減額となっております。

次に、保険給付係に入り、併せて国民健康保険事業勘定特別会計と後期高齢者医療保険特別会計の概要説明を求める。

国民健康保険事業勘定特別会計について。

国民健康保険制度は、被用者保険の対象とならない町民に対し、医療機会を提供することで、国民皆保険の基盤となる医療保険制度として役割を果たしている。平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き被保険者に対して資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保険業務を実施している。

令和6年度の被保険者数は1,312人で、1人当たりの医療費は46万9,480円となっており、医療費は医療の高度化と高齢化に伴い増加傾向にある。保険税の収納率は、令和6年度94.58%で、前年度を3.36%下回っている。

主な施策として、保険給付事業、疾病予防、医療費適正化対策、保健増進対策、

特定健康診査等と広報事業等に取り組む。

歳出総額は7億5,300万円で、前年比2,900万円の減額予算となっております。

質疑に入り、審査においては、特に議論となる点はありませんでした。

後期高齢者医療保険特別会計。

予算編成の基本方針、南種子町の後期高齢者医療被保険者数は、令和8年度1月末で1,043人となっており、本町総人口の20.55%となっている。令和5年度をピークに団塊の世代が後期高齢者医療保険への加入が進んでいることに加え、医療費支出は増加が見込まれていることから、引き続き広域連合と連携した安定的な事業運営を進めていくことにしている。

主な施策としては、保険料収納の強化、保険料の徴収事務については、定期的に未納者を管理することで、年金支給月などに電話や訪問による納入催促を行っている。

健康診査事業、生活習慣病を早期に発見することで、重症化を予防し、健康的な暮らしと医療費等の抑制につなげる。長寿健康増進事業、人間ドックの利用助成や保健師・管理栄養士による健康相談事業の実施。一体的実施事業、後期高齢者医療保険加入期の被保険者から、フレイル予防に着目した保健事業を実施することで、切れ目のない被保険者のフォローを行い、健康寿命を延ばす取組を行う。

歳出総額は1億2,200万円で、前年比1,430万円の増額予算となっている。

質疑に入り、特に議題となるものはありませんでした。

次に、地域包括支援センター係と介護保険係の審議に入る。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域高齢者を包括的に支援することを目的とする。

主な施策として、低所得者に対する軽減措置、介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業、地域包括支援センターの運営、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを支援、介護予防ケアマネジメントとなっております。

高齢者地域支え合い体制づくり事業、地域において各種支援が必要な高齢者等に関する現状を把握し、災害時避難行動要支援者台帳の整備・更新及び避難計画の作成を推進する。

介護人材の確保、介護職員初任者研修の受講者への受講料全額助成。新規従業者となる町民またはU I ターンの方で就労された場合に奨励金や家賃補助等を行い、就労等に費用の軽減を図る。在宅寝たきり高齢者等移送サービス事業、在宅介護を要する寝たきり高齢者における島内の医療機関への搬送に係る費用を助成する。歳出総額は3,131万8,000円で、前年比525万6,000円の増額予算となっております。

質疑に入り、特に異論は出なかったです。

介護保険特別会計。予算編成の基本方針、介護保険制度の基本理念である、高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本とし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に、公民館や介護保険サービス事業などと連携しながら、住民主体の介護予防活動の支援を図る。主な施策、介護保険料収納の強化、要介護認定業務の質の向上、介護給付の適正化、地域支援事業の充実として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう次の支援を行う。1、介護予防生活支援サービス事業、2、一般介護予防事業、3、在宅医療・介護連携推進事業、4、生活支援体制整備事業、5、認知症総合支援事業、6、地域ケア会議推進事業となっております。歳出総額は前年度の実績見込みから6億8,900万円で、前年比100万円の減額予算となっております。

質疑に入り、施設の入所数が伸びている点については、入所判定基準は変わらないが、その施設のサービスを利用すれば加点される特記事項を付記することで、入所率の向上につながっているとのこと。災害時避難行動要支援台帳整備については、100%できていますが、更新が必要で、各地区公民館に在籍している地域支援合い推進員の協力を得て、年1回必ず計画更新を行っている。ほかにも多くの質疑が出ましたが、介護サービスの充実の観点から町民への十分な情報の周知徹底と制度の活用を要請するものです。

これで、くらし保健課の審査を終了しました。

以上で当委員会が分割付託を受けている令和8年度予算の審査を終了し、総括質疑を行った。全体を通して適正な予算であるかの協議を行い、併せて執行部への申入れ提言事項について協議しました。その後、各会計別に討論・採決を行い、討論なしと認め、採決の前に可否同数の場合は、委員長採決で決定することを確認し、一般会計及び3特別会計と水道事業会計について、それぞれに起立での採決を行った。採決の結果、全てが起立多数で、本委員会が付託を受けた令和8年度南種子町一般会計予算、令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算、令和8年度南種子町介護保険特別会計予算、令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和8年度南種子町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、町当局への提言事項について、次の2項目について申し入れることを決定しました。

1、今回の企業誘致推進事業による宿泊施設の増設事業は、観光政策推進の観点から大変有効と考える。町内外を問わずこの企業誘致推進事業の詳細な内容を周知

徹底することにより、幅広い産業分野からの応募も増えると見込まれ、本町経済の活性化に大きく貢献することが期待できることから、今後も力強い推進を求める。

2、堆肥センターの経営改善については、昨年度から取り組んできていますが、今後も議会と情報交換を行いつつ、さらなる機能充実と経営改善に努めていただきたい。

以上で、産業厚生委員会に付託を受けていた令和8年度南種子町一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計予算の申請の経過と結果の報告といたします。以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、総務文教委員会、野首久教委員長。

[野首久教総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（野首久教議員） それでは、総務文教委員会に分割付託された、令和8年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は産業厚生委員会との連合審査として、審査日程を3月5日木曜日、3月9日月曜日、3月10日火曜日の3日間と決定し、第1委員会室において、全委員出席（3月9日は欠席1名）の下、分割付託票に示された区分により、関係課長、係長に出席を求め審査を行いました。

審査は、まず主管課長に予算編成の方針及び概要について説明いただき、次に係長より資料の説明をいただいた後に、係ごとに質疑・応答を行いました。

まず、企画課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、デジタル推進については、機器の安定的な運用により、業務の効率化・迅速化を図ってまいります。

電子地域通貨事業「あば！P a y」については、キャッシュレス化の推進や地域経済の活性化の目的を達成するため、新たなポイント事業への活用や、町外者・観光者向けのカードの普及・利用促進を図りながら、登録店舗の増加や利用額の増加のための施策を検討、実施してまいります。

情報政策については、住民に親しまれ、読みやすい広報紙づくりに努めます。また、ユーチューブやLINEなどのSNSを活用し、町の魅力発信に積極的に取り組んでまいります。

質疑に入り、主な質疑として、電子通貨「あば！P a y」ですが、Aコープにチャージ機を設置することになっていたが、まだ設置されていないがどのように考えているかとの問いに、今年度中に設置したいということで進めているが、相手方とのやり取りがスムーズに進んでいない状況で今の現状になっている。町広報紙は全戸配布が本来の目的ですが、集落公民館に加入していない人への配布を令和8年度はどう改善していくのかとの問いに、公民館に加入されていない方の町広報紙配布

については、希望された方については郵送することで対応しており、現在10名の方が郵送しているとのこと。

以上で、企画課の審査を終了しました。

次に、議会・監査の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、議会は町の決定機関であると同時に、牽制、批判する立場にあり、長と同じく住民に対して直接責任を負うものである。これらの権能と責任を果たすために、研修会、調査等を通じ、資質を高め、議会の活性化、効率的な運営に努めることとする。

監査委員室については、監査委員は、地方自治法第159条によって地方公共団体に置くことと定められた機関であり、その職務は常に公正不偏の態度を保持し、守秘義務を課し当たらなければならないとされている。

また、監査委員を取り巻く環境の変化に伴い、監査機能のさらなる充実・強化が求められており、県及び郡監査委員協議会等の各種研修会等へ積極的に参加し、知識の向上と情報習得を図ることとする。

質疑に入り、質疑は特になく、議会・監査の審査を終了しました。

次に、会計課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、各会計の歳計現金と所得税・県民税等の歳計外現金、基金等に関する会計事務を適正かつ円滑に実施することに努めています。

公金の適正な管理運用についても、安全性の確保を図るとともに、効率的な資金運用を行っていきます。

基金の債権運用については、国内債権市場の状況を把握しながら、利回り、運用金額及び運用期間等、比較を行い、安全かつ有利な状況において資金運用を行っていきます。

会計事務の執行においては、関係法令等を遵守し、関係課と連携しながら公金の適正な収支事務を行い、公正な会計事務の遂行に努めてまいります。

質疑に入り、主な質疑として、指定金融機関の廃止により公金収納業務を全て会計課のほうでやっているが、以前と比べて業務効率に支障があるのか、影響はなくなつたのか教えてほしいとの問いに、指定金融機関の廃止に関する仕事の問題ですが、窓口業務が増えたことで会計職員については、その分だけの業務が増加・増量となっているが、現在3人体制で支障のない形で業務を行っているとのこと。

以上で、会計課の審査を終了しました。

次に、社会教育課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、第4期宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「夢や希望を実現し未来を創る南種子町の人づくり」を基本目標として、誰もが幸せや豊かさを感じられる

地域や社会を目指し、社会教育の推進を図ることとしています。

質疑に入り、主な質疑として、社会教育係では、図書館管理運営事業の件ですが、民間業者に委託した場合とまちづくり公社に委託分とでは、町全体の財政としてはどれだけの差が出るかとの問いに、消費税が150万円と管理費が約200万円で、約350万円ぐらいが増えるとのこと。まちづくり公社に委託するよりは、民間業者に委託したほうがよいという判断について説明していただきたいとの問いに、民間業者は全国で図書館の管理業務を委託されているので、研修のノウハウがあり、図書館職員の資質向上を図ることができることが一点。もう一点は、図書館システムを導入しており、効率的な運用が図れ、そのスキルも民間業者は持っている。その2点は少なくともメリットになると考えているとのこと。

文化係では、概要説明で、県からの協力をいただきながら企画展を実施すると言っていたが、詳しく教えていただきたいとの問いに、事業として見える分については、広田遺跡運営費の中に予算化されている鹿児島県立博物館の移動博物館が特別展示をする制度があり、10月22日から25日までの3日間、県立博物館の資料をトレーニングセンターで一堂に展示し、日頃、博物館のサービスになかなか触れることのない子どもたちを授業の一環で見てもらおう事業が行われるとのこと。

社会体育係では、屋内運動場の使用料ですが、今回新しくなってイベント等にも使用される計画となっているが、使用料設定の根拠について説明していただきたいとの問いに、イベント等については、どの程度の見込みになるのかということと、町の活性化に関わるイベントで町が主催・協催すれば全額免除、後援であれば免除という部分もあり、なかなか見込みが難しく、当初予算には1万円の計上をしているとのこと。

以上で、社会教育課の審査を終了しました。

次に、税務課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、町税は本町の重要な自主財源であるので、適正な課税客体の把握と適正な課税を基本として税収確保を図ることを基本に予算編成を行いました。

町内の令和6年の状況については、住民税申告における町民1人当たりの所得も伸びており、中でも、営業所得・不動産所得・給与所得において伸びている状況です。また、固定資産税額も増加傾向にあることから、特に法人税の設備投資も積極的に行われているものと思われます。

確定の数値ではありませんが、令和7年の農業関係では、前年度と比べて、水稻、さとうきび、ロベ、ヒサカキなどは、売上高が伸びている状況です。子牛の販売高については、低い状況にありましたが、年明けから市場の平均単価も上昇傾向にあるので、今後の動向を注視してまいります。

現在、令和7年中の住民税及び所得税の申告期間中であるので、引き続き、適正な所得の把握及び課税に努めてまいります。

また、土地行政の円滑な推進のため、地籍調査事業を確実に推進してまいります。令和8年度は、中之上字小比良・石ノ峯の2字を実施予定です。

質疑に入り、主な質疑として、町民税や固定資産税に滞納繰越があるが、これの請求や回収についてはどのようにやっているかとの問いに、滞納繰越の徴収回収については、基本的には催告書を滞納者にきちんと送付している。職員も自己訪問し本人と接触できるのであれば直接行使したり、財産調査も実施しているとのこと。

以上で、税務課の審査を終了しました。

次に、給食センターの審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、学校給食は、成長期における児童・生徒の健全な発達に必要なバランスの取れた食事を提供することが重要であり、児童・生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、食を通じた人間関係を育てるなど、多様で豊かな教育的狙いを持っております。

本町学校給食では、令和7年度から、調理業務、配送・回収業務を民間業者に委託しておりますが、南種子に常駐する職員のほか、本部から定期的に職員を派遣し、職場巡視や職場研修を毎月実施するなど、衛生管理の徹底に努めております。今後も、事業者との連携を密に行い、安心安全な学校給食を提供してまいります。

また、学校や地域での食育を推進し、有機米や有機野菜をはじめとする町内産の米や野菜を活用するほか、令和7年度に地方創生臨時交付金を活用して行った黒毛姫牛提供について、令和8年度は町単独事業として引き続き、南種子生まれの黒毛姫牛を使った給食を年間通して提供し、畜産農家の生産意欲の向上と南種子産牛肉の消費拡大を図ってまいります。

給食費無償化については、今年4月から公立小学校の給食費実質無償化が開始される方針が示されているところでありますが、引き続き、中学校を含めた無償化を行い、子育て支援に取り組んでまいります。

質疑に入り、主な質疑として、令和7年度から952万2,000円の増額となっておりますが、具体的な内容を教えていただきたいとの問いに、令和7年度については、運転手をパートタイムで計上していましたが、今年度はフルタイムとして計上しています。それと調理員が1名増員している分で増額となっているとのこと。国が給食の無償化に向けてやるという方向性を示しているが、無償化になった場合、国からの補助金は給食費の補助だけにするのか、施設の運営費にも一部該当してくるのか、どういう見方をされているのか教えていただきたいとの問いに、給食費分のみですとのこと。

以上で、給食センターの審査を終了しました。

次に、管理課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して」を基本目標に、生涯教育の観点に立ち、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、GIGAスクール構想に基づき、ICT技術を活用した教育環境整備に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。

また、児童生徒のさらなる学力向上を目指し、先進校への短期研修派遣など教職員の指導力を高めるとともに、JAXAや宇宙関連企業との連携、小中一貫教育など特色ある学校づくりに努め、地域とともにある学校の視点に立った学校教育の振興を進めてまいります。

31年目を迎える宇宙留学は、交流人口の拡大や移住定住促進住宅を活用した家族留学受入れによる移住・定住の重要施策にもなっていることから、各地区実行委員会との連携を深め、受入れ体制の充実や住宅整備等による留学後の定住促進対策を進めるなど、宇宙留学制度の維持・発展を目指します。

学校施設整備については、昨年から工事を進めている荃南小学校新築工事について、本年9月からの本校舎での事業開始に向け、児童の安全に十分配慮しながら引き続き取り組んでまいります。

また、南種子中学校の特別教室への空調整備をはじめ、児童生徒の学習・生活の場である町内学校施設の安心安全な教育環境改善を進めてまいります。

質疑に入り、主な質疑として、特別支援員は、小・中学校で何名在籍しているかとの問いに、中平小学校に2名で、ほかの小学校と中学校には各1名ずつで合計10名ですとのこと。南種子町にはロケット発射場があり、その宇宙開発を活用した特色ある授業は計画されているかとの問いに、学校教育の中で、総合的な学習の時間があり、そのカリキュラムの中に各学校としてロケット開発のものや、宇宙に関して探求的に何か課題としてそれを調べていくという学習というものがある。また、移動宇宙教室とって、JAXA職員の方が各学校に来て宇宙開発に関する授業を行っていただいている。本年度から南種子町ではその授業以外にも特別な時間として割り振りをしていただき、学校に行って授業する時間も増やしていただいている。来年度は、その時間についても拡張する形で計画を立てているとのこと。

以上で、管理課の審査を終了しました。

次に、選挙管理委員会の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、選挙管理委員会としては、公職選挙法に基づき、公正かつ適正な選挙事務を執行することが最大の職務であります。令和8年度においても、引き続き選挙従事者の資質向上に努めるとともに、適正な執行体制の確保及び明るい選挙啓発の推進に注力してまいりたいと考えております。

令和8年度においては、翌令和9年4月に任期満了を迎える鹿児島県議会議員選挙（4月29日）及び南種子町長・町議会議員選挙（4月30日）の準備経費を計上しており、これら複数の選挙が円滑に執行できるよう、万全の準備を整えてまいりたいと考えております。

質疑に入り、主な質疑として、衆議院選挙、参議院選挙、鹿児島県知事選挙、県議会議員選挙においては、国、県から交付金があるが、執行残については全額返納になるのか、それともほかの経費に変えることができるのかとの問いに、国、県の選挙においては交付金があるが、交付金に残が出るということではなく、どちらかという町単独経費を支出している状況です。過去においても交付金では不足するので、町の単独経費を追加している状況ですとのこと。

以上で、選挙管理委員会の審査を終了しました。

最後に、総務課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

概要は、国が掲げる賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行が進む一方で、その恩恵が地方の隅々にまで波及しているとは言い難いのが現状であります。

本町においては、社会保障関係費や人件費の増加、さらには依然として続く物価高騰など、極めて厳しい財政状況に直面しております。

こうした中、限られた財源を効果的・効率的に活用し、健全かつバランスの取れた財政運営を堅持することがこれまで以上に重要となっております。

令和8年度予算案においても、中長期的な視点から将来を見据えた戦略的施策に重点を置き、持続可能な財政基盤の構築に努めたところです。

歳入におきましては、町税の確保はもとより、国・県支出金や有利な地方債の活用など、財源の確保に全力を挙げてまいります。

次に、総務課の具体的な取組ですが、役場全体を統括する立場として、行財政執行の指導・監視体制を強化するとともに、組織力の向上を図ります。

特に、自治体間の格差を生まないよう、職員一人一人の資質向上と人材育成に取り組む、働きがいのある職場環境を整備してまいります。

また、防災対策につきましては、令和7年度に設定した3か年の継続事業である防災行政無線設備更新工事を確実に推進し、災害時における情報伝達体制のさらなる強化を図ってまいります。

質疑に入り、主な質疑として、諸支出金の土地開発基金積立金が1万1,000円、

土地開発公社は廃止をしているが、何の予算計上かとの問いに、土地開発基金については、基金の利息分になる。土地開発公社自体はないが、土地開発基金の中で、普通財産の取得をした場合の基金運用は今もしているとのこと。マイナンバーカードの申請については、日曜日や時間延長でやっていたと思うが、ほとんど町内は終わったという見方でよろしいかとの問いに、マイナンバーカードの交付については、現在も毎月1回、日曜日に窓口を開設している。本町の交付率は大体97%、3%については高齢者で、マイナンバーカードの作成ができないような方であるというふうに思っている。マイナンバーカードは更新作業が必要になってくるので、日曜日でも来られる方がいるとのことで、総務課の審査を終了しました。

以上で当委員会に分割付託を受けておりました令和8年度南種子町一般会計予算に関する審査を終了し、討論、採決を行うことにしました。

総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に可否同数の場合は、委員長採決で決定することを確認し、起立での採決を行いました。

採決の結果、起立多数で本委員会に付託を受けた令和8年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、町当局への提言事項については、協議の結果、なしと決定しました。

以上で、総務文教委員会に付託を受けていた令和8年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果の報告といたします。終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午前11時35分といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時34分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、会計ごとに委員長報告についての質疑を行います。

初めに、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第24号令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、議案第25号令和8年度南種子町介護保険特別会計予算

の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第26号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから、会計ごとに討論、採決を行います。採決は起立により行います。

初めに、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第23号令和8年度南種子町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第24号令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第24号令和8年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和8年度南種子町介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第25号令和8年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第25号令和8年度南種子町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第26号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第26号令和8年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第27号令和8年度南種子町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第9 発委第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、発委第2号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。柳田 博議会運営委員長。

[柳田 博議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（柳田 博議員） 発委第2号。発委第2号は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

提出者は、南種子町議会議会運営委員長柳田 博であります。

本条例は、役場一般職の職員との均衡等を考慮して定めることが適切といった観点や、国、県やほか市町村等に準じ、期末手当基礎額の加算の割合を改正するものであります。

新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をお開きください。

第6条第3項中の期末手当基礎額について、議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に乗じる割合を「100分の10」から「100分の15」に改めるものであります。

条文をお開きください。

附則については、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますので、議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 発委第3号 南種子町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、発委第3号南種子町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。柳田 博議会運営委員長。

[柳田 博議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（柳田 博議員） 発委第3号。発委第3号は、南種子町議会会議規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてで、別紙のとおり、地方自治法第112条及び南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものがあります。

提出者は、南種子町議会議会運営委員長柳田 博であります。

本規則は、議場での表決における正確性と賛否の透明性確保及び審議時間短縮のため電子表決システムを使用できるよう議会会議規則を改正するものであります。

新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をお開きください。

第81条は、起立による表決について電子表決システムを使用できることを定めるものであります。

第81条の2項第1項は、電子表決システムで議長が必要と認める場合に使用できる旨規定するものであります。

第2項は、問題を「可」とする者は「賛成のボタン」、「否」とする者は「反対のボタン」を押すことを定めるものであります。

第3項は、議長の表決終了時点でいずれのボタンも押していない場合は、その出席議員は反対とみなすことを定めるものであります。

第87条は、簡易表決の際必要な場合は、議長は、起立採決のほかに電子採決システムを使用することができる旨を定めるものであります。

それでは、条文をお開きください。

附則については、この条例は公布から施行することとしております。

以上、説明を終わります。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号南種子町議会
会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査・調査申し出

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、閉会中の継続審査・調査の申し出の件を議題とし
ます。

委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、
閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の
継続審査・調査とすることに決定しました。

日程第12 議員派遣

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣する
ことに決定しました。

閉 会

- 議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和8年第1回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さま
でした。

閉 会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 塩釜俊朗

南種子町議会議員 上園和信

南種子町議会議員 濱田一徳